

衆議院 第百六十三回国会

郵政民営化に関する特別委員会議録

平成十七年十月六日(木曜日)

出席委員

委員長 二階 俊博君
理事 石破 茂君 理事 園田 博之君

委員の異動
九月二十六日

補欠選任
中井 治

郵政改革法案（修正）附則第廿十一名提出
參照第

○一階委員長 これより会議を開きます

ただいま付託になりました内閣提出、郵政民営化法案、即ち郵便事業法案、郵便事業法案

他法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便

貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化

法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

案並びに松本剛明君外七名提出
郵政改革法案の
各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。国務大臣竹

中平藏君。

釋文
卷之三
七

郵政民営化法案

郵便事業株式会社法案

郵便局株式会社法案

獨立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
法案

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹中國務大臣　二の三び、政府から提出いた

（竹中）國務大臣のたゞ政府が公認出したばかり
ました郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、

郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独

立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法

案 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律案の六法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

郵政民営化は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、内外の社会経済情勢の変化に即応し、日本郵政公社（以下「公社」と申し上げます。）にかかる新たな体制を確立するものであり、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、その機能を引き継ぐ新たな株式会社を設立するとともに、一定の期間、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずるものであります。これにより、経営の自主性、創造性及び効率性を高め、公正かつ自由な競争を促進するとともに、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上、資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。この郵政民営化を実現するため、これら六法案を提出するものであります。

それぞれの法律案の概要について、順次御説明申し上げます。

初めに、郵政民営化法案についてであります。

第一に、郵政民営化の基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めております。

第二に、郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を平成二十九年九月三十一日まで設置することとし、郵政民営化委員会が、三年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うこと、郵政民営化推進本部がその見直し等について国会に報告すること等郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の所掌事務、組織等について定めております。

(三九)

第三に、準備期間中の公社の業務について、国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる等の特例等を定めています。

第四に、日本郵政株式会社を準備期間中に設立することとし、日本郵政株式会社に、公社の業務等の承継に関する実施計画を作成させ、この実施計画に関する事項を決定する経営委員会を設置することその他の準備期間中の業務の特例等並びに、
移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有及び完全処分等の業務の特例等について
定めております。

第五に郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」と申し上げます。）を平成十九年十月一日に設立することとし、その設立及び移行期間中の業務の特例等について定めております。

第六に 一般の商法会社として郵便貯金

び郵便保険会社を日本郵政株式会社に設立

とともに、銀行法及び保険業法の特例等として、

郵便貯金銀行及び郵便保険会社がそれぞれ

の免許及び生命保険業免許を平成十九年十

こ受けたものとみなすことを定めるほか、

は、保険金額等の限度額、義務範囲等、

度額、保険金額等の限度額、業務範囲等に

適正な競争関係等を確保するための必要な

加えるとともに、民営化に関する状況に応

行期間中にこれらの制限を解除し、自由な

可能二三月後，新嘉坡銀行及華都

古文書としての「金銀券」

会社の定款に議決権の行使に関する事項を

ければならないこと等について定めており

第七に、公社の業務等の日本郵政株式会

べ機構への承認に関する基本計画、その承

て機械への方縦に關する基方語彙。その方

滑に行うための税制上の措置その他の所要

を設けております。

次に、日本郵政株式会社法案、郵便事業

社法案及び郵便局株式会社法案につれて

花道案乃で垂れ馬橋式盆花案にて二つ

いずれの法案も会社の目的、業務の範囲等につ

いて定めるものであります。まず、日本郵政株式会社の発行済み株式の総数の三分の一を超える株式を保有していかなければならないことを定めております。

第三に、日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式を引き受けるとともに、両社の発行済み株式の総数を保有していないなければならないこと、両社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保並びに両社の株主としての権利の行使の業務を行うほか、その目的を達成するために必要な業務を行うことができるることを定めております。

郵便事業株式会社につきましては、第一に、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むこととを目的とすることを定めております。

第二に、郵便事業株式会社は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むほか、お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行の業務を営むことができるとともに、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を営むことができるることを定めております。

郵便局株式会社につきましては、第一に、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とすることを定めております。

第二に、郵便局株式会社は、郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務及び印紙の売りさばきの業務を営むほか、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に定められた事務に係る業務、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことができるとともに、これらの業務の遂行に支障のない範囲内

で、これらの業務以外の業務を営むことができる

ことを定めています。

第三に、郵便局株式会社は、郵便局の設置について、あまねく全国において利用されることを目指として郵便局を設置しなければならないことを定めております。

さらに、郵便事業株式会社に関する、第三種郵便物、第四種郵便物に係る業務等であつて一定の要件を満たす社会貢献業務に関する規定を、郵便局株式会社に関する、地域住民の生活の安定の確保のために必要であること等の要件を満たす地域貢献業務に関する規定を、それぞれ設けることとしております。また、これらの業務の実施のため、日本郵政株式会社に社会・地域貢献基金を設け、一兆円に達するまで積み立てなければならないこととともに、一兆円を超えて積み立てることができること、二兆円まで積み立てる場合には、一兆円までと同じルールで積み立てなければならないこと等を定めています。

このほか、これら三会社に対する監督に関する規定その他所要の規定を設けております。

次に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機関法についてあります。

この法律案は、機構が、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確實に履行し、もつて郵政民営化に資することを目的とするこのほか、機構の役職員、業務、財務、会計等について定めております。

最後に、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についてあります。

この法律案は、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機関法が施行されることに伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等十三の関係法律を廃止するほか、郵便法について郵便認証司の制度を設けるなど百六十の関係法律について規定の整備

等を行ふとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

これら六法案は、一部を除き、平成十九年十月一日から施行することとしております。なお、システム対応上の問題がある場合には民営化の実施時期を延期できるよう、所要の規定を設けております。

以上が、郵政民営化法案等の六法案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○二階委員長 次に、提出者三谷光男君。

郵政改革法案
(本号末尾に掲載)

○三谷議員 このたびの郵政改革法案の御趣旨について御説明をいたします。

改革を行うに当たって、その改革が本当に国民のためになることなのかどうか、改革の目的と手立てを明確にすることが最も重要なことです。

郵政事業の改革を行うに当たって何が最も重要な目的なのか、それは、郵政事業における国民の権利は何なのか、国の責務は何なのかを明らかにした上で、国民の権利をしっかりと保障することです。

さらに、現在、郵政事業という巨大な官の中に莫大な国民の資金がため込まれ、これが公的部門の非効率な事業に垂れ流されているという実態を変え、その資金が民の世界に、市場に確実に流れようすることです。

これらの目的を達成するために、民主党は、郵便と決済サービスについては国の責任で国民にひとしく全国サービスを提供する一方で、郵便貯金、簡易保険の資金量は、民業の圧迫にならないよう縮小すべきだと主張してきました。

小泉総理が述べておられる、官から民に、民間にできることは民間にという考え方方は私たちも大

賛成です。しかし、今政府から提出されている郵

政民営化法案は、本当に官から民に、そして民間でできることは民間にという考え方が実現されいく道筋なのでしょうか。大いに疑問です。

この考え方を実現するために、まず官と民の役割を明確に分けることが必要だと考えています。

ところが、政府提出の郵政民営化法案は、これに係る定義が明確になされていません。つまり、何が郵政事業における国民の権利なのか、国の責務

なのかが明らかにされていません。

さらに、政府提出の郵政民営化法案においては、郵政事業においてため込まれた国民の大手な資金が民間の効率的な事業に回るようになるのか、これも疑問です。国民の大事な資金が、これまでと同様に、公団、事業団など特殊法人、独立行政法人などの非効率な公的部門に流れ続けるおそれがあります。

また、民営化された新会社は、国の関与が長期的に残る会社でありながら、事業融資など新規事業に進出することによって民業を圧迫し、そのソケが結局国民に回ってくるおそれもあります。

申し上げたとおり、官から民に、民間でできることは民間にという考え方は私たちも大賛成です。しかし、何でも民営化すればよいというわけにはいきませんし、また、形だけ株式会社にすればすべてうまくいく、そういう考え方を私たちを持ちません。

まずは国に行うべき役割を明確にした上で、それ以外の分野について官が手を引き、民間に任せられる、つまり、余計なお世話となつてはいる官の分野はお引き取りいただいて、民間の事業者に担つていただけ、それが、民間にできることは民間にとていう考に沿つた正しい道筋であると私たちは考えます。

こうした理念のもとで、民主党はこの郵政改革法案を提案いたします。

以下、本法律案の概要を申し上げます。

第一に、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の向上を確保するために、郵便及び郵便貯金につ

いては、国の責任で全国サービスを維持することにいたします。

二〇〇七年十月一日以降の経営形態は、郵便は公社、郵便貯金は公社の一〇〇%子会社である郵便貯金会社とします。

第二に、二〇〇六年度中に郵便貯金の預け入れ限度額を七百万円に引き下げ、二〇〇七年十月一日以降、定額貯金を廃止し、預け入れ限度額をさらに五百万円に引き下げます。なお、旧貯金については、郵便貯金会社に特別勘定を設け、公社の委託を受けて管理運用を行うこととします。

第三に、二〇〇七年十月一日以降、簡易生命保険は廃止することにいたします。なお、旧契約については、公社の子会社として保険業法に基づき二つ以上の郵政保険会社を設立し、これらの会社との間で再保険契約を結ぶこととします。そして、各郵政保険会社の株式は二〇一二年九月三十日までにすべて売却し、完全民営化することといたします。

第四に、郵政改革とあわせ、特殊法人、独立行政法人などの抜本改革を進めることといたします。その一環として、国債と財投債を明確に区別するための措置を講じた上で、公社及び郵便貯金会社、完全民営化までの郵政保険会社による財投債、政府保証債、格付のない財投機関債の購入を禁止することといたします。

第五に、二〇〇七年十月一日以後、公社の役職員は非公務員とともに、天下りを制限することといたします。

第六に、政府提出の郵政民営化法案が公的部門のさらなる肥大化と民業圧迫を招くものであるのに対し、しかつ、確実に公的部門を縮小し、民間経済を活性化いたします。

私たちは改革の内容を競い合いたいと考えています。どちらが本当の改革の名に値するのか、今後の論戦でお示ししたいと考えています。議員各位の皆様の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

○二階委員長 これにて各案についての趣旨の説

明は終わりました。

次回は、明七日金曜日午前八時四十五分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

第二節 設立に関する郵便局株式会社法等の特例(第八十二条—第八十九条)

第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第九十条—第九十三条)

第八章 郵便貯金銀行

第一節 設立等(九十四条—九十七条)

第二節 承継に関する銀行法等の特例等(第九十八条—第一百二条)

第三節 移行期間中の銀行法等の特例等(第一百三十三条—第一百三十六条)

第九章 郵便保険会社

第一節 設立等(第一百三十七条—第一百三十九条)

第二節 承継に関する保険業法等の特例(第一百四十一条—第一百三十二条)

第三節 移行期間中の保険業法等の特例等(第一百三十三条—第一百三十六条)

第十章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険

第一節 設立等(第一百五十四条)

第二節 設立に関する独立行政法人郵便貯金の特例(第一百五十五条—第一百五十六条)

第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第一百五十七条—第一百五十八条)

第四節 承継に関する日本郵政株式会社法等の特例(第五十二条—第五十九条)

第五節 移行期間中の業務に関する特例等(第六十一条—第六十九条)

第六章 郵便事業株式会社

第一節 設立等(第七十条—第七十二条)

第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条—第七十四条)

第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条—第七十八条)

(目的)

第一章 総則

第一条 この法律は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、よ

り自由で活力ある経済社会の実現に資するこ^トにかんがみ、平成十六年九月十日に閣議におい^てて決定された郵政民営化の基本方針に則して行^{われる改革(以下「郵政民営化」という。)につい}て、その基本的な理念及び方針並びに国等の責^{務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び}郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社(以下「公社」という。)の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

(国等の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのつとり、郵政民営化に関する施策を確実かつ円滑に実施する責務を有する。

2 公社及び公社を承継する組織は、前条の基本理念にのつとり、郵政民営化に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有する。

第二章 基本方針

(基本方針)

第四条 郵政民営化に関する施策についての基本方針は、この章に定めるとおりとする。

第三条 国は、前条の基本理念にのつとり、郵政民営化に関する施策を確実かつ円滑に実施する責務を有する。

公社及び公社を承継する組織は、前条の基本理念にのつとり、郵政民営化に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有する。

（公社の解散及び新公社の設立）

第五条 公社は、平成十九年十月一日に解散するものとする。

2 公社の機能を引き継がせるため、次の各号に掲げる業務を営む株式会社として当該各号に定める株式会社を新たに設立するものとする。

一 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行う業務 日本郵政株式会社

二 あまねく公平に、かつ、なるべく安い料金で行う郵便の業務 郵便事業株式会社

三 郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務 郵便局株式会社

四 銀行業 郵便貯金銀行（第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第八章を除き、以下同じ。）

五 生命保険業 郵便保険会社（第一百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。第九章を除き、以下同じ。）

3 平成十九年十月一日において、日本郵政株式会社の発行済株式の総数は政府が、前項第二号から第五号までに定める株式会社の発行済株式の総数は日本郵政株式会社が、それぞれ保有するものとする。

（公社の業務等の承継等）

第六条 前条第一項に規定する公社の解散の日以後、新たな郵便貯金及び簡易生命保険の取扱いは、行わないものとする。

2 従前の郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び簡易生命保険の管理に関する業務は、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理制度（以下「承継会社」という。）又は機構（以下「承継会社等」という。）に承継させるものとする。

3 前項に規定するもののほか、公社の業務その他機能並びに権利及び義務（以下「業務等」という。）は、前条第二項各号に定める株式会社（以下「承継会社」という。）又は機構（以下「承継会社等」という。）に承継させるものとする。

4 公社の職員の雇用は、承継会社において確保するものとする。

第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。

(新会社の株式)

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(郵政民営化の推進及び監視に関する組織の設置)

第九条 準備期間(附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)及び移行期間における郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を設置するものとする。

第三章 郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会

(設置)

第一節 郵政民営化推進本部

第十条 内閣に、郵政民営化推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化の推進に関する総合調整に関すること。

二 郵政民営化の推進のために必要な法律案及び政令案の立案に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、郵政民営化に關する施策で重要なものの企画に關する審議及びその施策の実施の推進に關すること。

2 本部は、郵政民営化委員会が第十九条第一項第一号又は第六百六十三条第五項の規定による意見を述べたときは、その内容を国会に報告しなければならない。

(組織)

第十二条 本部は、郵政民営化推進本部長、郵政民営化推進副本部長及び郵政民営化推進本部員をもつて組織する。

(郵政民営化推進本部長)

第十三条 本部の長は、郵政民営化推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を總括し、所部の職員を指揮監督する。

(郵政民営化推進副本部長)

第十四条 本部に、郵政民営化推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官、郵政民営化担当大臣(内閣総理大臣の命を受け、郵政民営化に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。)、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(郵政民営化推進副本部員)

第十五条 本部に、郵政民営化推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、

第二十四条第四項 第二号	並びに同条第三項に規定する業務	、同条第三項に規定する業務並びに郵政民営化法(平成十七年法律第 号第二十 第三十二条 総務大臣は、第二十九条第二項又は 第三十三条の認可の申請があつたときは、日本郵政株式会社の意見を听かなければならない。 第三十一条に規定する業務
第三十八条第一項 及び第四十一条第一項 十一号	費用	費用(郵政民営化法第二十九条第一項に規定する業務に係るもの)を除く。)
第四十五条第一項 第三号	三 第四十五条第一項 十二号までに掲げる方法	三 第四十五条第一項 十二号までに掲げる方法
第五十八条第一項 第六十五条第一項 第二号	日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律	四 郵便業務に係る資金繰りに充てるための資金(郵政民営化法第二十九条第一項に規定する業務に係るもの)を除く。)の融通
第六十七条规定 第六十七条第一号 第七十二条第一号	債務の状況 又は第四十三条规定 十五条规定において準用する場合を含む。)	日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律、郵政民営化法(第四章の規定に限る。)
第七十二条第一号 第七十二条第四号 第七十二条第十五号 第七十二条第十六号	又は第四十七条规定 又は承認を受けなければならぬ	債務の状況並びに郵政民営化法第三十条の規定により公社が出資している会社の業務の状況 若しくは第四十七条又は郵政民営化法第三十条 二項において準用する場合を含む。)又は郵政民営化法第二十九条第二項若しくは第三十条 二項において準用する場合を含む。)又は郵政民営化法第三十条 若しくは第四十七条又は郵政民営化法第三十条 若しくは承認を受け、又は郵政民営化法の規定により総務大臣の認可を受けなければならぬ
第六十五条第一項 第六十五条第一項又は第二項 第六十五条第一項又は第六十一号第一項 第六十五条第一項又は第六十二条第一項	第十九条规定から第三項までに規定する業務 若しくは第六十一号第一項又は第六十二条第一項 若しくは第六十五条第一項又は郵政民営化法第三十五条第二項 第六十五条第一項若しくは第二項又は郵政民営化法第三十五条第三項	第十九条规定から第三項まで及び郵政民営化法第二十九条第一項に規定する業務 若しくは第六十五条第一項又は郵政民営化法第三十五条第二項 第六十五条第一項若しくは第二項又は郵政民営化法第三十五条第三項

3 第二十九条第一項の規定により公社の業務が行われる場合又は第三十条の規定により公社の出資が行われる場合、第三十一条の規定により公社が出資している会社の業務が行われる場合には、公社は、公社の当該業務又は当該出資に係る会社の業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。	2 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。 (同種の業務を営む事業者への配慮等)	2 総務大臣は、第二十九条第二項又は第三十三条の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。	3 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。	3 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。
2 設立委員は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。	2 設立委員は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。	2 設立委員は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。
3 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。	3 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。	3 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
4 日本郵政株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び日本郵政株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。	4 日本郵政株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び日本郵政株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。	4 日本郵政株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び日本郵政株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

5 日本郵政株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。	6 前項の規定により割り当てられた株式による日本郵政株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。	7 公社は、日本郵政株式会社に対し、金銭を出資するものとする。
6 前項の規定により割り当てられた株式による日本郵政株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。	7 公社は、日本郵政株式会社に対し、金銭を出資するものとする。	7 公社は、日本郵政株式会社に対し、金銭を出資するものとする。
7 公社は、日本郵政株式会社に対し、金銭を出資するものとする。	8 日本郵政株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、日本郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第	8 日本郵政株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、日本郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第
8 日本郵政株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、日本郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第	8 日本郵政株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、日本郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第	8 日本郵政株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、日本郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第

三十六条第五項の規定による株式の割当後」とする。

9 第七項の規定により公社が行う出資に係る金

銭の払込みは、附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日に行われるものとし、日本郵政株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

10 日本郵政株式会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、日本郵政株式会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

11 公社が第七項の規定による出資によって取得する日本郵政株式会社の株式は、日本郵政株式会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

12 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、日本郵政株式会社の設立については、適用しない。(準備期間中の追加出資)

第三十七条 日本郵政株式会社が平成十九年九月三十日までの間に発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、日本郵政株式会社は、これを公社に割り当てるものとする。

2 公社は、前項の規定による株式の引受けに際し、日本郵政株式会社に対し、金銭を出資するものとする。

3 公社が前項の規定による出資によって取得する日本郵政株式会社の株式は、公社が行う出資に係る金銭の払込みの時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(承継計画に基づく出資)
第三十八条 日本郵政株式会社が承継計画(第六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下第十一章第一節までにおいて同じ。)において定めるところに従い発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、日本郵政株式会社は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の株式については、会社法第四百四十五

条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第二号)」とする。

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、日本郵政株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、会社法第四十七条の規定は、適用しない。

4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。会社法第二百七条の規定は、日本郵政株式会社が第一項の株式を発行する場合については、適用しない。

5 公社が第三項の規定による出資によって取得する日本郵政株式会社の株式は、この法律の施行の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

6 会社法第三十九条の規定は、附則第一条第一号)第三条の規定は、附則第一条规定の適用しない。

7 公社が第三項の株式を発行する場合には、公社が第一項の株式を発行する場合についても、同様に適用する。

8 会社法第三十九条の規定は、附則第一条第一号)第三条の規定は、附則第一条规定の適用しない。

9 会社法第三十九条の規定は、附則第一条第一号)第三条の規定は、附則第一条规定の適用しない。

10 会社法第三十九条の規定は、附則第一条第一号)第三条の規定は、附則第一条规定の適用しない。

11 会社法第三十九条の規定は、附則第一条第一号)第三条の規定は、附則第一条规定の適用しない。

12 会社法第三十九条の規定は、附則第一条第一号)第三条の規定は、附則第一条规定の適用しない。

13 会社法第三十九条の規定は、附則第一条第一号)第三条の規定は、附則第一条规定の適用しない。

14 会社法第三十九条の規定は、附則第一条第一号)第三条の規定は、附則第一条规定の適用しない。

定を行う。
一 実施計画(第一百六十三条第一項に規定する実施計画をいう。以下この章において同じ。)の作成(同条第四項の実施計画の変更を含む。以下この章において同じ。)に関する事項の決定

二 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の設立に関する事項の決定

三 第三十二条の規定による意見の聴取に係る事項の決定
四 前三号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

五 公社が第三項の株式を発行する場合には、公社が第一項の株式を発行する場合についても、同様に適用する。

6 経営委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項の決議について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

7 経営委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

8 経営委員会の議事については、總務省令で定めることにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 経営委員会の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)をもつて作成されている場合には、總務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に規定するもののほか、議事録は、経営委員会が定める。

の職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。

2 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、現在に在任する委員の総数の三分の二以上の出席があれば、会議を開き、議決をすることができない。

3 経営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、経営委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 経営委員会の議事については、總務省令で定めることにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

8 経営委員会の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)をもつて作成されている場合には、總務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

9 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

10 前各項及び次条に規定するもののほか、議事録は、経営委員会が定める。

第一節 経営委員会

第二節 経営委員会

(議事録)

第四十五条 日本郵政株式会社は、前条第八項の議事録を十年間その本店に備え置かなければならぬ。

2 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすること

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、日本郵政株式会社、その子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう)又は公社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができる。

5 会社法第八百六十八条规定第一項、第八百六十九条、第八百七十一条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十二条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(登記) 日本郵政株式会社は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。前項の規定による委員の選定の登記の申請書

には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 日本郵政株式会社は、この法律の施行後遅滞なく、第一項の規定により登記された事項の消滅の登記をしなければならない。

第三節 準備期間中の業務に関する特例等

(通則)

第四十七条 日本郵政株式会社については、準備期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによること。

(業務の特例)

第四十八条 日本郵政株式会社は、平成十九年九月三十日までの間、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 実施計画の作成

二 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びにこれらの株式会社の株主としての権利の行使

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
(定款)

第四十九条 日本郵政株式会社の定款には、平成十九年九月三十日までの間、会社法第二条第十号に規定する委員会を置く旨を定めてはならない。

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第五十条 平成十九年九月三十日までの間ににおける日本郵政株式会社法の規定の適用について

は、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法律第十五号)第四十八条及び第四十九条と、同条第一項及び同法第十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法第百四十九条及び第四十九条の規定」とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書

2 総務大臣は、平成十九年九月三十日までの間に、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことと証する書面を添付しなければならない。

3 在い(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)において日本郵政株式会社法第十四条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

4 日本郵政株式会社は、この法律の施行後遅滞なく、第一項の規定により登記された事項の消滅の登記をしなければならない。

第三節 準備期間中の業務に関する特例等

(通則)

第四十七条 日本郵政株式会社については、準備期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによること。

(業務の特例)

第四十八条 日本郵政株式会社は、平成十九年九月三十日までの間、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 実施計画の作成

二 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びにこれらの株式会社の株主としての権利の行使

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
(定款)

第四十九条 日本郵政株式会社の定款には、平成十九年九月三十日までの間、会社法第二条第十号に規定する委員会を置く旨を定めてはならない。

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第五十条 平成十九年九月三十日までの間ににおける日本郵政株式会社法の規定の適用について

は、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法律第十五号)第四十八条及び第四十九条と、同条第一項及び同法第十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法第百四十九条及び第四十九条の規定」とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書

行の時において、保険業法(平成七年法律第百五号)第二百七十二条の十八第一項の認可を受けたものとみなす。

3 在い(業務等の届出に関する特例)において日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十二条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務について、第六十四条後段の規定による届出をしたものとみなす)。

4 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、郵便事業株式会社、郵便局株式会社その他その子会社(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。第六十七条及び第六十八条において同じ。)として承継計画において定められたものについて、同法第四条第二項の認可を受けたものとみなす。

5 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

6 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

7 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

8 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

9 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

10 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

11 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

12 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

13 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

14 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

15 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもの(うち第六十六条までにおいて同じ。)として承継計画において定められたものについて、第六十六条後段の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書

第五節 移行期間中の業務に関する特例

等

(通則)

第六十条 日本郵政株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものほか、この節の定めるところによる。

(業務の特例)

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条及び附則第二条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第四百四条第一号及び第一百三十四条第一号において同じ。)の処分

二 郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を段階的に処分しなければならない。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者及び機構に通知しなければならない。
一 郵便貯金銀行の株式の全部を処分した場合
二 郵便保険会社の株式の全部を処分した場合
三 郵便保険会社の株式の全部を処分した場合

3 総務大臣は、前項の規定による届出を受けた場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び民営化委員会に通知しなければならない。
(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用について

は、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法律第

二号)第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第

六十二条及び第六十二条の規定」とする。

六十二条及び第六十二条の規定」とする。

二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(銀行法の特例)

第六十四条 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社(銀行法第二条第十

三項に規定する銀行持株会社をいう。次条及び第六十六条において同じ。)である場合には、同

(銀行法の特例)

第六十五条 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行おうとするときは、内閣府令で定め

において、日本郵政株式会社は、第六十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行おうとするときは、内閣府令で定め

(保険業法の特例)

第六十七条 日本郵政株式会社が郵便保険会社を子会社とする保険持株会社(保険業法第二条第

十六項に規定する保険持株会社をいう。次条において同じ。)である場合には、同法第二百七十

(保険業法の特例)

第六十八条 日本郵政株式会社が郵便保険会社を子会社とする保険持株会社である場合には、保

険業法第二百七十二条の二十二の規定は、日本郵政株式会社について、日本郵政株式会社は、子会社を設立しよ

(保険業法の特例)

第六十九条 第六十四条から前条までに規定するもののほか、これらの規定による届出に関する手続その他これらの規定を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社並びに前条後段の規定による届出に係る子会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権については、その子会社と合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主又は総社員の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 発起人は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便事業株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

4 一株式の数(郵便事業株式会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

5 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。第七十九条第三項第二号において同じ。)

6 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項

4 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して第七項の規定により公社が出资した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第二号)」とする。

5 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、発起人はこれを公社に割り当てるものとする。

6 前項の規定により割り当てられた株式によるところに従い、その財産を出资するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

7 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定め

6 郵便事業株式会社の設立に関する株式引受け人としての権利は、日本郵政株式会社が行使する。

第六章 郵便事業株式会社

第一節 設立等

(設立)

第七十条 日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社の設立の発起人となる。

2 発起人は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便事業株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

4 一株式の数(郵便事業株式会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

5 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。第七十九条第三項第二号において同じ。)

6 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項

4 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して第七項の規定により公社が出资した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第二号)」とする。

5 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、発起人はこれを公社に割り当てるものとする。

6 前項の規定により割り当てられた株式によるところに従い、その財産を出资するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

7 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定め

6 郵便事業株式会社の設立に関する株式引受け人としての権利は、日本郵政株式会社が行使する。

7 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定め

6 郵便事業株式会社の設立に関する株式引受け人としての権利は、日本郵政株式会社が行使する。

7 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定め

6 郵便事業株式会社の設立に関する株式引受け人としての権利は、日本郵政株式会社が行使する。

7 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定め

6 郵便事業株式会社の設立に関する株式引受け人としての権利は、日本郵政株式会社が行使する。

第一節 設立等

五条第一項の規定の適用については 同項中
「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期
間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、
「郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第
七十一条第五項の規定による株式の割当後」とす
る。

第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時、二行つれるものに

付はこの法律の施行の時に行われるものとし、郵便事業株式会社は、会社法第四十九条の

規定にかかわらず、その時に成立する。

郵便事業株式会社は、会社法第九百十一条第

一項の規定にかかるらず、郵便事業株式会社の設立後逕帯なく、その設立の登記をしなければ

成立後退路なくならない。

会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規

定は、郵便事業株式会社の設立については、適

(商号) 用しない。

(商号)
第七十一条 郵便事業株式会社法(平成十七年法)

律第
号)第二条の規定は、附則第一条第

一号に掲げる規定の施行の際現にその商号中に

郵便事業株式会社という文字を使用している者については、同号に掲げる規定の施行後六ヶ月間

は、適用しない。

(最初の実施計画等)

第七十二条 郵便事業株式会社の成立の日の属す

(郵便事業株式会社法第四条第一項に規定する事業年度以後の二事業年度に係る実施計画

実施計画をいう。)については、同項中「開始前

に」とあるのは、「開始後遅滞なく」とする。

郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、郵便事業株式会社法

度の事業計画に「いでは、郵便事業株式会社法第七条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、

「会社の成立後遅滞なく」とする。

第二節 設立に関する郵便事業株式会社

(郵便事業株式会社法の特例) 法等の特例

第七十三条 郵便事業株式会社は、その成立の時

において、郵便事業株式会社法第二条第一項又

卷之三

は第二項に規定する業務に該当しない業務であつて、郵便事業株式会社が営むものとして承継計画において定められたものについて、同条第三項の認可を受けたものとみなす。

(貨物利用運送事業法等の登録等に関する特例)

第七十四条 郵便事業株式会社は、その成立の日以後六月を経過する日までの間(当該期間内に貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第三条第一項の登録の申請について登録の拒否の処分があつたとき、又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可の申請について許可しない旨の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間には、これらの規定及び同法第三十六条第一項の規定にかかわらず、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第 号。以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の公社法第九条第一項第一号に掲げる業務を行うことができる。郵便事業株式会社が当該期間内に貨物利用運送事業法第三条第一項の登録又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法第三条の許可の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録若しくは登録の拒否の処分又は許可若しくは許可しない旨の処分があるまでの間も、同様とする。

郵便事業株式会社の成立の際現に公社が第二十九条第一項に規定する業務を行つため貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第二十条 貨物自動車運送事業法第三条若しくは同法第三十五条第一項の許可を受け、又は同法第三十六条第一項の届出をしている場合においては、郵便事業株式会社は、その成立の時ににおいて、当該登録若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、公社が貨物利用運送事業法第八条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは貨物自動車運送事業法第十一条第一項の認可を受けているとき(貨物利用運送事業法第八条第三項(同法第二十六条

		第三条第一項	第七条第一項
第十三条第一項	及び次に掲げる法律	登録	変更登録
第十二条第二項	及び前項各号に掲げる法律	第二十条	第二十五条第一項
法律	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法	第三条の 許可	第九条第一項の 認可
第十二条第一項	、次に掲げる法律及び郵政民営化法(平成 十七年法律第 号)第六章第三節 第六章第三節の規定	(通則) 第七十五条 郵便事業株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。 (民営化委員会の意見の聴取) (同種の業務を営む事業者への配慮)	第三節 移行期間中の業務に関する特例等
第七十七条 郵便事業株式会社は、郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務を営むに当たっては、郵便事業株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不适当に害することのないよう特に配慮しなければならない。 (郵便事業株式会社法の適用に関する特例等)	第七十六条 総務大臣は、郵便事業株式会社法第三条第三項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。	第七十五条 郵便事業株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。 (民営化委員会の意見の聴取) (同種の業務を営む事業者への配慮)	第三項において準用する場合を含む。)又は貨物自動車運送事業法第十一条第三項の規定により認められたものとみなされる場合を含む。)又は貨物自動車運送事業法第十八条第三項(同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)若しくは貨物自動車運送事業法第十一条(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の届出をしていいることは、郵便事業株式会社は、その成立の時における第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句とし、当該認可を受け、又は届出をしたものとなす。
第七十八条 前条の規定の適用がある場合における郵便事業株式会社法の規定の適用については、「この表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。」	第七十九条 前条の規定の適用がある場合における郵便事業株式会社法の規定の適用については、「この表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。」	第七十九条 前条の規定の適用がある場合における郵便事業株式会社法の規定の適用については、「この表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。」	第七十九条 前条の規定の適用がある場合における郵便事業株式会社法の規定の適用については、「この表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。」

については、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項中「外務員の職務」とあるのは、「外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)」とする。

(生命保険募集人の登録に関する特例)

第八十七条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集(保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。)が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時ににおいて、郵便保険会社を所属保険会社等として同法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用について、同法第二条第二十六項中「保険契約」とあるのは、「保険契約(郵政民営化法(平成十一年法律第号)の施行の際における同法第二百三十八条第一項の政令で定める保険の種類に係るものに限る。)」とする。

七年法律第二百三十八条第一項の政令で定める保険の種類

第三節 移行期間中の業務に関する特例
等

(通則)

第九十条 郵便局株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(定義)

第九十一条 郵便局株式会社法第五条の総務大臣は、郵便局株式会社が設立する株式会社をいう。

(設立)

第九十四条 この章において「郵便貯金銀行」とは、銀行業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

第九十五条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行の設立の際に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとし(承継計画に基づく出資)

第五条の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第九十七条 平成十九年九月三十日までの間、郵便貯金銀行に使用される者(常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(以下この条において「職員」という。)に相

る。

(確定拠出年金運営管理業の登録に関する特例)
第八十九条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の再委託を受けて営む確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項第二

号に規定する運用関連業務が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、同法第八十八条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合においては、郵便局株式会社は、その成立の日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項に規定する書類の提出があったときは、当該書類に記載された確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項及び同法第九十条第一項第二号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録するものとする。

(郵便局株式会社法の適用に関する特例等)
第九十三条 前条の規定の適用がある場合には、当該委託に係る業務を含む)と同種の業務を営む事業者の利益を本当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

字句とする。

務(当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うものである場合には、当該委託に係る業務を含む)と同種の業務を営む事業者の利益を本当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

次に表の上欄に掲げる同法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

第十三条第一項 及び前項各号に掲げる法律	、次に掲げる法律及び郵政民営化法(平成十七年法律第七章第三節の規定)
第十四条第一項 及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法(第七章第三節の規定)

2 総務大臣は、郵便局株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十一条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第八章 郵便貯金銀行

第一節 設立等

(定義)

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、郵便貯金銀行に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出资するものとする。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第二百三十八条第一項の政令で定める保険の種類に係るものに限る。)」とする。

4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。

5 会社法第二百七条の規定は、郵便貯金銀行が第一項の株式を発行する場合については、適用しない。

2 前条第二項の規定は、保険募集員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとす

る。この場合において、郵便保険会社を所属保険会社等として保険募集を行う者以下この条において「保険募集員」という。が承継計画において定められているときは、保険募集員は、郵便局株式会社の成立の時において、郵便保険会社を所属保険会社等として保険募集を行なう。この場合において、郵便保険会社の成立の時のみなす。この場合においては、保険募集員は、同法第二百八十二条の登録を受けたものとみなす。

六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、保険募集員は、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項の規定は、保険募集員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとす

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第九十二条 郵便局株式会社は、郵便局株式会社法第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、郵便局株式会社が公社の機能

当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便貯金銀行の業務は公務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等（公社及び郵政民営化法（平成十七年法律第号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の負担金を」と、同項各号並びに同法第二百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とする。

第二節 承継に関する銀行法等の特例等

（銀行業の免許の付与）

第九十八条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、銀行法第四条第一項の免許を受けたものとみなす。

2 前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。

一 第百十条第一項各号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。

二 次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる代理店が継続的に設置されていること。

3 前項の条件は、銀行法第四条第四項の規定により付された条件とみなす。

（証券業務の登録等に関する特例）

第九十九条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けたものとみなす。

2 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、証券取引法第六十五条の二第三項の認可を受けたものとみなす。

3 前項の認可は、国債等元引受け業務（国債証券等につき証券取引法第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けを営業として行うこと）をいう。以外の行為を行おうとするときは内閣総理大臣の承認を受けなければならない旨の条件が付されたものとする。

前項の条件は、証券取引法第六十五条の二第四項において準用する同法第二十九条の二第一項の規定により付された条件とみなす。

第三項の「国債証券等」とは、証券取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保證しているものに限る。）をいう。

前項に規定する有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなして同項の規定を適用する。
(確定拠出年金運営管理業の登録に関する特例)
第百条 この法律の施行の際現に公社が確定拠出年金法第八十八条第一項の登録を受けている場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、同項の登録を受けたものとみなす。

前項の場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項及び同法第九十条第一項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項及び同法第九十条第一項第二号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録するものとする。

(営業所の設置等の届出に関する特例)

第一百一条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、その支店その他の営業所及び代理店として承継計画において定められたものについて、第百十二条第一項及び銀行法第八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(初年度の預金保険料)

第一百二条 郵便貯金銀行が、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十条第一項の規定

により施行日を含む事業年度に納付する次の各号に掲げる保険料については同項ただし書の規定は適用しないものとし、その額については同法第五十一条第一項及び第五十一条の二第一項の規定にかかるわらず、当該各号に定める金額とする。

一 一般預金等(預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。以下この号において同じ。)に係る保険料 施行日以後二月を経過する日までの間の各日(銀行法第十五条第一項に規定する休日を除く。次号において同じ。)における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率(預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率をいう。)を乗じて得た金額

二 決済用預金(預金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。以下この号において同じ。)に係る保険料 施行日以後二月を経過する日までの間の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、同項に規定する率を乗じて得た金額

二 次条第一項の決定があつた日
第一百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくとも、郵便貯金銀行と他の金融機関等の預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係

三 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならぬ。

第一項の決定は、取り消すことができない。

四 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び機関に通知しなければならない。
(定款)
(預入限度額)

第一百六条 郵便貯金銀行の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項として内閣府令・総務省令で定める事項を定めなければならない。

第一項第四号及び前項に規定する有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなしてこれらの規定を適用する。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれはないとして認めるとときは、同項の認可をしなければならない。

5 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

（子会社保有の制限）

第百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としよるとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、子会社対象金融機関等が、銀行法第十六条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社となる場合は、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となつた銀行が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、その子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会

子会社としようとする場合について準用する。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第二項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

5 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

（子会社保有の制限）

第百十一条 郵便貯金銀行は、子会社としている。次項において同じ。）を子会社としてはならない。

2 前項の規定は、銀行が、銀行法第十六条の二第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）を子会社としてはなければならない。

3 第一項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社となる場合については、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の会社分割が、吸収分割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下同じ。）又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）に銀行法第十条第一項各号に掲げる業務に係る権利義務を承継させるものであり、かつ、日本郵政株式会社又は郵便貯金銀行が当該吸収分割承継会社又は新設分割設立会社を子会社とすることとなるときは、前項の認可をしてはならない。

5 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、その子会社としている銀行法第十六条の二第一項第三号（主として郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。

（営業所の設置等）

五百十二条 郵便貯金銀行は、支店その他の営業所の設置、種類の変更若しくは廃止又は本邦における支店その他の営業所の位置の変更（本店の位置の変更を含む。）をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）

3 郵便貯金銀行を当事者とする合併は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の合併が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。

1 合併により郵便貯金銀行が消滅すること。

2 合併の相手方が金融機関（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者をいう。）であること。

3 郵便貯金銀行を当事者とする会社分割は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の会社分割が、吸収分割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下同じ。）又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）に銀行法第十条第一項各号に掲げる業務に係る権利義務を承継させるものであり、かつ、日本郵政株式会社又は郵便貯金銀行が当該吸収分割承継会社又は新設分割設立会社を子会社とすることとなるときは、前項の認可をしてはならない。

一部の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けが、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の認可をしてはならない。

1 郵便貯金銀行の事業（銀行法第十条第一項各号に掲げる業務に係るものに限る。）の全部の譲渡であること。

2 銀行法第十条第一項第一号、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第一項第三号、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第一項第一号、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条の八第一項第三号又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第一項第一号に掲げる業務に係る事業の譲受けであること。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項又は第五項の認可の申請があつた場合において、第二項、第四項又は前項の場合に該当せず、かつ、この節の規定の規制の実効性を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしてはならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項又は第五項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。（転換の制限）

8 内閣総理大臣及び総務大臣は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第四条第二号の規定による同法第二条第七項に規定する転換をすることができない。

9 第百十四条 郵便貯金銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第四条第二号の規定による同法第二条第七項に規定する転換をすることができない。

10 第百十五条 郵便貯金銀行の次に掲げる事項は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

11 銀行業（銀行法第一条第二項に規定する銀行業をいう。）の廃止に係る定款の変更について

	二 解散についての株主総会の決議
2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、郵便貯金銀行の業務及び財産の状況に照らしてやむを得ないと認めると認めをしなければならない。	
3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならぬ。	
(業務報告書等)	
第百十六条 郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況(代理店の営業所(郵便貯金銀行に係る業務を取り扱うものに限る)の設置状況を含む。)を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。	
2 郵便貯金銀行が銀行法第十四条の第二号に規定する子会社等を有する場合には、郵便貯金銀行は事業年度ごとに、前項の報告書のほか、郵便貯金銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。	
3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらに報告書に關する事項は、内閣府令・総務省令で定める。	
4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。	
(報告又は資料の提出)	
第百十七条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便貯金銀行(代理店を含む。)に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求める	
2 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定	
3 子会社に対し、郵便貯金銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。	
4 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を单独で行使したときは、速	
5 前条第三項の規定は、第二項の規定による郵便貯金銀行の子会社に対する質問及び検査について準用する。	
6 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を单独で行使したときは、速	
3 郵便貯金銀行の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。	
4 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を单独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。	
5 内閣総理大臣又は総務大臣は、郵便貯金銀行の業務がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく处分に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便貯金銀行に対して、期限を付して郵便貯金銀行の業務の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。	
6 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。	
7 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報で告示するものとする。	
8 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。	
9 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、あらかじめ、信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。	
10 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。	
11 (届出事項)	
第百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。	
12 一 商号を変更したとき。	
13 (第百十一条第八項に規定する子会社対象金融機関等の融機関等をいう。次号において同じ。)に該当するものを除く。)を子会社としようとするとき。	
14 二 銀行法第十六条の二第一項第十一号又は第十二号に掲げる会社(子会社対象金融機関等	
15 三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第百十三条第三項又は第五項の認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)、又は子会社対象金融機関等に該当する子会社が当該子会社対象金融機関等に該当しない子会社になつたとき。	
16 四 資本金の額を増加し、又は減少しようとするととき。	
17 五 この節の規定による認可を受けた事項を行ったとき。	
18 六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。	
19 七 銀行法第二十六条第一項の規定による命令、預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる处分その他内閣府令・総務省令で定める处分を受けたとき。	
20 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。	
21 九 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定により付した条件を変更しようとするときは、又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。	
22 (日本郵政株式会社に対する金銭の交付)	
23 第百二十二条 郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、当該事業年度の開始後三月以内に日本郵政株式会社に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて計算した額の金銭を交付しなければならない。ただし、当該交付すべき金銭の額の二分の一に相当する金額については、	

当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に交付することができる。

一 当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日(銀行法第十五条规定する規定する休日を除く。)におけるイ及び

口に掲げる預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額を

イ 第百六十二条第一項第二号二の預金に係る契約に基づく同条第三項第一号の預金

ロ 第百六十二条第一項第二号二の預金に係る契約に基づく同条第三項第三号の預金

二 預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率

2 施行日を含む事業年度に郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭についての前項の規定の適用については、同項第一号中「当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の直前の事業年度」とあるのは「施行日以後二月を経過するまでの間」とし、同項ただし書きの規定は、適用しない。

3 郵便貯金銀行に係る特定日を含む事業年度については、第百四条の規定にかかわらず、前二項の規定を適用する。ただし、郵便貯金銀行に係る特定日が四月一日である場合は、この限りでない。

4 前項の場合における郵便貯金銀行に係る特定日を含む事業年度に郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭の額についての第

一項の規定の適用については、同項第一号中「当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の月数」とあるのは、「郵便貯金銀行に係る特定日を定める月を定める月数」とする。

5 附則第一条第二号に定める日を含む事業年度に郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭については、第一項ただし書きの規定は、適用しない。

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第一百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

一 第百七条第一号、同号イ、第一百十条第一項は第六号、第一百十一条第八項、第一百十二条第一項、第一百十六条第三項又は第一百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第一百十一一条第八項、第一百十二条第一項、第一百十六条第三項又は第一百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(当せん金付証票法等の適用関係)

第一百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律(郵政民営化法(平成十七年法律第十四号)第六条第二項)

一 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第二項

二 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第百四十九号)第十八条の二第三項(同法附則第二十四項後段において準用する場合を含む。)

三 預金保険法第三十五条第二項

四 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十二条第二項

五 保険業法第二百七十五条第二項

六 確定拠出年金法第八十八条第二項

2 前項に規定するものほか、郵便貯金銀行についての銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。)が営むことができる業務に関する

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

(内閣府令・総務省令への委任)

第一百二十五条 この節に規定するもののほか、この節の規定による認可に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この節の規定を実施する

ため必要な事項は、内閣府令・総務省令で定めらる。

第九章 郵便保険会社

第一節 設立等

第一百二十六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(設立)

第一百二十七条 日本郵政株式会社は、郵便保険会社の設立の发起人となる。

2 郵便保険会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。

(承継計画に基づく出資)

第一百二十八条 郵便保険会社が承継計画において定めるところに従い発行する株式の総数は、公

社が引き受けるものとし、郵便保険会社は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の株式について、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第百四十四号)第六条第二項

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、郵便保険会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとす

る。

3 前項の条件は、保険業法第五条第一項の規定により付された条件とみなす。

(生命保険募集人の登録に関する特例)

3 前項の規定は、保険業法第五条第一項の規定により付された条件とみなす。

(生命保険募集人の登録に関する特例)

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第一百二十九条 平成十九年九月三十日までの間、郵便保険会社に使用される者(常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(以下この条において「職員」という。)に相当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便保険会社の業務は公務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等(公社及び郵政民営化法(平成十七年法律第百二十六号)第二百二十六条第一項第一号)」の負担金を」と、同項各号並びに同法第一百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とす

る。

2 前項の生命保険業免許は、次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人(保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。以下同じ。)への継続的な業務の委託がされている旨の条件が付されたものとする。

3 前項の条件は、保険業法第五条第一項の規定により付された条件とみなす。

(生命保険募集人の登録に関する特例)

3 前項の規定は、保険業法第五条第一項の規定により付された条件とみなす。

保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、社内保険募集員は、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

2 第八十七条第二項の規定は、社内保険募集員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(事務所の設置等の届出に関する特例)

第百三十二条 郵便保険会社は、この法律の施行の時において、郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人として承継計画において定められたものに係る次に掲げる事項について、第百四十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

一 第百四十二条第一項に規定する社内生命保険募集人の所属する支店その他の事務所の設置
二 第百四十二条第一項に規定する社内生命保険募集人以外の生命保険募集人に対する業務の委託に係る契約
第三節 移行期間中の保険業法等の特例 等

(通則)

第百三十三条 郵便保険会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

第百三十四条 郵便保険会社については、次に掲げる日のいずれか早い日(以下「郵便保険会社に係る特定日」という。)以後は、前条の規定にかかるらず、この節第百三十六条を除く。次条第一項において同じ。)の規定を適用しない。

一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の全部を処分した日
二 次条第一項の決定があつた日
第百三十五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくとも、郵便保険会社と他の生命保険

会社・保険業法第一条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。)との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるとき、その旨の決定をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合の影響を及ぼす事情

二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社(郵便保険会社を除く。)と郵便保険会社との関係

三 第百四十二条第一項の決定は、取り消すことができない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便保険会社及び機関に通知しなければならない。

(定款)

第百三十六条 郵便保険会社の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項として内閣府令・総務省令で定める事項を定めなければならない。

(保険金額等の限度額)

一 第百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行つてはならない。

第百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定めた額を超えることとなる保険の引受けを行つてはならない。

一 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険(被保険者の生存に関し年金を支払うこと)の旧簡易生命保険法第十三条に規定する財形貯蓄保険の旧簡易生命保険契約の保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額
イ 五百五十万円
ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険法第十三条に規定する財形貯蓄保険の旧簡易生命保険契約の保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額
イ 五百五十万円

二 勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号及び第四項第二号に規定する契約に係る保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険の保険契約に係る保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額 イ に掲げる額からロに掲げる額を控除した額
イ 五百五十万円
ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険法第六条に規定する簡易生命保険の旧特約として政令で定めるものに限る。
イ 五百五十万円
ロ 当該被保険者を被保険者とする旧特約に係る保険料(簡易生命保険法の一部を改正する法律平成四年法律第五十四号)による改正前の旧簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約及び疾病傷害特約を含む。以下このロにおいて「旧特約」という。)の区分ごとの当該被保険者を被保険者とする旧特約に係る保険金額(政令で定める旧特約にあつては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額
イ 五百五十万円
ロ 保険区分に対応する政令で定める旧簡易生命保険法第六条に規定する簡易生命保険特約(簡易生命保険法の一部を改正する法律平成四年法律第五十四号)による改正前の旧簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約及び疾病傷害特約を含む。以下このロにおいて「旧特約」という。)の区分ごとの当該被保険者を被保険者とする旧特約に係る保険金額(政令で定める旧特約にあつては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額
イ 五百五十万円
ロ 保険の制限

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類(保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他の政令で定める保険の種類の細目を含む。以下この項において同じ。)のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機関を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額

	保険の引受けについては、この限りでない。
2	郵便保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
1	一 保険契約者に対する資金の貸付け 二 地方公共団体に対する資金の貸付け 三 コール資金の貸付け 四 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に対する資金の貸付け 五 機構に対する資金の貸付け 六 前各号に掲げる方法のほか、内閣府令・総務省令で定める方法
3	郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
4	内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者の役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めると該認可をしなければならない。
5	日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合三項までの認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。
6	郵便保険会社は、保険会社等(保険業法第百六条第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次項において同じ。)を子会社としてはならない。
7	前項の規定は、保険会社等が、保険業法第一百三十九条 郵便保険会社は、子会社対象会社子会社をいう。以下この節において同じ。)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
2	前項の規定は、子会社対象会社が、保険業法第二百六条第五項に規定する内閣府令で定める事由に
8	由により郵便保険会社の子会社となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となつた子会社対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
3	第一項の規定は、郵便保険会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなる場合において、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
4	第一項の規定は、郵便保険会社の事業のうち、保険業法第九十七条第一項に掲げられたる従属業務をいう。)を専ら営む会社(主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)及び同条第四項に規定する内閣府令で定める業務(内閣府令・総務省令で定めるものに限る。)を専ら営む会社を除く。)をいう。
5	(事務所の設置等) 第百四十条 郵便保険会社は、郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人のうち、郵便保険会社の取締役、会計参与若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者の使用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
6	内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の引受けに係るものに譲受けであること。 一部の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
7	内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
8	内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の合併が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。 一 合併により郵便保険会社が消滅すること。 二 合併の相手方が保険会社(保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この節において同じ。)であること。
9	内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の会社分割が吸收分割承継会社又は新設分割設立会社に保険契約を承継させるものであり、かつ、日本郵政株式会社又は郵便保険会社が当該吸收分割承継会社又は新設分割設立会社を子会社とすることとなるときは、同項の認可をしてはならない。

用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

五 機構が、前号の報告に係る事項について、度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

五 機構が、前号の報告に係る事項について、

公表することができるものであること。

第一項第二号二の預金に係る契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 この法律の施行の時において、機構が公社から承継する整備法附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金の額に相当する額について、

て、機構が郵便貯金銀行に対する預金に係る債権を取得するものであること。

二 郵便貯金銀行が承継計画において定めるところに従い承継する資産をもって、当該預金の預入に充てるものであること。

三 機構が、郵便貯金の預金者からの預入があつたときは、当該預入に係る金銭を郵便貯金銀行に預金として預け入れる義務を負うものであること。

四 郵便貯金銀行が、その資産のうち第二百十一条

第一項第二号ハ及びヘ並びに機構法第二十八条第一項第二号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるものの合計金額が第一号及び前号の預金に係る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。

五 郵便貯金銀行が、第八章第三節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

六 機構が、前号の報告に係る事項について、公表することができるものであること。
(実施計画)

第二百六十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、基

本計画を定めたときは、日本郵政株式会社に対し、公社の業務等の承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を内閣府令・総務省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

下「実施計画」には、第二百六十二条に掲げる事項を記載するものとする。

二 実施計画には、第二百六十二条に掲

げる事項を記載するものとする。

三 日本郵政株式会社は、第一項の規定による指

示があつたときは、内閣総理大臣及び総務大臣

が定める期間内に基本計画に従い実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならぬ。

二 実施計画には、第二百六十二条に掲

げる事項を記載するものとする。

三 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 業務等の承継等 (公社の解散及び業務等の承継)

第百六十六条 公社は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、承継会社等は、その時において、第二百六十三条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があつたときは、実施計画を記載するものとする)に定められた業務等を公社から承継する。

前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(職員の引継ぎ)

第二百六十七条 公社の解散の際に公社の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の時ににおいて、承継計画において定められた業務等を公社から承継する場合においては、承継会社のいづれかの職員とみなす。ただし、その者が当該株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

前項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことにみなす。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例等)

第二百六十八条 前条の規定により日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、これらの株式会社の職員を同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。ただし、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことにみなす。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例等)

第二百六十九条 第百六十七条の規定により承継会社の職員となる者(以下「承継職員」という。)に対するは、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 承継会社は、前項の規定の適用を受けた承継会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しよ

うとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)として

引き続いた在職期間を承継会社の職員として

の在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日に公社の職員として在職する者が、第二百六十七条の規定により引き続いて前条に規定する株式会社のいづれかの職員となり、かつ、引き続いた在職期間の計算については、その後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者�の当該株式会社の職員としての在職期間とみなす。ただし、その者が当該株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(職員の引継ぎ)

第二百七十条 日本郵政株式会社は、承継職員に対して、施行日の二週間前までに、承継会社のいづれの職員となるかを通知しなければならない。

日本郵政株式会社は、承継職員に対し、前項の規定による通知後遅滞なく、賃金、労働時間その他労働条件を明示しなければならない。

(承継職員への通知等)

第二百七十二条 公社の職員が結成し、又は加入する労働組合以下「公社職員労働組合」という。)との他に関する労働協約(以下「承継労働協約」という。)を締結するための交渉をし、及び承継労働協約を締結することができる。

2 承継労働協約は、この法律の施行の時において、承継会社の職員が結成し、又は加入する労働組合と承継会社との間において締結された労働協約とみなす。

(労働組合法との関係等)

第二百七十二条 前条第一項の規定による交渉をし、及び承継労働協約を締結する場合における公社職員労働組合と日本郵政株式会社との関係については、労働組合法(昭和二十四年法律第

百七十四号。第五条第二項第八号、第八条、二十四条の二第一項及び第二項並びに第二十五条第一項を除く。)の定めるところによる。この場合において、同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者」とあるのは「労働者」と、同条第四号中「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)による紛争の調整」とする。

2 前条第一項の規定による交渉に関し公社職員労働組合と日本郵政株式会社との間に発生した紛争については、日本郵政株式会社を公社とみなして特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第六章及び第三十六条の規定を適用する。

3 中央労働委員会は、第一項の関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、専属的に管轄する。この場合において、同項の関係に係る事件の処分については、当該処分に係る事件の処理を特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第三条第二項の事件の処理とみなして同項及び同条第三項の規定を適用する。

(日本郵政株式会社の配慮)

第一百七十三条 日本郵政株式会社は、第一百七十一條第一項の規定による交渉をし、及び承継職員の賃金、労働時間その他の労働条件を定めようとするときは、公社の職員の給与、勤務時間その他勤務条件に配慮するものとする。

(通常郵便貯金等の引継ぎ)

第一百七十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金(整備法附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。)は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとする。

2 この法律の施行の際現に存する整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和一十三

年法律第六十号)。次項において「旧郵便振替法」という。)の規定による郵便振替の口座(軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第八百八号)第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの)を除く。)の預り金は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとする。

3 この法律の施行の際現に旧郵便振替法第三十七条の二に規定する定期継続振替の取扱いを受けている同条に規定する料金の支払をする加入者は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行との間で、同条に規定する定期継続振替の取扱いに準ずる契約を締結したものとみなす。

(勤労者財産形成促進法の適用に関する特例)

第一百七十五条 公社を相手方として締結された勤労者財産形成貯蓄契約等(勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項第一号に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項第一号に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。以下この条において同じ。)は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行を相手方として締結された勤労者財産形成貯蓄契約等となるものとする。

2 勤労者財産形成促進法の適用については、財産形成郵便貯金(公社を相手方として締結される勤労者財産形成貯蓄契約等)によるものとする。

3 第百七十九条 第十項の規定により日本郵政株式会社が受ける設立の登記並びに第三十七条第二項及び第三十八条第三項の規定により日本郵政株式会社が行う出資に係る財産の給付に伴い日本郵政株式会社が受けける登記又は登録について

第百七十七条 第三十六条第十項の規定により日本郵政株式会社が受ける設立の登記並びに第三十七条第十項の規定により郵便事業株式会社が受けける登記又は登録について

2 第七十一条第十項の規定により郵便事業株式会社が受けける設立の登記及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便事業株式会社が受けける登記又は登録について

3 第七十九条第十項の規定により郵便局株式会社が受ける設立の登記及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便局株式会社が受けける登記又は登録について

4 第九十六条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便貯金銀行が受けける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

5 第百二十八条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便貯金銀行が受けける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(印紙税納付計算器の使用による納付の特例等の適用)

第百七十八条 日本郵政株式会社は、郵便事業株

金銀行に預入を行う場合における当該預入は、勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号イ(1)に規定する継続預入等とみなす。

(預金保険法の特例)

第一百七十六条 第百六十二条第一項第二号ニの預金に係る契約に基づく次に掲げる機構の預金は、預金保険法第一条第二項に規定する預金等に該当しないものとする。

一 第百六十二条第三項第一号の預金

二 第百六十二条第三項第三号の預金

第十二章 課税の特例

(登録免許税に係る課税の特例)

第一百七十七条 第三十六条第十項の規定により日本郵政株式会社が受ける設立の登記並びに第三十七条第二項及び第三十八条第三項の規定により日本郵政株式会社が行う出資に係る財産の給付に伴い日本郵政株式会社が受けける登記又は登録について

第三章 課税の特例

(登録免許税に係る課税の特例)

第一百七十七条 第三十六条第十項の規定により日本郵政株式会社が受ける設立の登記並びに第三十七条第二項及び第三十八条第三項の規定により日本郵政株式会社が行う出資に係る財産の給付に伴い日本郵政株式会社が受けける登記又は登録について

第三章 課税の特例

(法人税に係る課税の特例)

第一百七十九条 公社が、承継会社に対し、承継計画において定めるところに従つて行う第三十八条第三項、第七十条第七項、第七十九条第七項、第九十六条第三項又は第一百二十八条第三項、第七十条第七項、第七十九条第七項の規定による出資(以下この条において「特定現物出資」という。)は、それぞれ法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他の法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する公社の資産及び負債については、第一百六十五条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただ

式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行又は郵便保険会社(次項において「郵便事業株式会社等」という。)がその成立の時において印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十条から第十一条までの規定の適用を受けるために必要な承認の申請その他政令で定める行為をすることができる。

(法人税に係る課税の特例)

2 日本郵政株式会社から前項に規定する印紙税法の規定に係る承認の申請を受けた税務署長は、当該規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、日本郵政株式会社が当該規定の例により承認を受けたときは、郵便事業株式会社等の成立の時において、郵便事業株式会社等が当該規定により承認を受けたものとみなす。

3 郵便貯金銀行は、平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができるのである。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日まで」とあるのは、「平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日まで」ととする。

4 前三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(法人税に係る課税の特例)

第一百七十九条 公社が、承継会社に対し、承継計画において定めるところに従つて行う第三十八条第三項、第七十条第七項、第七十九条第七項の規定による出資(以下この条において「特定現物出資」という。)は、それぞれ法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他の法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する公社の資産及び負債については、第一百六十五条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただ

し、貸倒引当金については第四項の規定により承継会社に引き継ぐものとされる金額の合計額を帳簿価額とみなし、賞与引当金、退職給付引当金及び損害賠償損失引当金についてはこれら の帳簿価額を零とする。
3 公社が行う特定現物出資については、法人税法第三十二条第五項その他の政令で定める規定は、適用しない。
4 公社が施行日の前日を含む事業年度(以下この条において「最後事業年度」という。)において公社法第三十条第二項に規定する郵便業務、郵便貯金業務又は簡易生命保険業務の区分ごとに法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額及び同条第二項の規定により計算される同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額の合計額のうち、それぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した同条第一項に規定する個別評価金銭債権及び同条第二項に規定する一括評価金銭債権に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同条第七項の規定にかかるわらず、それぞれの承継会社に引き継ぐものとする。この場合において、承継会社が受けた金額は、承継会社の特定現物出資の日から起算して三月以内に旧公社法第六十六条第一項の規定による解散前の公社をいう。以下この章において同じ。)の最後事業年度の旧公社法(整備法第二条の規定による廃止前の公社法をいう。以下この章において同じ。)第三十条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
6 郵便貯金銀行が各事業年度において第百二十二条の規定に基づき交付する金額の額は、法人
7 旧公社が最後事業年度の決算において旧簡易生命保険法第七十八条第一項に規定する契約者配当(以下この項及び第十七項において「契約者の配当」という。)に充てるための準備金として積み立てていた簡易生命保険責任準備金に基づき保険契約者は年金受取人に分配された契約者配当で利息を付して積み立てているものをいう。第十七項において同じ。)の額に相当する金額は、郵便保険会社が承継計画において定める第百六十二条第一項第二号の再保險の契約(以下この条において「再保險契約」という。)を締結する日に機構に分配したものとして、法人税法第六十条第一項の規定を適用する。
8 郵便保険会社が、再保險契約を締結する日を含む事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度において、保険業法第一百五十五条第一項の規定による価格変動準備金の積立てに当たり、承継計画において定めるところに従い承継した資産のうち再保險契約に係る再保険料の支払に充てられたものとし、その日までに第十二項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(第二十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(第十九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、簡易生命保険価格変動準備金の金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額(当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額)とある。)から当該簡易生命保険価格変動準備金の金額に当該事業年度の月数を乗じて経理することをいふ。第十項において同じ。)の方法(確定した決算において費用又は損失として経理することをいふ。第十項において同じ。)の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てた場合に該当することとなつた場合には、当該各
9 前項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度において積み立てた第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。)を積み立てたたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
10 郵便保険会社が、再保險契約を締結する日を含む事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度において、保険業法第一百六十六条第一項の規定による責
11 前項の特定再保険責任準備金(連結事業年度において積み立てた第二十項の特定再保険責任準備金を含む。)を積み立てたたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
12 第八項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度において積み立てた第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。)又は第十項の特定再保険責任準備金(連結事業年度において減少したものに係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

備金の金額に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額を控除した金額に相当する金額以下の金額を法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理(同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る郵便保険会社の決算において費用又は損失として経理すること)をいう。第二十項において同じ。)の方法(郵便保険会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により承継資産価格変動準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

19 前項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第八項の承継資産価格変動準備金を含む。)を積み立てている郵便保険会社の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項及び第二十一項において「前連結事業年度等」という。)から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額(その日において第八項の承継資産価格変動準備金の金額(以下この項において単体承継資産価格変動準備金の金額」という。)がある場合には当該単体承継資産価格変動準備金の金額を含むものとし、その日までに第二十二項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されべきこととなつた金額(第十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額とする。以下この項及び第二十二項において同じ。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この項及び第二十二項において同じ。)がある場合にはは、簡易生命保険価格変動準備金の金額に当該

連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額(当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額を超える場合には、当該承継資產価格変動準備金の金額)に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

20 連結子法人である郵便保険会社が、再保険契約を締結する日を含む連結事業年度において、保険業法第一百六条第一項の規定による責任準備金の積立てに当たり、再保険契約に基づく債務の履行に備えるため、旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち将来発生が見込まれる危険等を勘案して政令で定める金額以下の金額を損金経理の方

21 前項の特定再保険責任準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第八項の承継資産価格変動準備金を含む。)又は第二十項の特定再保険責任準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十項の承継資産価格変動準備金を含む。)を積み立てている郵便保険会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

22 第十八項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第八項の承継資産価格変動準備金を含む。)又は第二十項の特定再保険責任準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十項の特定再保険責任準備金を含む。)を積み立てている郵便保険会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

23 第十八項又是第二十項の規定は、これらの一括適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等(租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいいう。以下この項において同じ。)に承継資産価格変動準備金又は特定再保険責任準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

四 解散した場合(合併により解散した場合を除く。)その解散の日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

五 第十九項、前項及び前各号の場合以外の場合において再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額を取り崩した場合その取り崩した日に

おける当該再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額のうち、それぞれその取り崩した金額に相当する金額

三 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の解除をした場合その解除をした日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

二 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の解除をした場合その解除をした日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

一 保険業の廃止をした場合当該廃止の日に

おける承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

に算入する。

24 承継会社が承継する資産及び負債について第一項から前項までその他法人税に関する法令の規定を適用する場合には、第一百六十五条第一項の規定により評議委員が評議した金額をこの法律の施行の時における価額とみなす。

25 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

二 青色申告書 法人税法第一条第四十号に規定する青色申告書をいう。

三 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

四 連結所得 法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。

五 第二項ただし書(第十五項の規定により読み

替えて適用される場合を含む。)の規定により公社の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒引当金勘定の金額及び第二項ただし書の規定により公社の帳簿価額を零とされた金額の承継会社における処理、第八項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度において積み立てた第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。)又は第十項の特定再保険責任準備金(連結事業年度において積み立てた第二十項の特定再保険責任準備金を含む。)を積み立てている郵便保險会社を法人税(以下この項において「宅地等」という。)である。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を郵便局株式会社が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を同日以後五年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めたところにより証明がされたものであること。

三 当該宅地等について、既にこの項の規定の適用を受けたことがないものであること。(地方税に係る課税の特例)

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四百八十二条 第三百八条第三項、第七十条第七項、第七十九条第七項、第九十六条第三項及び

2 第一百六十六条第一項の規定により機関が公社の業務等を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産の不動産又は自動車の取得を課することができない。

第五百八十五条 内閣総理大臣は、この法律(第三章を除く。)の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第六百九十二条 第一百九条第一項又は第二百四十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二百六十六条第一項若しくは第二項若しくは

第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定によ

る中間業務報告書若しくは業務報告書の提

出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事

効力を有するものに限る。)の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき引き続き郵便局株式会社法第二

条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの(次号において「郵便局舎」という。)の敷地の用に供されていたもの(以下この項において「宅地等」という。)である。

二 当該相続又は承継等に関する日本郵政株式会社等に対する命令(設立及び承継等に関する日本郵政株式会社等に対する命令)

第三百八十三条 日本郵政株式会社の役員及び職員は、第四十八条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る職務に関して知ることでのべき秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

三 第一百八十四条 次の各号に掲げる規定を施行するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める大臣は、公社又は日本郵政株式会社に對し、その必要の限度において命令をすることができる。

一 第五百章第一節、第六章第一節、第七章第一節、第八章第一節及び第九章第一節 総務大臣

2 前項の規定により設立委員等が締結した契約は、各承継会社等の成立の時において、当該承継会社等が締結した契約とみなす。

四 第一百八十五条 郵便保險会社は、その成立後遅滞なく、生命保険契約者保護機構(保険業法第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。)の一に加入する手続をとらなければならない。この場合においては、郵便保險会社は、同法第二百六十五条の三第二項の規定による手続をとつたものとみなす。

(政令への委任)

五 第一百八十六条 公社は、第四章の規定の施行前に

おいても、第二十九条第二項又は第三十条の認可の申請その他第二十九条第一項に規定する業務又は第三十条の規定による出資の実施に必要な準備行為をすることができる。

六 第一百八十七条 日本郵政株式会社の設立委員、機

相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていました建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていました土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間ににおいて当該賃貸借契約(施行日の直前に達に支障を生ずることのないよう適切な配慮を

第二十九条第三項

株式会社又は有限会社にあつては、商法において決議をすることが

できる事項の全部につき議決権を行使することができない

株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされ

第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式

株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号第二百十一

条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持株会が発行することがで

る株式又は持分

第四十二条第一項

会社法第三百六十二条第四項

商法第二百六十条第二項第一号及び第一号

前項の規定による決議につい

て特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることがで

きない

第三十六条第四項

株式会社にあつては、株主総会において決議をすることが

できる事項の全部につき議決権を行使することができない

株式会社が発行することがで

る株式又は持分

第三十六条第八項

次に掲げる事項及び日本郵政株式会社が発行することがで

きる株式の総数

第三十六条第九項

会社法第六十五条第一項

商法第一百六十八条ノ二各号に掲げる事項

第三十六条第十項

第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後

第三十六条第五項の規定による株式の割当後

第三十六条第十二項

会社法第九百十一条第一項

商法第一百八十八条第一項

第三十六条第十九項

会社法第四十九条

商法第五十七条

第三十六条第二項

会社法第三十条及び第二編第一章第三節

商法第一百六十六条第四項、第一百六十七条及び第一百八十八条

第三十六条第二項

会社法第四百四十五条第二項

商法第二百八十四条ノ二第二項

第三十六条第二項

その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額

資本金として計上しない

第三十六条第二項

この法律

この法律又は

第三十六条第六項

会社法第二百七条

商法第二百八十八条ノ八

第四十条

事業年度

営業年度

第十一条

附則第四条の規定により読み替えて適用する同法第十条

第四十二条第一項

会社法第三百六十二条第四項

商法第二百六十条第二項第一号及び第一号

第四十四条第四項

前各項及び次条

第一項から第四項まで

第七十条第四項

第七十条第三項

第四十九条

第四十六条第二項

第四十六条第一項

二週間以内に、その本店の所在地において

第四十六条第二項

委員の選定及びその選定された委員

在地において

第七十条第三項

会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章第四節に規定する委員会等

第七十条第三項

次に掲げる事項及び郵便事業株式会社が発行することがで

きる株式の総数

第七十条第三項

その発行に際して第七項の規定により公社が出資した財産

その発行に際して第七項の規定により読み替えて適用する同法第十条

第七十条第三項

その発行に際して第七項の規定により公社が出資した財産

その発行に際して第七項の規定により読み替えて適用する同法第十条

資本金として計上しない この法律	資本に組み入れない 本法
この法律又は 会社法第六十五条第一項	この法律又は 会社法第一百八十条第一項
第五十八条第一項第三号の期 日又は同号の期間の末日のう ち最も遅い日以後	第一百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資 ノ給付
第七十条第五項の規定による 株式の割当後	第七十条第五項ノ規定ニ依ル株式ノ割当
第七十一条第十一項 第一章第三節	商法第三百八十四条ノ二各号に掲げる事項 及び第一百八十二条第二項及 び第一百八十三条
第七十九条第三項 第七十九条第四項	商法第二百六十七条、第二百六十八条第二項及 び第二百六十九条
第七十九条第八項 第七十九条第八項	商法第二百八十四条ノ二第二項
資本金として計上しない この法律	資本に組み入れない 本法
この法律又は 会社法第六十五条第一項	本法又ハ
第五十八条第一項第三号の期 日又は同号の期間の末日のう ち最も遅い日以後	第七十九条第五項ノ規定ニ依ル払込及現物出資 ノ給付
第七十九条第五項の規定によ る株式の割当後	第七十九条第五項ノ規定ニ依ル株式ノ割当
第七十九条第十一項 第一章第三節	商法第三百六十七条、第二百六十八条第二項及 び第一百八十二条第二項
第九十六条第二項 その発行に際して次項の規定 により公社が出資した財産の 額	商法第二百八十四条ノ二第二項

資本金として計上しない この法律	資本に組み入れない 本法
この法律又は 会社法第六十五条第一項	この法律又は 会社法第一百七十二条
第五十八条第一項第三号の期 日又は同号の期間の末日のう ち最も遅い日以後	第一百二十八条第二項 会社法第四百四十五条第二項
第七十九条第五項の規定によ る株式の割当後	第一百二十八条第五項 会社法第二百七条
第七十九条第八項 第七十九条第八項	第一百九十五条及び 第一百九十六条
資本金として計上しない この法律	資本に組み入れない 本法
この法律又は 会社法第六十五条第一項	本法又ハ
第五十八条第一項第三号の期 日又は同号の期間の末日のう ち最も遅い日以後	第七十九条第五項ノ規定ニ依ル払込及現物出資 ノ給付
第七十九条第五項の規定によ る株式の割当後	第七十九条第五項ノ規定ニ依ル株式ノ割当
第七十九条第十一項 第一章第三節	商法第三百六十七条、第二百六十八条第二項及 び第一百八十二条第二項
第九十六条第二項 その発行に際して次項の規定 により公社が出資した財産の 額	商法第二百八十四条ノ二第二項

2

前項に規定する場合には、会社法の施行日の前日までの間は、第四十四条第五項から第九項まで及び第四十五条の規定は、適用しない。

(第四章の規定の失効後の読み替え)

第七条 附則第二条の規定による第四章の規定の失効後におけるこの法律の規定の適用については、第三十八条第三項中「公社法」とあるのは、「日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号。以下「公社法」という。)」と、第六十六条第一項中「議決権については」とあるのは「議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができるない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第二項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)については」とす

(公社の国際貨物運送に係る業務に関する収支の状況等の公表)

第八条 第二十九条第一項の規定により公社の業務が行われる場合又は第三十条の規定により公社の出資が行われる場合には、日本郵政株式会社は、総務省令で定めるところにより、公社の平成十九年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する業務に関する収支の状況又は同条の規定による出資の状況を公表しなければならない。

第九条 前条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした場合には、その違反行為をした日本郵政株式会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

(相続税に係る課税の特例に関する経過措置)

第十条 第百八十条の規定は、施行日以後に相続

又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)により取得をする同条第一項

に規定する特定宅地等に係る相続税について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 第四章の規定の施行前にした行為及び附則第二条各号に掲げる規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条まで、日本郵政株式会社法附則及び整備法附則に規定するもののはか、この法律、日本郵政株式会社法、機構法及び整備法の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理由

郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、日本郵政株式会社等の設立、日本郵政株式会社等に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本郵政株式会社法案

日本郵政株式会社法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 業務等(第四条—第十三条)

第三章 雜則(第十四条—第十七条)

第四章 罰則(第十八条—第二十三条)
附則

第一章 総則

(会社の目的)

第一条 日本郵政株式会社(以下「会社」という。)は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発

行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式(株主

総会において決議をすることができる事項の全般につき議決権行使することができない株式を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。(以下この条において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

(商号の使用制限)

第三条 会社でない者は、その商号中に日本郵政

株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式の受け及び保有

二 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の經營の行使

三 前二号に掲げるもののほか、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株主としての権利

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 会社は、前項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

(郵便事業株式会社等の株式の保有)

第六条 会社は、常に、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有しているなければならない。

(社会・地域貢献資金の交付)

第七条 会社は、郵便事業株式会社に対し、郵便

事業株式会社(平成十七年法律第号)第

四条第四項に規定する社会貢献業務計画の定め

るところに従い、社会貢献業務(同条第二項に規定する社会貢献業務をいう。以下同じ。)の実施に要する費用に充てるものとして、社会貢献

資金を交付するものとする。

会社は、郵便局株式会社に対し、郵便局株式会法(平成十七年法律第五号)第六条第五項に規定する地域貢献業務計画の定めるところに従い、地域貢献業務(同条第三項に規定する地域貢献業務をいう。以下同じ。)の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

会社は、郵便局株式会社に對し、郵便局株式会法(平成十七年法律第五号)第六条第五項に規定する地域貢献業務計画の定めるところに従い、地域貢献業務(同条第三項に規定する地域貢献業務をいう。以下同じ。)の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前二項に規定するもののほか、社会貢献資金又は地域貢献資金以下「社会・地域貢献資金」という。)の交付に必要な事項は、総務省令で定める。

(一般担保)

第七条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受け得る権利を有する。

前項の先取特權の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特權に次ぐものとする。

(株式)

第八条 会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式(第二十二条第三号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条规定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

会社は、新株予約権の行使により株式を交付した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(取締役等の選任等の決議)

第九条 会社の取締役の選任及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(定款の変更等)

第十一條 会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(社会・地域貢献基金)

第十三条 会社は、社会・地域貢献資金の交付の財源をその運用によつて得るために社会・地域貢献基金(以下「基金」という。)を設け、次項の規定により積み立ててる金額をもつてこれに充てるものとする。

会社は、毎事業年度の損益計算上の利益金の額のうち、企業一般の配当の動向を考慮して政令で定めるところにより計算した金額を、一兆円に達するまで、基金に積み立てなければならぬ。

(社会・地域貢献基金)

第十四条 会社は、社会・地域貢献資金の交付の財源により生じた収益のみによつては社会・地域貢献資金の交付の財源を確保すること

ができる場合であつて、社会・地域貢献資金が交付されないことにより郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の経営努力のみによつては社

会貢献業務又は地域貢献業務の実施が困難となり、地域社会の安定に重大な影響を及ぼすおそ

れがあると認められるときは、この限りでない。

5 会社は、基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。

6 会社は、総務省令で定めるところにより、確実かつ有利な方法により基金を運用しなければならない。

7 会社は、郵便事業株式会社法第四条第三項又は郵便局株式会社法第六条第四項の規定により提出された申請書を総務大臣に提出するときは、基金の運用により生ずる収益の見通しに関する書類を併せて提出しなければならない。

8 第二項の規定は、一兆円を超えて基金を積み立てることを妨げるものではない。ただし、二兆円に達するまでは、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をもつて積み立てなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三章 雜則

(監督)

第十四条 会社は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十五条 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものである。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第十六条 総務大臣は、第八条第一項、第十条又は第十一条(定款の変更の決議に係るものにあつては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（課税の特例）

第十七条 会社が各事業年度(会社が連結親法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二条の七の二に規定する連結親法人をいう。)に該当する場合には、各連結事業年度において第六条第一項又は第二項の規定に基づき交付する金銭の額は、同法第三十七条第七項(同法第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。)に規定する寄附金の額に含まれるものとする。

2 前項に規定する事業年度とは法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいい、同項に規定する連結事業年度とは同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

第四章 罰則

第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるときは、その職務を行なうべき社員、監査役又は職員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十条 第十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第二十一条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるときは、その職務を行なうべき社員、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるときは、その職務を行なうべき社員、監査役は、百万円以下の過料に処する。

2 第四条第一項の規定に違反して、業務を行つたとき。

二 第五条の規定に違反して、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株式を処分したとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受けける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

四 第八条第二項の規定に違反して、株式を交付した旨の届出を行わなかつたとき。

五 第十条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

六 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（業務の特例）

第二十二条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

第二十三条 第三百六十九条第九項の政令で定めて同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前号又は口に掲げる施設の譲渡又は廃止

一 第三条、第九条、第十一条(定款の変更の決議に係る部分に限る)及び第二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるとき

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

第二十四条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（業務の特例）

第二十五条 第一百四十四条(第四条

一 第三条、第九条、第十一条(定款の変更の決議に係る部分に限る)及び第二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるとき

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

法律第二号)第三十六条第九項の政令で定めて同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第

四十五号)第二条の例に従う。

第二十二条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるとき

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

第二十三条 第三百六十九条第九項の政令で定めて同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前号又は口に掲げる施設の譲渡又は廃止

一 第三条、第九条、第十一条(定款の変更の決議に係る部分に限る)及び第二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるとき

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

第二十四条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（業務の特例）

第二十五条 第一百四十四条(第四条

一 第三条、第九条、第十一条(定款の変更の決議に係る部分に限る)及び第二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるとき

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

第二十六条 第一百四十四条(第四条

一 第三条、第九条、第十一条(定款の変更の決議に係る部分に限る)及び第二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるとき

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

第二十七条 第一百四十四条(第四条

一 第三条、第九条、第十一条(定款の変更の決議に係る部分に限る)及び第二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるとき

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

第二十八条 第一百四十四条(第四条

一 第三条、第九条、第十一条(定款の変更の決議に係る部分に限る)及び第二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計參與)が法人であるとき

二 次条の規定 郵政民営化法の施行の日

（業務の特例）

よう努めるものとする。

(会社法の施行の日の前日までの間の読替え)

第四条 会社法の施行の日がこの法律の施行の日

後となる場合には、会社法の施行の日の前日ま

ることができない株式を除き、会社法

(平成十七年法律第八十六号)第八百七

第二条

株主総会において決議をすることがで
きる事項の全部につき議決権を行使す
ることのできない株式を除き、会社法
(平成十七年法律第八十六号)第八百七
十九条第三項

第八条第一項

会社法第百九十九条第一項に規定する
募集株式第二十二条第三号において
「募集株式」という。若しくは同法第二
百三十八条第一項に規定する募集新株
予約権(同号において「募集新株予約
権」という。)を引き受ける者の募集を
し、又は株式交換に際して株式若しく
は新株予約権を交付しようとするとき
は、総務大臣の認可を受けなければな
らない

新株、新株予約権若しくは新株予約
権付社債を発行し、又は自己の株式
を処分しようとするときは、総務大
臣の認可を受けなければならない。

ただし、新株予約権が行使されたこ
とににより新株を発行し、又は自己の
株式を移転しようとするときは、こ
の限りでない

前項ただし書の場合においては、當
該新株を発行し、又は自己の株式を
移転した後

新株金の配当その他の剩余金の処分
(損失の処理を除く。)

事業年度

新株予約権の行使により株式を交付し
た後

前項ただし書の場合においては、當
該新株を発行し、又は自己の株式を
移転した後

新株金の配当その他の剩余金の処分
(損失の処理を除く。)

での間における次の表の上欄に掲げるこの法律
の規定の適用については、これらの規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句とする。

第二十二条第三号

募集株式若しくは募集新株予約権を引
き受ける者の募集をし、又は株式交換
に際して株式若しくは新株予約権を交
付したとき

新株、新株予約権若しくは新株予約
権付社債を発行し、又は自己の株式
を処分したとき

第二十二条第六号

事業報告書

営業報告書

理由

郵政民営化を実施するため、日本郵政株式会社
を設立することとし、その目的、業務の範囲等に
関する事項を定める必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

郵便事業株式会社法

郵便事業株式会社法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 業務等(第三条・第十一条)

第三章 雑則(第十二条・第十四条)

第四章 罰則(第十五条・第二十条)

附則

第一章 総則

第二章 総則

第三章 罰則(第十五条・第二十条)

第四章 罰則(第十五条・第二十条)

第五章 罰則(第十五条・第二十条)

第六章 罰則(第十五条・第二十条)

第七章 罰則(第十五条・第二十条)

第八章 罰則(第十五条・第二十条)

第九章 罰則(第十五条・第二十条)

第十章 罰則(第十五条・第二十条)

第十一章 罰則(第十五条・第二十条)

第十二章 罰則(第十五条・第二十条)

第十三章 罰則(第十五条・第二十条)

第十四章 罰則(第十五条・第二十条)

第十五章 罰則(第十五条・第二十条)

の目的を達成するため、次に掲げる業務を営む
ことができる。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二
十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に
規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条
第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
二 前号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二
項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内
で、総務大臣の認可を受けて、前二項に規定す
る業務以外の業務を営むことができる。

(社会貢献業務計画)

4 会社は、総務省令で定めるところによ
り、三事業年度ごとに、二事業年度を一期とす
る社会貢献業務の実施に関する計画(以下「実施
計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期
間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければ
ならない。これを変更しようとするときも、同
様とする。

2 前項の「社会貢献業務」とは、会社が営む次
に掲げる業務であつて、日本郵政株式会社法(平
成十七年法律第 号)第六条第一項の規定
による社会貢献資金の交付を受けなければ、当
該業務に係る役務の水準を著しく低下させるこ
となく当該業務を実施すること第五号に掲げ
る業務にあつては、当該業務を実施すること
が困難であると認められるものをいう。

一 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の
規定により行う郵便の業務

二 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

二 郵便法第十八条及び第十九条の規定により
行うべき社員の業務

二 郵便法第十八条及び第十九条の規定により
行うべき社員の業務

第二十二条第三号

事業報告書

営業報告書

料金(特殊取扱の料金を含む)を免除する郵便物に係る業務	は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受ける。
三 郵便法第二十二条第一項に規定する第三種郵便物に係る業務のうち、社会福祉の増進に寄与するものであつて、総務省令で定めるもの	けなければならない。
四 郵便法第二十七条第一号及び第三号に掲げる郵便物に係る業務	2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
五 前条第三項に規定する業務のうち、天災その他非常の災害の被災者の救援又は社会福祉の増進に寄与するものであつて、会社以外の者による実施が困難なもの	2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
六 第一項の認可の申請は、日本郵政株式会社を経由して行わなければならない。	（事業計画）
七 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「社会貢献業務計画」という。)を公表しなければならない。	第七条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
八 会社は、社会貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該社会貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。	第八条 会社は、総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
九 会社は、社会の定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。	第九条 会社の定款の変更、合併、会社分割及び業報告書を総務大臣に提出しなければならない。(財務諸表)
第十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。	第十一条 会社は、第三条第三項に規定する業務を営む場合には、総務省令で定めるところにより、当該業務並びに同条第一項及び第二項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を公表しなければならない。
第十二条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。	（収支の状況の公表）
第十三条 総務大臣は、この法律及び前条第一項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告させ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	第十二条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
第十四条 総務大臣は、第四条第一項、第七条、第八条又は第九条(定款の変更の決議に係るものを除く。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。	第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
第十五条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。	一 第三条第三項の規定に違反して、業務を營んだとき。
第十六条 会社は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第十九条第五号において「新株」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又	二 第四条第一項の規定に違反して、実施計画の認可を受けなかつたとき。
第十七条 第十五条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。	三 第四条第四項若しくは第五項又は第十二条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
第十八条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	四 第四条第五項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出したとき。
第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。	五 第六条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。
第二十条 法律第二百三十九号	六 第六条第二項の規定に違反して、株式を發行した旨の届出を行わなかつたとき。

七 第七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

八 第八条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

九 第十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十 第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十二条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

目的とする株式会社とする。
(定義)

第二条

この法律において「郵便窓口業務」とは、郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十九年法律第二百三十三号)第二条に規定する郵便窓口業務をいう。

二 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行つものをいう。

（商号の使用制限）

第三条 会社でない者は、その商号中に郵便局株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

（業務の範囲等）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務

二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

一 地方公团体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百二十号)第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営むことができる。

(会社の目的)

第一条 郵便局株式会社(以下「会社」という。)

は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを

もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

第五 郵便局において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第八条第一項に規定する代理店の業務を行う場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは、「講じなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、この項前段の内閣府令の制定又は改正について、総務大臣の求めがあつたときは、総務大臣に協議しなければならない」とする。

六 会社は、地域貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（地域貢献業務計画）

第五条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

（地域貢献業務計画）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献業務の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（郵便局の設置）

第七条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けられる権利を有する。

（一般担保）

二 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（株式）

二 会社は、実施計画を定め、又は前項の認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、地域貢献業務に関し優れた識見を有する者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

（地域貢献業務）

二 会社は、実施計画を定め、又は前項の認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、地域貢献業務に関し優れた識見を有する者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

（地域貢献業務）

二 会社は、実施計画を定め、又は前項の認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、地域貢献業務に関し優れた識見を有する者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

（地域貢献業務）

二 会社は、実施計画を定め、又は前項の認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、地域貢献業務に関し優れた識見を有する者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

（地域貢献業務）

第一 第二条第二項の規定による地域貢献資金の交付を受けなければ、その実施が困難であること。

四 第一項の認可の申請は、日本郵政株式会社を経由して行わなければならない。

五 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「地域貢献業務計画」という。)を公表しなければならない。

六 会社は、地域貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（地域貢献業務計画）

第七条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣に提出しなければならない。

（事業計画）

第九条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣に提出しなければならない。

（事業計画）

二 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（事業計画）

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第十一条 会社は、総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。(定款の変更等)

第十二条 会社の定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第十三条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

第三章 雜則

(監督)

第十四条 総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。

一 郵便窓口業務の委託等に関する法律
二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(第五条の規定に限る)。

2 総務大臣は、この法律及び前項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

2 総務大臣は、この法律及び前項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ

い。

(財務大臣との協議)

第十五条 総務大臣は、第六条第一項、第十条及び第十二条定款の変更の決議に係るものと除く。の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第十六条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をして、犯人が收受した賄賂なかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十八条 第十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第45号)第二条の例に従う。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なへべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なへべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第四項の規定に違反して、同項の届出を行はず、又は虚偽の届出を行つたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、実施計画の認可を受けなかつたとき。

三 第六条第五項又は第六項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第六条第六項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出したとき。

五 第八条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

六 第八条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

七 第九条の規定に違反して、事業計画を提出しなかつたとき。

八 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

九 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十二 第十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十三 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

十四 第二十三条の規定による命令に違反したとき。

十五 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なへべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十六 第二十五条の規定による命令に違反したとき。

十七 第二十六条の規定による命令に違反したとき。

十八 第二十七条の規定による命令に違反したとき。

十九 第二十八条の規定による命令に違反したとき。

二十 第二十九条の規定による命令に違反したとき。

二十一 第三十条の規定による命令に違反したとき。

二十二 第三十一条の規定による命令に違反したとき。

二十三 第三十二条の規定による命令に違反したとき。

二十四 第三十三条の規定による命令に違反したとき。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十二条)

第三章 業務(第十三条)

第四章 財務及び会計(第十四条—第三十条)

第五章 雜則(第三十一条—第三十六条)

第六章 罰則(第三十七条—第三十九条)

第七章 附則

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十二条)

第三章 業務(第十三条)

第四章 財務及び会計(第十四条—第三十条)

第五章 雑則(第三十一条—第三十六条)

第六章 罰則(第三十七条—第三十九条)

第七章 附則

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十二条)

第三章 業務(第十三条)

第四章 財務及び会計(第十四条—第三十条)

第五章 雑則(第三十一条—第三十六条)

第六章 罰則(第三十七条—第三十九条)

第七章 附則

第五条 機構の資本金は、郵政民営化法(平成十

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

七年法律第 号) 第百五十四条第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。	
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。	
3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。	
第二章 役員及び職員	
(役員)	
第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。	
2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。	
(理事の職務及び権限等)	
第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。	
2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。	
3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行ふ監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。	
(役員の任期)	
第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。	
(役員の欠格条項の特例)	
第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいづれかに該当する者は、役員となることができない。	
一 日本郵政株式会社又はその子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)の役員(いかなる名稱によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号及び第三号において同じ。)	
二 銀行業、信託業、証券業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を営む者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員	
三 前号に掲げる事業者の団体の役員	
(役員及び職員の注意義務)	
第十一条 機構の役員及び職員は、第十九条第一号に定める郵便貯金勘定に属する資産(業務の用に供するもの及び日常の支出に必要なものを除く。以下「郵便貯金資産」という。)及び同条第二号に定める簡易生命保険勘定に属する資産(業務の用に供するもの及び日常の支出に必要なものを除く。以下「簡易生命保険資産」という。)の運用の重要性を認識し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。	
(役員及び職員の秘密保持義務)	
第十二条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。	
(役員及び職員の地位)	
第十三条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。	
第一章 業務	
第三章 業務	
第一節 通則	
第十四条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。	
一 国民生活金融公庫の委託を受けて、整備法附則第六十四条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。	
二 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第一百条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。	
三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	
(中期計画の記載事項)	
第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託することができる。	
2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	
一 当該委託が郵便貯金の預金者の保護の観点から適當なものであること。	

二 当該委託を受ける者が当該委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、当該契約により委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託する場合について準用する。

6 銀行は、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による委託又は第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受け、当該業務を行うことができる。

第三節 簡易生命保険管理業務

（再保險の契約）

第十六条 機構は、生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方として、旧簡易生命保険契約（旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。以下同じ。）に基づき機構が負う保険責任について、機構と当該生命保険会社との間に再保險関係が成立する旨を定める契約を締結することができ

る。

2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第一項の契約には、再保險関係に係る再保險金額、再保險期間、再保險料率、支払すべき再保險金の金額、再保險料の收受、再保險金の支払、再保險料の払戻し、当該契約の変更及び解除、当該契約に係る資産の運用、再保險責任に係る再再保險契約の締結の可否その他総務省令で定める事項を定めなければならない。

（先取特権）

第十七条 旧簡易生命保険契約に基づき機構がう保険責任について、機構と生命保険会社との間に再保險関係が成立する旨を定める契約が締結されたときは、機構は、払戻しを受けることができる再保險料の請求権、再保險金の請求権その他の当該再保險関係により生じた債権の額につき、当該生命保険会社の総財産について先取特権を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号第三百六条第一号に掲げる原因によって生じた債権に係る先取特権に次ぐものとし、かつ、保険業法第百十七条の二第一項の規定による先取特権と同順位とする。

（業務の委託）

第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託することができる。

2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該委託が保険加入者（保険契約者、被保険者及び保険金受取人をいう。第二十二条第四項において同じ。）の保護の観点から適当なものであること。

二 当該委託を受けた者の者が当該委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、当該契約により委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託する場合について准用する。

（先取特権）

第六条 生命保険会社は、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による委託又は第四項（前項において准用する場合を含む。）の規定による再委託を受け、当該業務を行うことができる。

（区分経理）

第十九条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 郵便貯金管理業務 郵便貯金勘定

二 簡易生命保険管理業務 簡易生命保険勘定（政府保証）

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、次に掲げるものに係る機構の債務を保証する。

一 郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払

二 旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払

（簡易生命保険価格変動準備金）

第二十一条 機構は、毎事業年度末において、簡易生命保険勘定に属する有価証券その他の価格変動による損失が生じ得るものとして総務省令で定める資産（次項において「有価証券等」といふ。）について、総務省令で定めるところにより計算した金額を簡易生命保険勘定に簡易生命保険価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、簡易生命保険勘定において、有価証券等の売買等による損失・売買・評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還益をいう。の額が有価証券等の売買等による利益（売買・評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額を超

える場合にその差額のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

（簡易生命保険責任準備金の算出方法書）

第二十二条 機構は、簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（区分経理）

第二十三条 機構は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、旧簡易生命保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、簡易生命保険勘定に簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、事情の変更により保険加入者の保護を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、第一項の認可をした簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載した事項を変更すること。

4 総務大臣は、事情の変更により保険加入者の保護を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、第一項の認可をした簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

（簡易生命保険支払準備金）

第二十四条 機構は、毎事業年度末において、保険金等（保険金、年金、還付金その他の給付金をいう。以下この条において同じ。）であつて旧簡易生命保険契約に基づいて支払義務が発生したもの（これに準ずるものとして総務省令で定めたもの）の支出しとして計上していないものがあるときは、総務省令で定めるところにより、簡易生命保険勘定に簡易生命保険支払準備金を積み立てなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業

年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 機構は、第一項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 機構については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)
第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。
2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。(償還計画)
2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

第二十七条 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならない。

2

総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

(郵便貯金資産の運用)
第二十八条 機構は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資産を運用してはならない。

一 整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十四条の規定による預金者に対する貸付け

二 次に掲げる債券(その元本の償還又は利息の支払が外国通貨をもつて行われるもの除く。)の売買

イ 国債
ロ 地方債
ハ 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。次条第三号子において同じ。)のうちロに掲げる債券に該当するもの以外のもの

三 金融機関(銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会をいう。次条第三号ホ、第四号及び第五号において同じ。)への預金(外貨預金を除く。)

四 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第十号において同

ト 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。次条において同じ。)へ社債で政令で定めるもの

チ 政府保証債のうちロからトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの

ト 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。次条において同じ。)へ社債で政令で定めるもの

チ 政府保証債のうちロからトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの

ト 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。次条において同じ。)へ社債で政令で定めるもの

チ 政府保証債のうちロからトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの

ト 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。次条において同じ。)へ社債で政令で定めるもの

チ 政府保証債のうちロからトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの

(簡易生命保険資産の運用)

第二十九条 機構は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならない。

一 保険契約に対する貸付け
二 第十八条第一項の規定により機構が業務を委託した生命保険会社への預託
三 次に掲げる有価証券その他の資産の売買

イ 国債(証券取引所(証券取引法(昭和三十三年法律第三十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。リにおいて同じ。)が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。)

ロ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券

ハ 地方債
口 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券

二 特別の法律により設立された法人(ロに規定する法人を除く。)で、國口に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券

ホ 金融機関が発行する債券(次条において「金融債」という。)

三 特別の法律により設立された法人(ロに規定する法人を除く。)で、國口に規定する支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該

四 金融機関への預金
五 第三号に掲げる方法により取得した債券であって政令で定めるものの金融機関その他の政令で定める法人に対する貸付け

六 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第三号イ及びリに規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。)の

七 先物外匯替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該

八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)の取得又は付与

九 コール資金の貸付け
十 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものに

め、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。同条において「外債」という。)

ル 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形で総務省令で定めるもの

ヲ 外国政府等又は外国法人の発行する証券又は証書でルに規定する約束手形の性質を有するもの

あつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 第三号から前号までに掲げる方法

ロ 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問

業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する者をいう。)との投資一任契約(同条第四項に規定する契約をいい、同項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。)の締結

(運用に係る制限)

第三十条 機構は、第二十八条第一項第二号口若しくはハに掲げる債券を郵便貯金資産をもつて取得するとき、又は前条第三号口からリまでに掲げる債券を簡易生命保険資産をもつて取得するときは、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

2 機構が金融債に運用する簡易生命保険資産の額は、簡易生命保険資産の総額の百分の二十に相当する額を超えてはならない。

3 機構は、簡易生命保険資産を金融債に運用する場合には、一の法人の発行する金融債の十分の五又は一の法人の一回に発行する金融債の十分の六を超える割合の金融債を取得してはならない。

4 機構が簡易生命保険資産をもつて取得する金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、機構以外の者の取得に係るものとの種類を同じくするものでなければならぬ。

5 前三项の規定は、機構が簡易生命保険資産を社債、特定社債、外国債又は貸付信託の受益証券に運用する場合について準用する。この場合において、機構が簡易生命保険資産を外国債に運用する場合について準用するときは、第三項中「割合」とあるのは、「割合(外国政府等の発行する外国債その他政令で定める外国債に運用する場合は、一の外国政府等又は外国法人の発行する外國債の十分の五を超える割合)」

と読み替えるものとする。

第五章 雜則

(報告及び検査)

第三十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定による委託若しくは同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託又は第十八条第一項の規定による委託若しくは同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた業者に対し、その委託若しくは再委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所に立ち入り、その委託若しくは再委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特に必要がある場合の総務大臣の要求)

第三十二条 総務大臣は、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務に關し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、総務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(関係大臣との協議)

第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

1 第十六条第二項の規定による認可をしようとするとき 内閣総理大臣及び財務大臣

2 第十六条第三項の総務省令を定めようとするとき 内閣総理大臣及び財務大臣

三 第十八条第二項の規定による認可をしようとするとき(同条第一項の契約の相手方が生じた場合に限る。) 内閣総理大臣

命保険会社である場合に限る。) 内閣総理大臣

四 第二十五条第一項又は第二十八条第二項の規定による承認をしようとするとき 財務大臣

五 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による認可をしようとするとき 財務大臣

六 第二十八条第二項の総務省令を定めようとするとき 財務大臣

(主務大臣等)

第三十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

(権限の委任)

第三十五条 総務大臣は、政令で定めるところにより、第三十一条第一項及び機構に係る通則法第六十四条第一項又は機構に係る通則法第六十一条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について総務大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、第三十一条第一項又は機構に係る通則法第六十一条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について総務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第三十三条第一号から第三号までの規定による権限、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務文局長に委任することができる。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十六条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第六章 諒則

第三十七条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第三十一条第一項の規定による報告をせし、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十三条规定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第二十二条第一項又は第二項の規定に違反して簡易生命保険責任準備金を積み立てなかつたとき。

四 第二十三条の規定に違反して簡易生命保険支払準備金を積み立てなかつたとき。

五 第二十八条第一項の規定に違反して郵便貯金資産を運用したとき。

六 第二十二条第一項の規定に違反して簡易生命保険資産を運用したとき。

七 第二十九条の規定に違反して簡易生命保険資産を運用したとき。

(附則)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第三十四条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(業務の特例)

第二条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行ふものとする。

一 整備法附則第十条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の規定により郵便為替の業務を行うこと。

二 整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便為替法(昭和二十三年法律第六十号)。以下この号において「旧郵便振替法」という。の規定及び整備法附則第十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を有するものとされる旧郵便振替法の規定により郵便振替の業務を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができること。

一 整備法附則第二十条から第二十二条までの規定及び整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利息の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。

二 整備法附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託(平成八年法律第七十二号)。以下この号ににおいて「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。の規定、整備法附則第二十六条の規定、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定並びに同条第三項及び第四項の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十四条第二項中「の業務」とあるのは

「並びに附則第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、第三十九条第二号中「第十二条」とあるのは「第十三号並びに附則第二条第一項及び第二項」とす。

(政府保証)

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、郵便振替として受け入れた口座の預り金の払出しに係る機構の債務を保証する。

理由

郵政民営化を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一条 この法律は、郵政民営化法(平成十七年法律第一号)、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第二号)、郵便事業株式会社法(平成十七年法律第三号)、郵便局株式会社法(平成十七年法律第四号)及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第五号)の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

二 邮政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（趣旨）

第一条 この法律は、郵政民営化法(平成十七年法律第一号)、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第二号)、郵便事業株式会社法(平成十七年法律第三号)、郵便局株式会社法(平成十七年法律第四号)及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第五号)の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 郵便貯金法(昭和二十二年法律第一百四十四号)

（法律の廃止）

第三条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第一号中「日附ヲ」を「日付ヲ」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第二号中「日附アル」を「日付アル」に、「日附ヲ」を「日付ヲ」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第三号中「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第四号中「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第五号中「日本郵政公社ヲ含ム」を削り、「日附ヲ」を「日付ヲ」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項に次の一号を加える。

五 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)

六 郵便認証司(郵便法(昭和二十二年法律第一百六十五号)第五十九条第一項二規定スル郵便認証司ヲ謂フ)ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

七 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)

八 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)

九 郵便貯金及び預金等の受私事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十八号)

十 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)

十一 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

十二 日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)

十三 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第一百六十五号)

（民法施行法の一部改正）

第三条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第一号中「日附ヲ」を「日付ヲ」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第二号中「日附アル」を「日付アル」に、「日附ヲ」を「日付ヲ」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第三号中「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第四号中「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第五号中「日本郵政公社ヲ含ム」を削り、「日附ヲ」を「日付ヲ」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項に次の一号を加える。

第六条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

請求ガ郵便又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第五十九号)第十二条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ニ依ル同条第二項ニ規定スル信書便二依リ為サレタル場合ニ於テハ送付二要シタル日数ハ之ヲ時効期間ニ算入セズ

第八十二条ノ三を削る。

（無尽業法の一部改正）

第七条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一

部を次のように改正する。

第十条第一号中「又ハ郵便貯金」を削る。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第八条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第九条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第十条 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「から第八項まで」を「及び第七項」に改める。

(船員法の一部改正)

第十三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「から第八項まで」を「及び第七項」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第十二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十八号を削る。

第八十二条第一項第一号及び第八十四条の中「並びに同条第四項及び第六項」を「及び同条第四項」に改める。

第一百三十二条第二項及び第九項中「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第十三条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「特定地方独立行政法人」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改め、「若しくは日本郵政公社」を削り、同条第二

項中「特定地方独立行政法人若しくは日本郵

政公社」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改める。

第十四条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

(郵便法の一部改正)

第十五条 第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第六号とし、第八条を第七条とする。

(郵便法の一部改正)

第十六条 第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第六号とし、第八条を第七条とする。

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 郵便の役務

第一節 郵便物(第十二条—第二十七条)

第二節 郵便に関する料金の支払(第二十

八条—第三十一条)

第三節 郵便物の取扱い(第三十二条—第

四十三条)

第四節 郵便物の特殊取扱(第四十四条—

四十九条)

第五節 損害賠償(第五十条—第五十七条)

第三章 郵便認証司(第五十八条—第六十六

条)

第四章 雜則(第六十七条—第七十五条)

附則

第五章 罰則(第七十六条—第九十二条)

第六章 郵便事業株式会社(以下「会社」とい

う。)を「郵便事業株式会社(以下「会社」とい

う。)に改める。

第二条中「日本郵政公社(以下「公社」とい

う。)」を「郵便事業株式会社(以下「会社」とい

う。)」に改める。

第三条中「費用」を「原価」に、「その健全な運

営を図ることができるに足りる収入を確保す

る」を「かつ、適正な利潤を含む」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「公社以外」を「会社以外」に、

「公社の行う」を「会社の行う」に改め、同項だ

し書中「公社」を「会社」に、「行わせる」を「委託

する」に改め、同条第二項中「公社」を「会社」に

改める。

第十六条第一項中「通常郵便物」を「郵便物」に

改め、同項第二号ハ中「第二十六条第一項第二

号又は第三号」を「第二十七条第二号又は第三

号」に改め、同条第二項中「通常郵便物」を「郵便

物」に、「左に」を「次に」に改め、同項ただし書

中「つけた」を「付けた」に改め、同条第三項中「公社」を「会社」に、「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同条第四項を削り、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「通常郵便物」を「郵便物」に

改め、同項第二号ハ中「第二十六条第一項第二

号又は第三号」を「第二十七条第二号又は第三

号」に改め、同条第二項中「通常郵便物」を「郵便

物」に、「左に」を「次に」に改め、同項ただし書

中「つけた」を「付けた」に改め、同条第三項中「公社」を「会社」に、「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同条第四項を削り、同条を第十五条とする。

第十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第

十六条とする。

第十九条中「第五十八条第四項」を「第四十五

条第四項」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条の二中「公社」を「会社」に改め、同条

だし書」に改め、同条を第四条とし、第六条を

第五条とする。

第七条中「公社」を「会社」に改め、同条を第六

条とし、第八条を第七条とする。

第十二条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条を第二十条とする。

第十条を削る。

第十一项中「取扱」を「取扱い」に改め、同条を

第九条とする。

第十二条中「受くべき」を「受けるべき」に、

「先立つて」を「先立つて」に改め、同条を第十条

とする。

第十三条中「定の」を「定めの」に改め、同条を

第十二条とする。

第十四条第一節第一款の款名を削る。

第十五条第一節第一款の款名を削る。

第十六条第一節第一款の款名を削る。

第十七条第一節第一款の款名を削る。

第十八条第一節第一款の款名を削る。

第十九条第一節第一款の款名を削る。

第二十条第一節第一款の款名を削る。

第二十一条第一節第一款の款名を削る。

第二十二条第一節第一款の款名を削る。

第二十三条第一節第一款の款名を削る。

第二十四条第一節第一款の款名を削る。

第二十五条第一節第一款の款名を削る。

第二十六条第一節第一款の款名を削る。

第二十七条第一節第一款の款名を削る。

第二十八条第一節第一款の款名を削る。

第二十九条第一節第一款の款名を削る。

第三十条第一節第一款の款名を削る。

第三十一条第一節第一款の款名を削る。

第三十二条第一節第一款の款名を削る。

第三十三条第一節第一款の款名を削る。

第三十四条第一節第一款の款名を削る。

第三十五条第一節第一款の款名を削る。

第三十六条第一節第一款の款名を削る。

第三十七条第一節第一款の款名を削る。

第三十八条第一節第一款の款名を削る。

第三十九条第一節第一款の款名を削る。

を第十八条とする。

第二十条中「公社」を「会社」に改め、同条を第

十九条とする。

第二章第一節第二款の款名を削る。

第二十一条第一節第二款の款名を削る。

第二十二条第一節第二款の款名を削る。

第二十三条第一節第二款の款名を削る。

第二十四条第一節第二款の款名を削る。

第二十五条第一節第二款の款名を削る。

第二十六条第一節第二款の款名を削る。

第二十七条第一節第二款の款名を削る。

第二十八条第一節第二款の款名を削る。

第二十九条第一節第二款の款名を削る。

第三十条第一節第二款の款名を削る。

第三十一条第一節第二款の款名を削る。

第三十二条第一節第二款の款名を削る。

第三十三条第一節第二款の款名を削る。

第三十四条第一節第二款の款名を削る。

第三十五条第一節第二款の款名を削る。

第三十六条第一節第二款の款名を削る。

第三十七条第一節第二款の款名を削る。

第三十八条第一節第二款の款名を削る。

第三十九条第一節第二款の款名を削る。

第四十条第一節第二款の款名を削る。

第四十一条第一節第二款の款名を削る。

第四十二条第一節第二款の款名を削る。

第四十三条第一節第二款の款名を削る。

第四十四条第一節第二款の款名を削る。

第四十五条第一節第二款の款名を削る。

第四十六条第一節第二款の款名を削る。

第四十七条第一節第二款の款名を削る。

第四十八条第一節第二款の款名を削る。

第四十九条第一節第二款の款名を削る。

第五十条第一節第二款の款名を削る。

第五十一条第一節第二款の款名を削る。

第五十二条第一節第二款の款名を削る。

第五十三条第一節第二款の款名を削る。

第五十四条第一節第二款の款名を削る。

第五十五条第一節第二款の款名を削る。

ければならない」を「前払をしなければならない」に改め、同条第二項中「ついたを「付いた」に、「あらわされた」を「表された」に、「納付」を「支払」に改め、第二章第二節中同条を第二十八条とする。

第三十三条中「公社が」を「会社が」に、「公社及び別に法律の定める販売者において、これを「及び」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十四条を削り、第三十五条を第三十条とする。

第三十六条から第三十九条までを削る。

第四十条の見出しを「引受けの際の説明及び開示」に改め、同条第一項中「公社」を「会社」に、「内容たる物」を「内容である物」に、「申告」を「説明」に改め、同条第二項及び第三項中「申告」を「説明」に、「公社」を「会社」に改め、第二章第三節中同条を第三十一條とする。

第四十一条中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十二条とする。

第四十二条中「公社」を「会社」に、「第十四条第一号から第三号まで」を「第十二条第一号から第三号まで」に改め、同条を第三十三条とし、第四十三条を第三十四条とし、第四十四条を第三十五条とする。

第四十五条中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十六条とし、第四十六条を第三十七条とする。

第四十七条の見出しを「郵便差出箱の設置」に改め、同条第一項中「公社の承認を受けて、これを私設することができる」を「会社が設置する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、会社の承認を受けて会社以外の者が設置することを妨げない。

第四十七条第二項中「前項の」を「会社以外の者による」に、「私設を「設置」に改め、「これを「を削り、同条を第三十八条とする。

第五十一条の見出しを「料金未払又は料金不

足の郵便物」に改め、同条中「料金未納」を「料金未払」に、「通常郵便物」を「郵便物」に改め、「特殊取扱」の下に「郵便約款の定めるものを除く。」を加え、「不納金額」を「未払金額又は不足金額」に、「納付して」を「支払つて」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十二条第二項中「第四十二条」を「第三十三条」に改め、同条第三項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十条とする。

第五十三条を削る。

第五十四条の見出しを「還付不能の郵便物」に改め、同条第一項及び第二項中「公社」を「会社」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十一条とする。

第五十五条第一項中「最寄りの郵便局」を「会社」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十二条とする。

第五十六条中「附近」を「付近」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十五条第一項中「最寄りの郵便局」を「会社」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十二条とする。

第五十五条第一項中「立会い」を「立会」に改め、同条第三項中「立会い」を「立会」に改め、同条第六十三条を第四十八条とする。

第六十四条及び第六十五条を削る。

第六十六条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条第二項中「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同条第三項中「立会い」を「立会」に改め、同条第六十三条を第四十八条とする。

第六十七条の見出しを「特殊取扱」に改め、「代金引換、特別送達、年賀特別郵便その他」を「によるほか」に改め、「速達」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

「代金引換、特別送達、年賀特別郵便その他」を「によるほか」に改め、「速達」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

第六十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条を削り、同条第二項を次のように改める。

第六十六条を第四十九条とする。

第六十七条を削る。

第六十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条を削り、同条第二項を次のように改める。

第六十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条及び第六十条を削る。

同条第二項中「内容たる現金」を「内容である現金」に改め、同条第四項中「公社」を「会社」に改め、同項第一号中「第十九条」を「第十七条」に改め、同項第三号を削り、同条を第四十五条とす。

第五十九条及び第六十条を削る。

第六十一条中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十六条とする。

第六十二条中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十七条とする。

第六十三条中「公社」を「会社」に、「内容たる文書」を「内容である文書」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第五十八条第一号の認証を受けるものとする。

第六十三条を第四十八条とする。

第六十四条及び第六十五条を削る。

第六十六条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条第二項中「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同条第三項中「立会い」を「立会」に改め、同条第六十三条を第四十八条とする。

第六十七条の見出しを「立会い」に改め、同条第二項中「立会い」を「立会」に改め、同条第六十三条を第五十二条とする。

第六十八条第一項中「立会い」を「立会」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条を削り、同条第二項を次のように改める。

第六十六条を第四十九条とする。

第六十七条を削る。

第六十八条第一項中「立会い」を「立会」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条を削り、同条第二項を次のように改める。

第六十八条第一項中「立会い」を「立会」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条を削り、同条第二項を次のように改める。

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき 引換金額

三 第四十五条第四項の規定による書留として郵便物の全部又は一部を亡失し、又は引き損したとき 同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき 引換金額

五 第六十八条第三項中「公社」を「会社」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第五項中「公社」を「会社」に、「責めに任しない」を「責任を負わない」に改め、第二章第五節中同条を第五十九条とする。

第六十九条中「公社」を「会社」に改め、同条第五十一条とし、第七十条を第五十二条とする。

第七十一条第一項中「公社」を「会社」に、「出頭を「立会い」に改め、同条第二項中「受取を拒んだ日」を「同項の立会いを求められた日」に、「立会のため出頭しなかつた」を「同項の求めに応じなかつた」に、「公社」を「会社」に改め、同条を第五十三条とする。

第七十二条中「立会いのため出頭しなかつた」を「同項第一項の求めに応じなかつた」に改め、「立会い」に改め、同条第二項中「立会い」を「立会」に改め、「立会のため出頭しなかつた」を「同項の求めに応じなかつた」に、「公社」を「会社」に改め、同条を第五十四条とする。

第七十三条中「第六十八条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十五条とし、第七十四条を第五十六条とする。

第七十五条中「公社」を「会社」に、「納付して」を「支払つて」に改め、同条を第五十七条とする。

第七十五条の二第一項を次のように改める。

一 書留(第四十五条第四項の規定によるもの)を除く。次号において同じ。とした郵便(差出人が指定した額の金銭と引換えに名あてに交付し、その額に相当する金額を当該差出人に支払う取扱いをいう。第五十条第一項第二号及び第二項第四号において同じ。)の額を減じ、当該各号に定める額とする。

二 書留とした郵便物の全部若しくは一部を失したとき 申出のあつた額(第七十五条の二第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の料金は、次の各号のいずれにも適合

するものでなければならぬ。

第七十五条の二第二項第一号中「能率的」を「郵便事業の能率的」に、「費用を償う」を「原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」に改め、同項第二号中「通常郵便物」を「第一種郵便物及び第二種郵便物」に、「の郵便局」を「公社の一の事業所」に改め、同項第三号中「第五号」を「第四項第二号」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項中「公社」を「公社」に、「郵便に関する料金(第一項各号に掲げるものを除く。)」を「第三種郵便物及び第四種郵便物の料金」に改め、「あらかじめを割り、「に届け出なければならない」を「の認可を受けなければならない」に改め、同条第四項中「公社」を「公社」に、「通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便の区分」とし、その「を「郵便事業の」に改め、「状況」の下に「総務大臣に報告することともに」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと(公社の一の事業所においてその引き受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第三章中第七十五条の二を第六十七条とす る。

第七十五条の三第一項及び第二項第一号二中「公社」を「公社」に改め、同条を第六十八条とす る。

第七十五条の四中「公社」を「公社」に、「郵便便

局」を「その営業所」に改め、同条を第六十九条に改め、同条第一項中「業務方法書」を「郵便業務管理規程」に改め、同条第二項中「業務方法書」を「郵便業務管理規程」に改め、同条第三項中「日本郵政公社法第二十三條第一項の規定による」を「第一項の」に改め、同項第二号及び第三号中「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同項第四号中「通常郵便物」を「郵便物(国際郵便に係るもの)を除く。以下この号において同じ。」に、「通常郵便物」を「郵便物が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「公社」は「業務方法書(日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十三条第一項に規定する業務方法書をいう。次項において同じ。)」に、「郵便業務管理規程には」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

一 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下「郵便業務管理規程」といいう。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 第七十五条の六を第七十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(料金等の変更命令)

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

第七十二条 (業務の委託)

第七十二条 公社は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

第七十五条の七を削る。

第七十五条の五を削る。

第八十九条中「基づく」を「基づく」に、「によりこれを」を「によつて」に改め、同条を附則第三条とする。

第八十五条第一項中「第七十六条乃至第七十八条」を「第七十六条から第七十八条まで」に、「第八十三条及び前条」を「及び前二条」に改め、同条を第八十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

二 第六十七条第一項の規定により届け出た料金若しくは同条第三項の規定により認可を受けた料金又は第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款によらないで郵便の役務を提供した者(法令により公務に従事する職員とみなす者)を罰する。

三 第六十七条の規定による命令に違反した者

四 第七十二条第一項の規定に違反して郵便の業務の一部を委託した者(業務管理規程の認可を受けなかつた者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす者)を罰する。

五 第六十五条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条第三項を削る。

六 第六十六条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条第三項を削る。

七 第六十七条第一項中「公社」を「公社」に改める。

八 第六十八条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「規定施行」を「規定の施行」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を附則第一条とする。

九 第六十九条(報告をしない等の罪)第六十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した郵便認証司は、三十万円以下の罰金に処する。

十 第九十条(両罰規定) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十六条第一項、第八十条第二項、第八十六条第一項(第七十六条第一項及び第八十条第二項に係る部分に限る。)又は第八十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す
る。

第九十一条(収支状況を公表しない場合等の過
料) 第六十七条第五項の規定による公表を
せず、又は虚偽の公表をした会社の取締役又
は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第九十二条(料金等を掲示しない場合等の過
料) 第六十九条の規定による掲示をせず、
又は虚偽の掲示をした会社の取締役、執行役
又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第八十四条第一項中「公社」を「会社」に改め、
同条を第八十五条とし、第八十三条を第八十四
条とし、第八十二条を第八十三条とし、第八十
一条の二を第八十二条とする。

第四章を第五章とし、第三章を第四章とし、

第二章の次に次の二章を加える。

第三章 郵便認証司

(職務)

第五十八条 郵便認証司は、次に掲げる事務
(以下この章において「認証事務」という。)を
行うことを職務とする。

一 内容証明の取扱いに係る認証(総務省令
で定めるところにより、当該取扱いをする
郵便物の内容である文書の内容を証明する
ために必要な手続が適正に行われたことを
確認し、当該郵便物の内容である文書に当
該郵便物が差し出された年月日を記載する
ことをいう。)をすること。

二 特別送達の取扱いに係る認証(総務省令
で定めるところにより、当該取扱いをする
郵便物が民事訴訟法第百三条から第一百六条
までに掲げる方法により適正に送達された
こと及びその送達に関する事項が同法第百
九条の書面に適正に記載されていることを
確認し、その旨を当該書面に記載し、これ
に署名し、又は記名押印することをいう。)
をすること。

(任命) 第五十九条 郵便認証司は、認証事務に
関し必要とする者を任命する。

(罷免)

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社

要な知識及び能力を有する者のうちから、總
務大臣が任命する。

2 前項の任命は、会社の使用人であり、か
つ、管理又は監督の地位にある者のうちか
ら、会社の推薦に基づいて行うものとする。

(欠格事由)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵
便認証司となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、郵便切手類販売所等に関する
法律(昭和二十四年法律第九十一号)、郵便
窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十
四年法律第二百十三号)、お年玉付郵便葉
書等に関する法律(昭和二十四年法律第二
百二十四号)、郵便物運送委託法(昭和二十
四年法律第二百八十四号)、郵便切手類模
造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)又
は民間事業者による信書の送達に関する法
律(平成十四年法律第九十九号)に違反し、
又は執行を終り、又は執
行を受けることがなくなつた日から二年を
経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終
わるまで又はその執行を受けることがなく
なるまでの者

四 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二
十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律
第二百六十一号)の規定により懲戒免職の
処分を受け、当該処分の日から二年を経過
しない者

(監督命令)

第六十四条 郵便認証司は、認証事務の適正な実
施を確保するため必要があると認めるとき
は、郵便認証司に対し、認証事務の実施に関
し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十五条 総務大臣は、認証事務の適正な実
施を確保するため必要があると認めるとき
は、郵便認証司に対し、認証事務に關し必要
な報告をさせ、又はその職員に、会社の営業
所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳
簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(報告)

第六十六条 総務大臣は、認証事務の適正な実
施を確保するため必要があると認めるとき
は、郵便認証司に対し、認証事務に關し必要
な報告をさせ、又はその職員に、会社の営業
所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳
簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

(懲戒)

第六十七条 郵便認証司は、前条各号のいずれ
かに該当するに至つたときは、その職を失
ふ。

第六十八条 郵便認証司は、前条各号のいずれ
かに該当するに至つたときは、その職を失
ふ。

第六十九条 総務大臣は、郵便認証司が次の各
号のいずれかに該当する場合には、これに對

の使用者でなくなつた場合又は会社における
管理若しくは監督の地位にある者でなくなつ
た場合には、これを罷免することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく總務
省令又は第六十四条の規定による命令に違
反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つ
た場合

三 欺瞞又は第六十四条の規定による命令に違
反した場合

(戸籍法の一部改正)

第十五条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十
四号)の一部を次のようにより改める。

第四十七条第一項を次のようにより改める。

市町村長は、届出人がその生存中に郵便又
は民間事業者による信書の送達に関する法律
(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に
規定する一般信書便事業者若しくは同条第九
項に規定する特定信書便事業者による同条第
二項に規定する信書便によつて発送した届書
については、当該届出人の死亡後であつて
も、これを受理しなければならない。

(国立国会図書館法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の表日本郵政公社の項
を削る。

一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五
号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三
十九号)別表一

三 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表
第一第一号の表

四 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別
表第一

五 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五
号)別表第一

六 地方財政法の一部改正

第七十七条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九
号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「日本郵政公社有資產
所在市町村納付金、日本郵政公社有資產所在都
道府県納付金」を削る。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十八条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」を「郵便事業株式会社(以下「公社」という。)」に改め、同項第一号中「郵便局」を「会社の営業所若しくは郵便局郵便局株式会社法(平成十七年法律第二号)第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ。)」のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの」に、「同法第三条を「同条」に改め、同項第二号及び第三号中「公社」を「会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣」に、「の承認を得て」を「に協議して」に、「郵便局」を「もの」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「郵便局又は」を「会社の営業所、郵便局」に、「若しくは」を「又は」に、「公社」を「総務大臣」に、「の承認を得て」を「に協議して」に、「郵便局」を「会社」に加え、「公社」を「会社」に改め、同項第五項中「公社」を「会社」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「において」の下に「会社」に加え、「公社」を「会社」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「公社」を「会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 会社は、前項の規定により総務大臣が定めた印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項を守らなければならない。

第三条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項の印紙を売り渡す者は、定価で公平にこれを売り渡さなければならない。
- 3 第四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する自動車検査登録印紙売りさばき所において自動車検査登録印紙を売り渡す者は、定価で公平にこれを売り渡さなければならぬ。

4 第二項に規定する者は、前項の規定により

国土交通大臣が定めた自動車検査登録印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項を守らなければならない。

第四条の次に次の二項を加える。

第五条 第三条第二項の規定に違反して同条第一項の印紙をその定価と異なる金額で売り渡し、又は前条第二項の規定に違反して同条第一項の自動車検査登録印紙をその定価と異なる金額で売り渡した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

(当せん金付証票法の一部改正)

第十九条 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十八条第一項第一号中「第六条第八項」を「第六条第七項」に改める。

(政治資金規正法の一部改正)

第二十条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

第九条第一項第三号イ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。)」を削り、「又は郵便貯金の種類」を「の種類」に改め、「又は郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三条)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

り、「又は郵便局の名称」を「の名称」に改める。

第十二条第一項第三号ホ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

第二十二条の九第一項中「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を削り、第七号を削り、同条第二項中「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を削り、「又は役員若しくは職員」を「又は職員」に改める。

第二十六条の四第四号中「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を削り、「又は役員若しくは職員」を「又は職員」に改める。

(医療法の一部改正)

第二十二条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第六項中「又は日本郵政公社」を削る。

(自転車競技法の一部改正)

第二十二条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第六項中「又は日本郵政公社」を削る。

(附則第二十項中「第十八条の二第三項、第二十五条第二項」を「第十八条の二第二項」に、「第二项」を「前項」に改め、「又は日本郵政公社」及び「第二十五条第二項中「第十八条の二第二項」とあるのは「附則第十九項」と、「日本郵政公社」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と改める。

第二十二条の二十一中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第二十三条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社を「及び国有林野事業を行う国の経営する企業」に改める。

第二十五条中「国有林野事業を行う国の経営する企業又は日本郵政公社」を「又は国有林野事業を行なう国(の経営する企業)に、又は国有林野事業を行なう国(の経営する企業)」に改め、「又は日本郵政公社」を「又は日本郵政公社職員」を「又は国有林野事業職員」に改める。

第二十六条中「農林水産大臣」を「及び農林水産大臣」に改め、「及び総務大臣(日本郵政公社に関するものに限る。)」を削る。

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第二十四条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第二百四十四条)の一部を次のように改正する。

法律第四十九号の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十三条第一項第三号中「又は郵便貯金」を削る。

第二十五条第二項を削る。

第二十六条の四第四号中「前項」を「附則第二十項」に改め、「又は日本郵政公社」及び「第二十五条第二項」を「第十八条の二第二項」から第四項までに改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十二項を附則第二十三項とする。

附則第二十一項中「前項」を「附則第二十項」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第二十一項を附則第二十三項とする。

附則第二十一項中「前項」を「附則第二十項」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第二十一項の次に次の二項を加える。

21 公庫は、附則第十九項の規定により業務を委託した独立行政法人福祉医療機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)

第二十五条 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)が販売する封筒その

第一項中「郵便切手等」を「郵便切手類」に改め、「郵便切手類」とは、郵便切手等、郵便に関する料金の支払用のカード及び日本郵政公社(以下「公社」という。)が販売する封筒その

第二条第一項中「公社」を郵便事業株式会社（以下「会社」という。）に改め、同条第二項及び第三項中「公社」を「会社」に改める。
 第三条中「公社」を「会社」に改める。
 第四条を削る。

第五条の見出しを「郵便切手類の販売等」に改め、同条第一項中「販売者等」を「郵便切手類販売者に、「又は印紙売りさばき所における」を「における」に改め、「及び印紙」を削り、「販売し、又は売りさばかなければならない」を「販売しなければならない」に改め、ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 販売者等は、その郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所における一般の需要を満たすに足る数量の印紙を常備して、当該場所において売りさばかなければならない。この場合において売りさばかなければならない。この場合において、販売者等は、その印紙を会社から購入するものとする。

3 販売者等は、会社の承認を受けたときは、前二項の規定にかかわらず、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所以外の場所において、郵便切手類又は印紙を販売し、又は売りさばくことができる。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「公社」を「会社」に改め、同条を第六条とする。

第八条及び第九条を削り、第十条を第七条とする。

第二十六条 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第四項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして法務大臣が定めるもの」を加える。

第二十七条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「国有林野事業」を「又は国有林野事業に、又は日本郵政公社の推薦を「の推薦」に改め、「又は日本郵政公社の同号に規定する職員（以下この章において「日本郵政公社職員」という。）」を削る。

第十九条の四第二項第四号を削る。

第十九条の十第一項中「日本郵政公社と日本郵政公社職員との間に発生した紛争」を削る。

第一条 この法律は、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託並びにその再委託に関し必要な事項を定めることにより、これららの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、次に掲げる業務をいう。

二十二条 第一条に規定する「郵便窓口業務」の委託の引受け

二 郵便物の交付

三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する「郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託」

四 前三号に掲げる業務に付随する業務

（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）

第五条 第一条中「公社」を「郵便局株式会社」に、「委託事務」を「再委託業務」に改め、同条第二項中「日本郵政公社法第二十条第一項」を「第三条第一項及び郵便局株式会社法（平成十七年法律第二号）第二条第二項」に、「同項の郵便局」を「郵便局株式会社の営業所」に改め、同条第八条を削る。

第六条を削る。

第五条の見出しを「再委託契約」に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「郵政窓口事務」を「再委託業務」に、「委託契約」を「再委託契約」に、「締結しながら」に、「締結しながら」に改め、同条を第七条とする。

第七条 第二十五条第一項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員に、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」に改める。

第二十四条第二項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員」に改める。

第二十五条第一項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員に、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」に改める。

第二十八条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

（受託者の資格）を付する。

第二条の見出しを「委託業務の再委託」に改め、同条中「公社」は、郵政窓口事務に関する役務を提供する」を「郵便局株式会社は、委託業務を行う」に、「委託する」を「再委託する」に改め、同条を第四条とする。

第一条を次のように改める。

郵便窓口業務の委託等に関する法律

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託並びにその再委託に關し必要な事項を定めることにより、これららの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、次に掲げる業務をいう。

二十二条 第一条に規定する「郵便窓口業務」の委託の引受け

二 郵便物の交付

三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する「郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託」

四 前三号に掲げる業務に付随する業務

（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）

第五条 第一条中「公社」を「郵便局株式会社」に、「委託事務」を「再委託業務」に改め、同条第二項中「日本郵政公社法第二十条第一項」を「第三条第一項及び郵便局株式会社法（平成十七年法律第二号）第二条第二項」に、「同項の郵便局」を「郵便局株式会社の営業所」に改め、同条第八条を削る。

第六条を削る。

第五条の見出しを「再委託契約」に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「郵政窓口事務」を「再委託業務」に、「委託契約」を「再委託契約」に、「締結しながら」に、「締結しながら」に改め、同条を第七条とする。

第七条 第二十五条第一項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員に、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」に改める。

第二十四条第二項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員」に改める。

第二十五条第一項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員に、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」に改める。

第二十八条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条 第二項中「公社」から委託された郵政窓口事務を「郵便局株式会社から再委託された委託業務」に、「委託事務」を「再委託業務」に改め、同条第三項中「委託事務」を「再委託業務」に改め、同条第五条とし、同条の前に見出しとして

も適合しているものであること。

二 郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障

のないものであること。

三 郵便事業株式会社が委託をしようとする

者が次のいずれにも該当しない者であるこ

と。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その

執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなつた日から二年を経過しないもの

ロ 法人であつてその役員のうちにイに該

当する者があるもの

第九条を削る。

第十条の見出しを「(組合)である受託者に係る

再委託業務の取扱いの基準」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第九条とする。

第十一条を削る。

第十二条の見出しを「(再委託契約の解除)」に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、「第四条各号」を「第六条各号」に、「委託契約」を「再委託契約」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(他の法律の適用)

第十一条 郵便局株式会社は、次に掲げる法律の規定の適用については、郵便事業株式会社とみなす。

一 郵便法第五十九条第二項、第六十二条及
び第六十五条第一項

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十二号)第三条

第四項、第六項及び第七項

第五条第一項及び第三項

第六項

第七項

第八項

第九項

第十項

第十一項

第十二項

第十三項

第十四項

第十五項

第十六項

第十七項

う)を行う営業所」とする。
第十二条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便窓口業務の委託」とあるのは、「委託業務(郵便窓口業務の委託等)に関する法律(昭和二十四年法律第二百十

三条)」第三条第一項に規定する委託業務をい

う)」に行う営業所」とする。

第十二条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「施設(郵便窓

口業務の委託等)に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第八条第一項の施設をい

う)」と、同条第二項及び第三項中「公社」とあるのは、「郵便局株式会社」とする。

第十三条及び第十四条を削り、第十五条を第

十三条とする。

第十六条の前見出し及び同条を削る。

第十七条に見出しとして「(罰則)」を付し、同

条中「第五条」を「第七条」に、「公社の役員」を「郵便局株式会社の取締役又は執行役」に、「二十

十万円」を「百万円」に改め、同条を第十四条と

する。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正)

第三十条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次の

ように改正する。

第一条第一項中「日本郵政公社(以下「公社」とい

う)」を「郵便事業株式会社(以下「公社」とい

う)」に改める。

第二条中「公社」を「公社」に改める。

第三条第一項中「納付された」を「支払われた

に、「郵便局」を「公社の営業所(同項の金品の支

払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営

業所を含む)」に改める。

第五条第一項及び第三項

第六項

第七項

第八項

第九項

第十項

第十一項

第十二項

第十三項

第十四項

会社は、寄附金を配分団体に交付するまで

の間、これを運用した場合において、利子そ

の他の収入金が生じたときは、その収入金を

寄附金に充てるものとする。

第九条中第二項を削り、第三項を第二項とす

る。

第十条中「公社」を「公社」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条中「公

司」を「公

司」に改め、同条を第四

条とする。

第六条第二項中「公社」を「公社」に改め、第二

章第二節中同条を第五条とする。

第九条第四項中「代る」を「代わる」に、「除く

の外」を「除き」に改め、同条を第六条とする。

第十一条中「公社」を「公社」に改め、同条を第

十二条とす

る。

第十二条第二項中「公

司」を「公

司」に改め、同条を第九条とす

る。

第十三条第二項中「代る」を「代わる」に、「除く

の外」を「除き」に改め、同条を第十条とする。

第十四条第一項中「第八条第一項第五号」を「第五条第一項第五号」に改め、同条を第九条とす

る。

第十五条第一項中「第十二条第一項」を「第九条第一

項」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、

「第九条第三項」を「第六条第三項」に、「第十二

条第二項」を「第九条第二項」に、「こえる」を「超

える」に改める。

第十六条の二中「及び日本郵政公社」を削る。

第六条中「公社」を「公社」に改め、同条を第四

条とする。

第七条を削る。

第八条第二項中「公社」を「公社」に改め、第二

章第二節中同条を第五条とする。

第九条第四項中「代る」を「代わる」に、「除く

の外」を「除き」に改め、同条を第六条とする。

第十一条中「公社」を「公社」に改め、同条を第

十二条とす

る。

第十二条第二項中「公

司」を「公

司」に改め、同条を第九条とす

る。

第十五条第一項中「第十二条第一項」を「第九条第一

項」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、

「第九条第三項」を「第六条第三項」に、「第十二

条第二項」を「第九条第二項」に、「こえる」を「超

える」に改める。

第十六条条を第十三条とする。

第十七条中「公社」を「公社」に改め、同条を第

十八条とす

る。

第十八条第一項中「すみやかに」を「速やかに」

に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「す

みやかに」を「速やかに」最寄りの郵便局を「速やかに」に改め、同条第三項中「公

司」を「公

司」に改め、同条第四項中「公

司」を「公

司」に改め、同条第五項中「公

司」を「公

司」に改め、同条第六項中「公

司」を「公

司」に改め、同条第七項中「公

司」を「公

司」に改め、同条第八項中「公

を第十八条とする。

第二十一条中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、「第十二条第一項」を「第九条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第五章中同条を第十九条とする。

第二十二条中「第九条第二項」を「第六条第二項」に、「第十条」を「第七条」に、「第十二条第一項」を「第十七条」を「第十四条」に、「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条の見出しを「優先取扱をしない等の罪」に改め、同条中「第十九条」を「第十六条」に、「第二十条」を「第十七条」に改め、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とす

る。

第二十五条中「公社の役員」を「会社の取締役又は執行役」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第六条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第二十三条规定する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第三十三条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「国有資産等所在市町村交付金若しくはを「国有資産等所在市町村交付金又は日本郵政公社」を「若しくは日本郵政公社」に改め、「又は日本郵政公社」を「若しくは日本郵政公社」に改め、

府県納付金」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正)

第三十四条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律(昭和二十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律

第二条を削る。

第三条中「一般会計において前二条」を「一般会計において前条」に改め、「及び公社」を削り、「翌年度において前二条」を「翌年度において同条」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出しを「繰入れの方法」に改め、同条中「又は第二条」及び「及び納付」を削り、同条を第三条とする。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三十五条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第三十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

(昭和二十九年法律第一項中「特定地方独立行政法人」に改め、同条を第二十二条规定する。

(國等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第三十三条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(方独立行政法人若しくは日本郵政公社」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改め、同条第三項中「特定地方独立行政法人」を削り、同項ただし書中に「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改める。

第七条第五号中「国有資産等所在市町村交付金若しくはを「国有資産等所在市町村交付金又は日本郵政公社」を「若しくは日本郵政公社」に改め、「又は日本郵政公社」を「若しくは日本郵政公社」に改め、

府県納付金」を削る。

日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改める。

第二百八十三条の二中「郵便局」を「郵便事業株式会社」に改める。

第三百九十九条第一項中「又は日本郵政公社」を削る。

第二百二十六条中「特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改める。

第二百三十九条の二第一項中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定地方独立行政法人」に改め、同項第四号中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定地方独立行政法人」に改める。

第二百五十二条中「特定地方独立行政法人」に改め、同項第三号中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定地方独立行政法人」に改める。

「郵便事業株式会社は、通関手続が行わられる事業所において」に改め、同条第五項中「郵便局員」を「郵便事業株式会社の職員」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第三十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に改め、「及び同条第二項の日本郵政公社」を「又は日本郵政公社」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

(地方交付税法の一部改正)

第四十五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十六条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表市町村の項第二十号を次のように改める。

二十一 市町村交 国有資産等所在市町村交付金法第七条、第八条又は第十条第一項の規定により各省各局の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村
付金 長に通知した固定資産の価格

(地方税法の一部改正)

第四十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の九第三項第三号中「第六十三条」を「第四十八条第一項」に改める。

第二十三条第一項第十四号イ中「所得税法第九条の二第一項の規定の適用を受ける利子、同法第十条第一項」を「所得税法第十条第一項」に改める。

第二十五条第一項第一号中「独立行政法人(を)非課税独立行政法人(独立行政法人のうち)に限る。以下「非課税独立行政法人」という」を「をいう。以下同じ」に、「地方独立行政法人(を)非課税地方独立行政法人(除く。)のうち(に)に限る。以下「非課税地方独立行政法人」という」を「をいう。以下同じ」に、「日本郵政公社(を)独立行政法人(以下同じ)に、郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改める。

第三十四条第一項第五号口を次のように改める。

口 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約

□ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約 第三百二十二条の五第四項中「(郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。第六項において同じ。)を含む。)を削り、同条第六項を削る。

第三百二十八条の五第三項中「から第六項まで及びを(及び第五項並びに)に改める。

第三百四十八条第二項第二号中「日本郵政公社」を削る。

第三百四十九条の三に次の二項を加える。

39 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所持し、かつ、直接独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成十七年法律第二号)第十三条に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産

税の課税標準は、前二条の規定にかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。第五百八十六条第二項第五号の六を次のように改める。

五の六 削除

第七十二条の四第一項第三号中「日本郵政公社」を削る。

第七十三条の四第一項第一号及び第二百九十六条第一項第一号中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号口を次のように改める。

第七十二条の四第一項第三号中「日本郵政公社」を削る。

第七十三条の四第一項第一号及び第二百九十六条第一項第一号中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号口を次のように改める。

第七百二条第二項中「第三十七項又は第三十八項」を「又は第三十七項から第三十九項まで」に改める。

本郵政公社(を)及び公立大学法人(に)改める。

第七百四条第一項中「公立大学法人及び日本郵政公社(を)及び公立大学法人(に)改める。

附則第十五条に次の二項を加える。

六十 郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法(平成十七年法律第二号)第七十条第七項の規定により日本郵政公社(が)行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社(が)行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかるらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

七十四 条第二号

七百四十四条第二号

七百四十五条第二号

七百四十六条第二号

七百四十七条第二号

七百四十八条第二号

七百四十九条第二号

七百五十条第二号

七百五十二条第二号

七百五十三条第二号

七百五十四条第二号

七百五十五条第二号

七百五十六条第二号

七百五十七条第二号

七百五十八条第二号

七百五十九条第二号

七百六十条第二号

七百六十二条第二号

七百六十三条第二号

七百六十四条第二号

七百六十五条第二号

七百六十六条第二号

七百六十七条第二号

七百六十八条第二号

五十号第十七条第二項第二号

三 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第三十四条第二号

四 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第三十二条第二号

五 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十号)第三十二条第二号

六 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第六十号)第三十二条第二号

七 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第七十四条第二号

八 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第十条第二号

九 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第三十九条第一項第二号

十 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第一百七十七号)第七十九条第一項第二号

十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第九十七条第一項第二号

十二 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十五条第二項第二号

十三 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第四十三条第二号

十四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第一百号)第二十条第二号

十五 原子力発電における使用済燃料の再処理法(平成十七年法律第四十八号)第十四条第一項第二号

十六 税務署組合法等の一部改正

第十四条家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第一百六十六号)の一部を次のように改正す

る。

る事業所において」に改め、同条第四項中「郵便局員立合の上で」を「郵便事業株式会社の職員の立会いの下に」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四十五条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに日本郵政公社」を削る。

第四条第三項第五号中「当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職していた期間にあつては日本郵政公社」を「当該特定独立行政法人」に改める。

第五条第一項中「当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職中に公務上の災害又は

第三条第一項 人事院が指定する国の機関及び 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項 に規定する特定独立行政法人 (以下「特定独立行政法人」とい う。)	日本郵政株式会社
第四条第三項第五号 特定独立行政法人に在職してい た期間にあつては、当該特定独 立行政法人	

通勤による災害を受けた場合にあつては日本郵政公社」を「当該特定独立行政法人」に改め
る。

第二十六条第二項中「当該特定独立行政法人が支給する旅費、日本郵政公社が出頭を命じた場合にあつては日本郵政公社が支給する旅費」に改める。

第三十二条第一項及び二項
人事院又は実施機関

附則に次の見出し及び三項を加える。
(旧郵政被災職員に係る補償の実施等)

22 当分の間、旧郵政被災職員に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二条第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。

一 日本郵政株式会社
二 郵便事業株式会社
三 郵便局株式会社
四 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下この号において「郵便貯金銀行」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるもの
イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人
ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人
六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

24 前二項において「旧郵政被災職員」とは、次に掲げる者をいう。
一 公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員であつて、これらの災害を受けた際従前の郵政事業特別会計においてその給与を支弁していたもの
二 旧公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員

五 郵政民営化法第二十六条に規定する郵便保険会社(以下この号において「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるもの

第六条第一項
人事院又は実施機関
当該特定独立行政法人に
当該特定独立行政法人、以下
人事院

日本郵政株式会社。以下この条及び次条において
日本郵政株式会社。以下この号に
び次条において
日本郵政株式会社。以下この号に
び次条において
日本郵政株式会社。以下この号に
び次条において

第二十六条第一項
第二十六条第二項
第三十二条第一項及び二項
人事院又は実施機関

予算

日本郵政株式会社

予算その他の支出に関する計画

第二十六条第二項
旅費(実施機関である特定独立行政法人が支給する旅費)

第二十七条第一項及び二項
人事院

第二十三条第一項
人事院

日本郵政株式会社

旅費

業務の用に供する施設

普通法（昭和二十三年法律第五十九号）第八条の普通為替証書を「小切手等（銀行が振り出したもの）」に改め、同条第二項中「普通為替証書等」

裁判所職員臨時措置法の一部改正(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

四十七条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改

第三回 一九三〇年秋

第六号中「第六号」を「第五号」に、「第五号」を「第四号」に、「から第四号まで」を「及び第三号」

に改め、「及び第八項」を削り、「から第八項」を

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び支那事變に對する共通の立場を確立

ひに日本国における合衆国軍隊の地位に関する

一部改正
協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律の

四十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設又

協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十二号)の一部

を次のように改正する。

「第五条」を「第四条」に
「基ぎ」を「基へき」に

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正 四十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和

(一十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改定する。

改正する。
第四十九条を削り、第四十九条の二を第四十

九条とする。

五十条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第 三百九十二号）の一部を改めること。

〔百九十二号〕の一部を次のよう改正する。

第六十一条第七項」に改める。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第五十一条 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「郵便振替とし、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第五十二条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「郵便振替とし、」を削る。

（港湾整備促進法の一部改正）

第五十三条 港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七百七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又は日本郵政公社」を削り、「をいう。」又は郵便貯金資金（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。若しくは簡易生命保険資金（同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。）を、それぞれの」を「をいう。」を、その」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第五十四条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び日本郵政公社の役員」を削る。

第七条の二第一項中「及び日本郵政公社」を削る。

第十条第四項及び第五項中「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。

第十二条の二第二項中「特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁」を「及び特定独立行政法人的長」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第五十五条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第五十五条）

第二十五条の表以外の部分中「第四十一条第二項及び第三項」を「第四十一条第二項」に、「並びに第九十六条を「及び第九十六条」に改め、同条の表第一百二十六条の五第二項の項及び附則第十二条第六項の項中「又は公社」を削る。

第三十八条中「又は公社」を削る。

(関税法の一部改正)

第五十六条 関税法 昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四条並びに第七十六条第三項及び第四項中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

第七十七条第一項から第三項までの規定中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改め、同条第四項中「である郵便局」を削る。

第七十八条中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

(軍事郵便貯金等特別処理法の一部改正)

第五十七条 軍事郵便貯金等特別処理法 昭和二十九年法律第八百八号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「取扱い」を「取扱い」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「日本郵政公社は、第一項の規定による貯金通帳の引換交付前の」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、」に、「払いもどし証書」を「払戻証書」に、「全部払いもどしの取扱い」を「全部払戻しの取扱い」に、「及び払いもどしの取扱い」を「及び払戻しの取扱い」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に、「払いもどし証書」を「払戻証書」に、「払いもどしの取扱い」を「払戻しの取扱い」に改め、同項を同条第二項とする。

(自衛隊法の一部改正)

第五十八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第八百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「独立行政法人通則法」を
「若しくは独立行政法人通則法」に改め、「若し
くは日本郵政公社」次項及び第六十三条におい
て「公社」というの職を削り、同条第三項中
「特定独立行政法人的職若しくは公社の職」を
「若しくは特定独立行政法人的職」に改める。
第六十三条中「公社」を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する
法律の一部改正)

第五十九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等
に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一
部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「日本郵政公社」を
「郵便事業株式会社」に改め、同条第三項中「日
本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改め、「で
ある郵便局」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三
十年法律第百九十五号)の一部を次のように改
正する。

第二十四条第二項中「日本郵政公社」を「日本
郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局、株式
会社」に、「公社等」を「会社等」に改める。
(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関
する法律の一部改正)

第六十一条 国有資産等所在市町村交付金及び納
付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二
号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

　　国有資産等所在市町村交付金法

　　第二条の見出し中「又は納付金の納付」を削
り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項
第一号及び第三号」を「前項第一号及び第三号」
に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を
同条第三項とし、同条第五項中「固定資産税」を
「地方税法第五条第二項第二号及び第七百四十
条の固定資産税(以下「固定資産税」という。)」に
改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同
条第五項とし、同条第七項を削る。

第三条の見出し中「又は納付金額」を削り、同

条第一項中「又は市町村納付金として納付すべ

き金額(以下「納付金額」という。)、「又は納付

金算定標準額」及び「それぞれ」を削り、同条第

二項中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第

四項を削る。

第四条の見出し中「又は納付金算定標準額」を

削り、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、

同条第四項を削る。

第五条の見出し中「又は納付金算定標準額」を

削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体又

は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改

め、「若しくは日本郵政公社」を削り、「交付

し、又は市町村納付金を納付すべき」を「交付す

べき」に、「一の市」を「一の市町村」に、「町村

内」を「内」に改め、「又は納付金算定標準額」、

「日本郵政公社が所有する償却資産があつて

は、当該合計額と日本郵政公社が所有する固定

資産税を課される償却資産(地方税法第三百四

十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除

く。以下この条において同じ。)で当該市町村内

に所在するものに係る固定資産税の課税標準と

なるべき額(同法第三百四十九条の二の規定に

よつて固定資産税の課税標準となるべき額をい

う。以下この条において同じ。)の合計額との合

算額とする。」及び「当該大規模の償却資産の

納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公

社が所有する固定資産税を課される償却資産に

係る固定資産税の課税標準となるべき額との合

算額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の

下欄に掲げる金額を超えるときは、当該合算額

の十分の四の額を削り、「この条、次条及び第

十八条第二項」を「この条及び次条」に、「交付

し、又は市町村納付金を納付する」を「交付す

る」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「以下この項において「前年度の基準財政收入額」という。」、「又は市町村納付金」、「又は納付されるべき市町村納付金」、「日本郵政公社が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付

金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が

所有する固定資産税を課される償却資産に係る

固定資産税の課税標準となるべき額との合計額

によつて大規模の償却資産に該当することとな

るものにあつては、前年度の基準財政収入額か

らこれに算入された当該大規模の償却資産に係

る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税

の税収入見込額(地方交付税法第十四条第二項

の基準税率をもつて算定した税収入見込額をい

う。以下この項において同じ。)との合計額を控

除した額に、当該大規模の償却資産について前

項の規定を適用した場合において当該年度分と

して納付されるべき市町村納付金の収入見込額

と日本郵政公社が所有する固定資産税を課され

る償却資産について地方税法第三百四十九条の

二及び三百四十九条の四第一項の規定を適用

した場合において当該年度分として課すること

ができる固定資産税の税収入見込額との合計額

を加算した額とする。」及び「又は納付金算定標

準額」を削り、同条第四項中「第十条若しくは第

十一条第二項」を「第八条若しくは第九条第二

項」に、「第十二条第一項、第二項若しくは第四

項」を「第十条第一項、第二項若しくは第四項」

に改め、「第十八条第二項において同じ。」を削

り、同条第二項を削り、同条を第十二条とす

る。

第六条の見出し中「又は納付金算定標準額」を

削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体又

は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改

め、「若しくは日本郵政公社」を削り、「交付す

べき」に改め、「又は納付金算定標準額」を削

り、「交付し、又は市町村納付金を納付する」を削

り、「市町村交付金又は市町村納付金」を「市町

村交付金」に改め、「(ただし書を除く。)」を削

る。

第八条及び第九条を削り、第十条を第八条と

し、第十一條を第九条とする。

第十二条第一項中「第十条」を「第八条」に改

め、同条を第十条とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条の見出し中「又は納付金の納額告知」

を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第

一項」を「前項」に改め、「又は前項の納付金納額

告知書」、「それぞれ」及び「又は当該固定資産に

係る納付金算定標準額及び納付金額」を削り、

同項を同条第二項とし、同条を第十一條とす

る。

第十六条の見出し中「又は納付金の納付」を削

り、同条第二項を削り、同条を第十二条とす

る。

第十七条の見出し中「又は納付金額」を削り、

同条第一項中「若しくは地方公共団体の長又は

日本郵政公社」を「又は地方公共団体の長に改

め、「又は納付金額」を削り、「それぞれ第十五

条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の

納付金額告知書」を「第十二条第一項の交付金

交付請求書」に改め、「又は当該納付金納額告知

書に記載された納付金額」を削り、ただし書を

削り、「同条第二項中「又は納付金額」を削り、

「若しくは誤誤」を「又は誤誤」に、「又は固定

資産の価格等の決定の異議の申出について総務

大臣が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の

決定の通知をしたときは、第十五条第一項」を

「は、第十二条第一項」に改め、「又は同条第二

項の納付金額告知書に記載された納付金額」

を削り、同条を第十三条とする。

第十八条の見出し中「又は納付金の納付」を削

り、「市町村納付金を納付する」を削

り、「市町村交付金又は市町村納付金」を「市町

村交付金」に改め、「(ただし書を除く。)」を削

る。

第二十条を第十六条とする。

第二十一条第一項中「第十八条第一項」を「第

十四条第一項」に改め、同条を第十七条とす

る。

第二十二条第一項を削り、同条を第十八條とす

る。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十五条第二項中「第十二条第一項及び第

二项、第十五条第一項並びに第十六条第一項」

を「第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項

並びに第十二条第一項に「第十二条第一項の」を第

二十二条第一項に「第十二条第一項の」を「第

三項、第十六条第一項、前条並びに第二十二条

第一項の規定は第一項の都道府県交付金の交付

について、第三条第一項、第十五条第二項及び

第三項、第十六条第二項、前条並びに第二十二

条第二項の規定は第二項の都道府県納付金の納

付について」を「から第九条まで、第十二条から

前条まで及び第十八条の規定は、第一項の都道

府県交付金の交付について」に改め、同項を同

条第四項とし、同条を第十四条とする。

第十九条第一項中「若しくは地方公共団体又

は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改

め、「又は納付すべき市町村納付金」を削り、

「交付し、又は納付する」を「交付する」に、「第

九条第一項若しくは第二項の規定による価格等

の通知、第十条を「第八条に、「第十二条を「第

十九条」に、「第十二条」を「第十条」に、「第十二

三条の規定による固定資産の価格等の配分の通

知及び配分の調整の申出、第十五条」を「第十一

条に、「若しくは市町村納付金の納額告知又は

第十七条」を「又は第十三条」に改め、「若しくは

納付金額を削り、同条第二項中「交付し、又は

市町村納付金を納付する」を「交付する」に改

め、同条第三項中「第十二条第一項又は第十三

条第三項」を「第十条第一項」に、「これらの規定中」を「同項中」に改め、同条を第十五条とす

る。

条第一項の」を「第十一條第一項の」に改め、同条を第十九條とする。

第二十六條中「第二十二条」を「第十八條」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十七条第一項中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第二項中「又は納付金額」を削り、同条を第二十二条とする。

第二十八条を削る。

第二十九條中「又は納付金額」及び「又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付手続」を削り、同条を第二十二条とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の四を次のように改める。

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例)

第三条の四 国内に住所を有する個人で所得税法第十条第一項に規定する障害者等(次条において「障害者等」という。)であるものが、平成六年一月一日以後に同項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券に係る同法第十条の規定の適用については、同条第七項第一号中「三百五十万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

第四条第一項中「郵便局を含む。」を削り、同条第四項から第六項までを削る。

第四条の二第一項中「郵便局を含む。」を削る。

第四条の三第七項第一号中「郵便貯金又は」を削り、「若しくは生命共済」を「又は生命共済」に改める。

第五条の二第一項中「郵便局を含む。」を削り、同条第五項第七号中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。

第三十七条の十一第一項第三号中「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の

取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百六十五号)第八十二条号第二十六条」を「国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二十二条法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「登録金融機関」を「又は登録金融機関」に改め、「又は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。)」及び「郵便局を含む。」を削る。

(郵便局を含む。)を削る。

第六十七条の十七第一項中「郵便局を含む。」を削る。

第六十九条の四第一項中「若しくは当該」を「又は当該」に、「若しくは居住」を「又は居住」に、「建物若しくは」を「建物又は」に改め、「又は」は國の事業の用に供されている宅地等で財務省令で定める建物の敷地の用に供されているもの(第三項において「國の事業の用に供されている宅地等」という。)を削り、同項第一号中「国営事業用宅地等」を削り、「又は」は特定独立行政法人又は公社を「又は特定独立行政法人」に改める。

第七号を削り、第八号を第七号とする。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第六十五条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十六条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十七条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十九条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十一条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十三条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十四条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十五条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十七条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十八条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十一条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十二条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十三条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十四条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十五条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十六条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十七条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二条号第二十六条)を削り、「又は」は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。)に改め、「又は」は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社を削る。

附則第八項中「国有資産等所在市町村交付金(郵便局を含む。)」を削る。

附則第八項中「国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二十二条法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「国有資産等所在市町村交付金法(郵便局を含む。)」を削る。

二

郵便事業株式会社

三

郵便局株式会社

四

郵政民営化法(平成十七年法律第二百二十八号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行

第五

号

口

郵便貯金銀行との合併後存続する法人

又は合併により設立された法人

八 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人

二 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げ

第一類第七号	郵政民営化に関する特別委員会議録第二号 平成十七年十月六日					
第五条第一項 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人 又は合併により設立された法人 ハ 承継した法人	二 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る)について政令で定め	五 郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社(以下この号において「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容	四 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。	六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	る組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人	る法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人
第八条第一項 各省各庁の長	各省各庁の長をいう。)	各省各庁の長をいう。)	第三十九条第五項 若しくは独立行政法人国立病院	第三十七条第一項 特定独立行政法人	第三十一一条第一号 を除く。)、地方公共団体	協議しなければ
第十一條第二項 場合には	特定独立行政法人の職員	各省各庁の長	第九十九条第三項 機構	第九十九条第二項 国	国又は郵政会社等	協議しなければならず、組合の代表者が郵政会社等を代表する者であるときは、あらかじめ財務大臣の認可を受けなければ
第八条第二項 場合には	特定独立行政法人の職員又は郵政会社等の所属の職員	各省各庁の長又は郵政会社等を代表する者	第一百二十二条 掛金	第一百二条第一項及び第四項 負担金として	除く。)、郵政会社等の役職員(非常勤の者を除く。)、地方公共団体	受けなければ

第十一條第二項 場合には	特定独立行政法人の職員	各省各庁の長	第一百二十二条 掛金	第一百二条第一項及び第四項 負担金として	第三十一一条第一号 を除く。)、地方公共団体	協議しなければ
第八条第二項 場合には	特定独立行政法人の職員又は郵政会社等の所属の職員	各省各庁の長又は郵政会社等を代表する者	第一百二十二条 掛金	第一百二条第一項及び第四項 負担金として	国又は郵政会社等	協議しなければならず、組合の代表者が郵政会社等を代表する者であるときは、あらかじめ財務大臣の認可を受けなければ
第十一條第二項 場合には	特定独立行政法人の職員	各省各庁の長	第一百二十二条 掛金	第一百二条第一項及び第四項 負担金として	国又は郵政会社等	受けなければ
第八条第二項 場合には	特定独立行政法人の職員又は郵政会社等を代表する者	各省各庁の長又は郵政会社等を代表する者	第一百二十二条 掛金	第一百二条第一項及び第四項 負担金として	国又は郵政会社等	ばねばならず、組合の代表者が郵政会社等を代表する者であるときは、あらかじめ財務大臣の認可を受けなければ
第十一條第二項 場合には	特定独立行政法人の職員	各省各庁の長	第一百二十二条 掛金	第一百二条第一項及び第四項 負担金として	国又は郵政会社等	受けなければ

協議しなければならず、組合の代表者が郵政会社等を代表する者であるときは、あらかじめ財務大臣の認可を受けなければ

第一百二十二条
掛金又はこの法律の規定による負担金若しくは延滞金(附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に係るものに限る。)
、特定独立行政法人又は郵政会社等(附則第二十条の八第一項に規定する適用法人を含む。第一百二十六条の五第二項及び附則第十四条の三第五項において同じ。)

第百二十五条	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等	負担金及び国又は郵政会社等
項	負担金」とする	負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」とする	負担金」とする
第一百二十六条の五第一項	国	国又は郵政会社等	国又は郵政会社等
附則第十二条第六項	役員	役員又は郵政会社等を代表する者	役員又は郵政会社等
附則第十四条の三第五項	第二十五条	第二十五条又は附則第二十条の四	第二十五条又は附則第二十条の四
附則第十二条第六項	国	國立大学法人等	國立大学法人等若しくは郵政会社
附則第十四条の三第五項	等	國立大学法人等若しくは郵政会社	國立大学法人等若しくは郵政会社
附則第二十条の三の次に次の十条を加える。 (日本郵政共済組合の登記)	(組合員の範囲の特例等)		
第二十条の四 日本郵政共済組合(前条第四項の規定により組合とみなされた同条第一項に規定する郵政会社等役職員をもつて組織する共済組合をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	第二十条の七 郵政会社等(附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。)とそれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものに使用される者(当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役職員とみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。		
2 第十三条の規定は、日本郵政共済組合に使用され、その事務に従事するものについては、適用しない。 (事務に要する費用の補助)	2 第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。		
第二十条の六 国は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第二項第五号の規定にかかわらず、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。	3 第一条の規定により財務大臣の承認を受けようとする場合の申請の手続その他同項の承認に關必要な事項は、政令で定める。 (適用法人に対する法律の規定の適用の特例)		
第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の規定による日本郵政共済組合の徵収金は、	4 第二十二条の三第三項の規定によつて督促したときは、日 本郵政共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徵収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。		
5 前項の規定により延滞金を徵収した場合における、掛け金又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金又は負担金の額は、その納付のあつた掛け金又は負担金の額を控除した金額による。	5 第二十二条の十一 掛金、負担金その他のこの法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (徵収に関する通則)		
6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。	6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。		
7 督促状に指定した期限までに掛け金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徵収しない。	7 督促状に指定した期限までに掛け金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徵収しない。		
8 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。	8 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。		
9 (滯納処分)	9 (滯納処分)		
10 第二十条の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金又は負担金を完納しないときは、日本又は負担金の納付を督促しなければならない。	10 第二十条の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金又は負担金を完納しないときは、日本又は負担金の納付を督促しなければならない。		
11 第二十条の十一 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金又は負担金を完納しないときは、日本又は負担金の納付を督促しなければならない。	11 第二十条の十一 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金又は負担金を完納しないときは、日本又は負担金の納付を督促しなければならない。		
12 第二十条の十二 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金又は負担金を完納しないときは、日本又は負担金の納付を督促しなければならない。	12 第二十条の十二 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金又は負担金を完納しないときは、日本又は負担金の納付を督促しなければならない。		

この法律に別段の規定があるものを除き、国

税徴収の例により徴収する。
(政令への委任)

第二十条の十三 附則第二十条の三から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役職員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第六十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「又は日本郵政公社」を削り、「という。」の下に「又は新法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等(第五十四条第一項において「郵政会社等」という。)」を加える。

第六十八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二条)の一部を次のように改正する。

第六十九条 第一項及び第五十四条第一項中「国等」の下に「又は郵政会社等」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第六十八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二条)の一部を次のように改正する。

第六十九条 第一項中「郵便局その他の」を削る。

(特許法の一部改正)

第六十九条 特許法(昭和三十四年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「基く」を「基づく」に、「郵便により」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)。以下この条において「信書使法」という。」第一項第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者により、「郵便局」を「郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する法

定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)に、「その郵便物の通信日付印により表示された日時が」を「その郵便物又は信書便法において「信書便物」という。」の通信日付印により表示された日時がに、「その郵便物の通信日付印により表示された日時のうち」を「その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち」に改める。

日時のうちに改める。

第一百九十二条第二項中「民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)」第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する」を削る。

(国民年金法の一部改正)

第七十条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一百八条中「郵便局その他の」を削る。

第一百八十八条第五項中「日本郵政公社」を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第七十一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第二項中「郵便局その他の」を削る。

(道路交通法の一部改正)

第七十二条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

四十八条规定

第七十二条第四項中「郵便物運搬用自動車」を削る。

(災害対策基本法の一部改正)

第七十三条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「日本郵政公社」を削る。

第一百二条第二項中「国又は日本郵政公社が、それぞれの」を「国が、その」に改め、「又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十条第三項第四号に規定する簡易生命保険資金若しくは同項第五号に規定する政府資金」という。」を削り、同条第三項中「政府資金」を「財政融資資金」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第七十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項中「郵便局その他の」を削る。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一項改正)

第七十五条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「国又は日本郵政公社が、それぞれの」を「国が、その」に改め、「又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金(以下この条において「政府資金」という。)」を削り、同条第四項中「政府資金」を「財政融資資金」に改める。

第十条第一項中「障害者等であるもの」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」第十五条第四項「身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)」第二十七条の二第一項「遺族の範囲」に規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第二十七条の二第一項「寡婦年金」に規定する寡婦年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項「寡婦年金」に規定する遺族基礎年金を受けることができる同項に規定する妻である者その他これらとの者に準ずる者として政令で定めるもの(以下の条において「障害者等」という。)に改め、「受入れ」の下に「若しくは信託の引受け」を加え、「第九条第一項第一号若しくは」を「前条第一項第一号又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

第七十六条 第二項第一号中「簡易生命保険法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百五十二号)」の一部を次のように改正する。

第七十七条 第二項第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七十八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十九条 第二項第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七十九条 第二項第一号の表日本郵政公社の項を削る。

次のように改正する。

第十五条 第二項を次のように改める。

第三十七条第一項中「郵便局その他の」を削る。

(所得税法の一部改正)

第七十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条の二障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税」を削る。

第九条の二を削る。

第十条第一項中「障害者等であるもの」を

「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」第十五条第四項「身体障害者手帳の交付」の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第二十七条の二第一項「遺族の範囲」に規定する寡婦年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項「寡婦年金」に規定する寡婦年金を受けることができる同項に規定する妻である者その他これらとの者に準ずる者として政令で定めるもの(以下の条において「障害者等」という。)に改め、「受入れ」の下に「若しくは信託の引受け」を加え、「第九条第一項第一号若しくは」を「前条第一項第一号又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

第七十六条 第二項第一号中「簡易生命保険法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百五十二号)」の一部を次のように改正する。

第七十七条 第二項第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七十八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十九条 第二項第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七十九条 第二項第一号の表日本郵政公社の項を削る。

は同項第五号に規定する簡易生命保険資金」を削る。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第九十二条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第九十三条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

(特許特別会計法の一部改正)

第九十四条 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第三項」を「第三条第五項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十五条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項中「第十三項及び第十四項」を「及び第十三項」に改め、同条第十四項を削る。

(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第九十六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項を削る。

(登記特別会計法の一部改正)

第九十七条 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「第九十九条第三項」の下に「(共済法附則第二十条の三第四項において同じ。)」を加え、「同項」を「共済法第九十九条第三項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第九十九条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号イを次のように改める。

イ 郵便事業株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一条)

第九十一条 第一条(定義)に規定する郵便切手その他の郵便に関する料金を表す証票(以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という)の譲渡及び郵便窓口

便切手類(以下この号及び別表第二において「郵便業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十三号)第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項(施設の設置)に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条郵便切手類販売所等の設置)に規定する郵便切手類販売所(同法第四条第三項(郵便切手類の販売等)の規定による承認に係る場所(以下この号において「承認販売所」という。)を含む。)における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律百四十二条第三条第一項各号(印紙の売渡し場所)に定める所(承認販売所を含む。)若しくは同法第四条第一項(自動車検査登録印紙の売渡し場所)に規定する所における同法第三条第一項各号に掲

げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙(別表第二において「印紙」と総称する。)の譲渡を削り、同号ホを同号ニと

する。

別表第三第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(地価税法の一部改正)

第九十九条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一

号の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号イ中「貨物利用運送事業法」を「又は貨物利用運送事業法」に改め、「又は

郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の定めるところにより日本郵政公社から委託を受けて郵便物の同法第一条(趣旨)に規定する運送等を行う事業」を削る。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第一百条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一

号の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号イ中「賄金(普通賄金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」に、「賄金及び

郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第一百条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一

号の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号イ中「賄金(普通賄金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」に、「賄金及び

郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

(地価税法の一部改正)

第一百条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一

号の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号イ中「賄金(普通賄金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」に、「賄金及び

郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正)

第一百二条 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成四年法律第一百二号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(地価税法の一部改正)

第一百条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一

号の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号イ中「賄金(普通賄金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」に、「賄金及び

郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

<p>「第一百六条第一項後段」を「同項後段」に改める。</p> <p>第一百六条第一項中「郵便局」を「郵便事業株式会社の営業所」に改める。</p> <p>第一百九条中「公務員」を「者」に改める。</p> <p>(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百六条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一号亦を削る。</p> <p>第九条中「及び本」を削る。</p> <p>(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百七条 内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第四号中「又は日本郵政公社」を削り、同条第五号中「若しくは日本郵政公社」を削り、同条第六号を削り、同条第七号中「若しくは」を「又は」に改め、「とくに」を「又は」に改め、「(一)これらに類する口座として財務省令で定める口座を含む」及び「又は郵便局等の長」を削り、同号を同条第六号とす。</p> <p>第三条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、便局等」及び「又は郵便局等」を削る。</p> <p>第四条第一項中「又は日本郵政公社」及び「又はその国外送金等に係る為替取引に係る郵便局等」を削り、同項第二号中「若しくは郵便局等」を削り、同項第二号中「又は日本郵政公社」を削る。</p> <p>第七条第一号中「若しくは郵便局等」を削る。</p> <p>(介護保険法の一部改正)</p> <p>第一百八条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百七十条第二号中「又は郵便貯金」を削る。</p> <p>第二百三十三条中「郵便局その他の」を削る。</p>	<p>(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百九条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十四条中「及び第一百二十六条第二項」を「、第一百二十六条第二項及び附則第二十条の三第十七号」の一部を次のように改正する。</p> <p>第四項(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。)に改める。</p> <p>(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百十条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第一号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。</p> <p>(独立行政法人通則法の一部改正)</p> <p>第一百十一条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十七条第二号中「又は郵便貯金」を削る。</p> <p>第五十四条第四項中「人事院規則で定める国機関又は日本郵政公社」を「又は人事院規則で定める国の機関」に改める。</p> <p>(国家公務員倫理法の一部改正)</p> <p>第一百十二条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項第六号、第三項第五号、第四項</p> <p>第四号及び第八項を削る。</p> <p>第五条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「並びに第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第六項とする。</p> <p>第六条第一項中「特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の總裁」を「及び特定独立行政法人の長」に改める。</p> <p>第一百八十八条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第一項第一号中「又は日本郵政公社」を削り、同項第四号中「若しくは日本郵政公社」を削る。</p>	<p>(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)</p> <p>第三十九条第一項中「及び日本郵政公社」を削る。</p> <p>第四十一条の見出し及び同条第一項中「並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社」を「及び特定独立行政法人」に改め、同条第二項中「並びに同条第四項及び第六項」を「及び同条第四項」に改める。</p> <p>第四十二条第一項及び第四十三条中「特定独立行政法人」に改める。</p> <p>第四十四条第一項中「第五条第八項」を「第五条第六項」に改める。</p> <p>(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百三十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十四条第一項中「日本郵政公社」を削る。</p> <p>別表第十三号中「第八十四条第一項」を「第八十五条第一項」に改める。</p> <p>(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百四十四条 第一百二十四条第一項を「第八十五条第一項」に改める。</p> <p>第五十五条第一項中「日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。</p> <p>第一百六十六条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百六十七条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項第一号中「(郵便貯金に係るもの)を除く。」を削る。</p> <p>(社債等の振替に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百七十七条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一條第二項中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。</p> <p>第四十四条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。</p> <p>第二条第六項中「及び日本郵政公社の總裁」を削る。</p> <p>第五条第一項第一号及び第二号中「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。</p> <p>第十二条第一項中「特定独立行政法人及び日本郵政公社」を「及び特定独立行政法人」に改める。</p> <p>第十三条第三項中「どし、交流派遣元機関の長が日本郵政公社の總裁である場合には、日本郵政公社とする。」を削る。</p>
---	--	--

社」及び「若しくは簡易生命保険」を削る。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第一百十九条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便局」の下に「(郵便局株式会社法(平成十七年法律第号)第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第二条第一項中「日本郵政公社(以下「公社」という。)との協議により規約を定め」を削り、「郵便局」を「次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第三条を次のように改める。

(郵便局の指定等)

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務(以下「郵便局取扱事務」という。)を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するためには必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置とし総務省令で定める措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置とし総務省令で定める措置が講じられていること。

四 その他総務省令で定める基準に適合するものであることを。地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名

称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするとときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該停止を命じた郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。

第五条の見出しを「(郵便局株式会社の責務)に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、
「郵便局取扱事務に従事する」を「事務取扱郵便局」に、「当該郵便局取扱事務に」を「郵便局取扱事務に」に改める。

第六条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(秘密保持義務等)

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職員が、郵便局取扱事務を取扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第四条の見出しを「(報告の請求等)」に改め、同条中「郵便局取扱事務の適正な処理を確保する」を「個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施する」に、前二項を加える。

第五条第三項第二号中「第六十一条第八項」を「第六十二条第七項」に改める。

第六条 第二項を次のように改める。

2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により得た秘密を漏らしてはならない。

第七条 第二項を次の一項を加える。

(罰則)

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九条 第二項を次の一項を加える。

二 地方公共団体の長は、事務取扱郵便局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置とし総務省令で定める措置その他の郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていること。

四 その他総務省令で定める基準に適合するものであることを。

五 地方公共団体の長は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名

規定により事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部又は一部の停止を命じたときはその旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間を、告示しなければならない。

第六条 第二項を次のように改める。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするとときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該停止を命じた郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。

第五条の見出しを「(郵便局株式会社の責務)に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、
「郵便局取扱事務に従事する」を「事務取扱郵便局」に、「当該郵便局取扱事務に」を「郵便局取扱事務に」に改める。

第六条 第二項を次のように改める。

2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により得た秘密を漏らしてはならない。

第七条 第二項を次の一項を加える。

(罰則)

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九条 第二項を次の一項を加える。

二 地方公共団体の長は、事務取扱郵便局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて当該事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置とし総務省令で定める措置その他の郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていること。

四 その他総務省令で定める基準に適合するものであることを。

五 地方公共団体の長は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第六条 第二項を次のように改める。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするとときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該停止を命じた郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。

第五条の見出しを「(郵便局株式会社の責務)に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、
「郵便局取扱事務に従事する」を「事務取扱郵便局」に、「当該郵便局取扱事務に」を「郵便局取扱事務に」に改める。

第六条 第二項を次のように改める。

2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により得た秘密を漏らしてはならない。

第七条 第二項を次の一項を加える。

(罰則)

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九条 第二項を次の一項を加える。

二 地方公共団体の長は、事務取扱郵便局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて当該事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置とし総務省令で定める措置その他の郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていること。

四 その他総務省令で定める基準に適合するものであることを。

五 地方公共団体の長は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名

は「その他」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「身体障害者福祉法第十五第四項(身体障害者手帳の交付)」の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」とするに改める。

附則第十一条第二項中「定める日以後」を「定める日から郵政民営化法の施行の日の前日までの間」に、「とあるのは、「とあるのは」に、「とする」を「とし、郵政民営化法の施行の日以後」に、「とあるのは、「とあるのは」に、「とする」に改める。

附則第八十五条を附則第八十六条とし、附則第八十二条から第八十四条までを「一条ずつ繰り下げ、附則第八十一条の次に次の一条を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八十二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)の一部を次のように改める。

第八十三条 第五十八条第十四号中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)

第八十四条 第五十九条第十四号中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)

第八十五条 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。

(保険業法の一部を改正する法律の一部改正)

第八十六条 保険業法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「をいい、日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五

条第二項の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社を含む」を「をいう」に改めるとする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第一百二十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改める。

附則第八十条第二項中「及び国又は公社」を「及び国に、「規定中「国又は公社」を「規定中「国」に改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国」に改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国」に改め、「公社」を削除する。

第八十条第二項中「及び国又は公社」を「及び国に、「規定中「国又は公社」を「規定中「国」に改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国」に改め、「公社」を削除する。

第一百三十四条 第百三十四条を次のように改める。

附則第八十一条第二項中「郵便局」を削除する。

第一百三十五条 第百三十五条を次のように改める。

附則第八十二条第二項中「郵便局」を削除する。

第一百三十六条 第百三十六条を次のように改める。

附則第八十三条第二項中「日本郵政公社並びに」を「郵便事業を営む者及び」に改める。

第一百三十七条 第百三十七条を次のように改める。

附則第八十四条第二項中「日本郵政公社」を削除する。

第一百三十八条 第百三十八条を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。

第一百三十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表日本郵政公社の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第一百四十一条 別表日本郵政公社の項を削る。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

条第二項の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社を含む」を「をいう」に改めるとする。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第一条のうち社債等の振替に関する法律第十一条第二項の改正規定中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

附則第八十二条を次のように改める。

第一百三十二条 第百三十二条を次のように改め

る。

附則第八十三条 第百三十三条を次のように改め

る。

附則第八十四条 第百三十四条を次のように改め

る。

附則第八十五条 第百三十五条を次のように改め

る。

附則第八十六条 第百三十六条を次のように改め

る。

附則第八十七条 第百三十七条を次のように改め

る。

附則第八十八条 第百三十八条を次のように改め

る。

附則第八十九条 第百三十九条を次のように改め

る。

とあるのは「国の負担金」と及び「公社」を削る。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第一百三十四条 社会保障に関する日本国とアメリ

カ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第一百三十五条 第百三十五条を次のように改め

る。

附則第八十条第二項及び附則第二十条の三第四項

の一部を次のように改め

る。

附則第八十二条 第百三十二条を次のように改め

る。

附則第八十三条 第百三十三条を次のように改め

る。

附則第八十四条 第百三十四条を次のように改め

る。

附則第八十五条 第百三十五条を次のように改め

る。

附則第八十六条 第百三十六条を次のように改め

る。

金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

(第二十九条中「郵便局その他の」を削る。)

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

(三百三十八条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。)

(第二十九条中「及び第一百一十六条第二項」を「第一百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第三項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。)」に改める。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

(第三十九条 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十五条)の一部を次のように改正する。)

(第二十八条中「及び第一百一十六条第二項」を「第一百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。)」に改める。)

(公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部改正)

(第四十条 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十八号)の一部を次のように改訂する。)

(附則第二条中「附則第七条第二項」の下に「(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律(平成十七年法律第 号)附則第 五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)」を加え、「日本郵政公社」を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法(平成十七年法律第六十六号)第一百六十六条第一項の規定による

解散前の日本郵政公社に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

(第一百四十二条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように

改訂する。

(附則第七条第二項第一号本中「附則第七条第二項」の下に「(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第六十六条)第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」に

おその効力を有することとされる場合を含む。)」を加え、「日本郵政公社」を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法(平成十七年法律第六十六条)第一百六十六条第一項の規定による

解散前の日本郵政公社に改める。

(附則第七条第二項第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)」を加え、「日本郵政公社」を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法(平成十七年法律第六十六条)第一百六十六条第一項の規定による

解散前の日本郵政公社に改める。

(日本郵政公社が行う事業をいう。)に関する制度の企画及び立案」を「郵便事業に改め、同条第七十九号の二を次のように改める。

(第七十九号の二)を次のように改める。

(附則第二条第一項第四号を同項第六号とし、

第七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に關すること。

(第四条第七十九号の三を同条第七十九号の五とし、同条第七十九号の二の次に次の二号を加える。

七十九の三 社会・地域貢献基金に関するこ

と。

(第四条第八十号中「郵便認証司に關すること。

七十九の四 郵便認証司に關すること。

七十九の五 郵便為替及び郵便振替」

を削る。

(第二十八条第一項中「第七十九号の三」を「第

七十九号の五」に改める。

(附則第二条第一項第四号を同項第六号とし、

同項第三号の次に次の二号を加える。

四 郵便貯金管理制度及び簡易生命保険管理業務に關すること。

五 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に關する國際的取決めを協議し、及び締結すること。

六 同條第二項の表に次のように加える。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

規定期の事務を行うこと。

を削る。

(第二十八条第一項中「第七十九号の三」を「第

七十九号の五」に改める。

(附則第二条第一項第四号を同項第六号とし、

同項第三号の次に次の二号を加える。

四 郵便貯金管理制度及び簡易生命保険管理業務に關すること。

五 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に關する國際的取決めを協議し、及び締結すること。

六 同條第二項の表に次のように加える。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

規定期の事務を行うこと。

を削る。

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

六五

(定義) 第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧郵便貯金法 第二条の規定による廃止前の郵便貯金法をいう。

二 旧郵便為替法 第二条の規定による廃止前の郵便為替法をいう。

三 旧郵便振替法 第二条の規定による廃止前の郵便振替法をいう。

四 旧簡易生命保険法 第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法をいう。

五 旧郵便貯金利子寄附委託法 第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律をいう。

六 旧郵便振替預り金寄附委託法 第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律をいう。

七 旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律をいう。

八 旧公社法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法をいう。

九 旧公社法施行法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法をいう。

十 旧郵便貯金 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金第七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。

第317条第一項(第四十五条第三項、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。) 公社の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は

郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)の定める場合を除いて、

十一 旧簡易生命保険契約 旧簡易生命保険法

十三条に規定する簡易生命保険契約をいう。

十二 施行日 この法律の施行の日をいう。

十三 旧公社 郵政民営化法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社をいう。

十四 郵便貯金銀行 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。

十五 郵便保険会社 郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。

十六 機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。

十七 機構法 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法をいう。

第4条 この法律の施行前に発行された払戻証書については、旧郵便貯金法第六条、第三十七条第一項(旧郵便貯金法第四十五条第三項、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)第三十八条から第四十条まで(旧郵便貯金法第四十五条第三項(旧郵便貯金法第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十五条第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)第三十八条から第四十条まで(旧郵便貯金法第五十九条において準用する場合を含む。)及び第五十五条第一項(旧郵便貯金法第五十七条第五項において準用する場合及び旧郵便貯金法第五十九条において準用する旧郵便貯金法第四十五条第三項において準用する場合を含む。)第三十八条から第四十条まで(旧郵便貯金法第五十九条において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条 この法律の施行の際に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法(第一条、第二条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項(旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項(旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)を」と、「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第 号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)」を」と、「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)に」と、「支払人」とあるのは「支払場所」とする。	立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)」を」と、「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)に」と、「支払人」とあるのは「支払場所」とする。	公社	郵便貯金銀行
第39条(第四十五条第三項、第五十九条に規定する場合を除いて、払戻証書を再交付する)	払戻証書を再交付する	前条の請求	当該請求をした者に対し、払戻金の額に相当する現金を払い渡すものとする

イ 第五十七条の規定による改正前の軍事郵便貯金等特別処理法(以下「旧軍事郵便貯金等特別処理法」という。)第二条第一号に規定する軍事郵便貯金に該当するもの

ロ 旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第三号に規定する外地郵便貯金に該当するもの

ハ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十一条に規定する通常貯金をいう。以下この号

項に規定する通常貯金をいう。以下この号において同じ。)となつたもの(この法律の施行前に同条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

二 この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十一条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

七条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

八条第一項本文の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

九条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

六条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十一条第一項の規定により通常貯金となつたものと同一の表の下欄に掲げる字句とする。

二条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十一条第一項の規定により通常貯金となつたものと同一の表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条第一項

生計困難等のため(割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金における取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため)

もの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二の二の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第五十二条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二の三の規定による組入れがされたものを除く。)

ト この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十二条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

ト この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第二項において準用する旧郵便貯金法第五十三条の二の二の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

二 この法律の施行前に旧郵便貯金法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金

三 旧郵便貯金法第七条第一項第三号に規定する定額郵便貯金

四 旧郵便貯金法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金

五 旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金

六 旧郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

第六十四条

当該郵便貯金(定期郵便貯金について、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。)

第六十八条第一項

当該郵便貯金
払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。))

3 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。)附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による改正後の郵便貯金法」とあるのは

「郵政民営化法(平成十七年法律第号)」の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法」と、同条第二項中「有する」とあるのは「有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。)

2 機構は、旧郵便貯金法第六十九条(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)又は旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の旧郵便貯金法第六十八条の三第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権(以下この項において「特例資産」という。)については、機構法第二十八条第一項の規定にかかるわらず、機構法第十条に規定する郵便貯金資産を当該特例資産の保有のため貸付けに係る債権(以下この項において「特例資産」という。)について、

第七条 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、この法律の施行前に発行された払込証書に関する、旧公社に対する行為は、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律、郵政民営化法又は機構法(以下「整備法等」という。)に別段の定めがあるものを除き、附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により郵便貯金銀行に對して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に関する、旧公社に対する行為は、又は旧公社が行った処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあ

第六条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額(第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(以下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。)第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。)として国会の議決を経たもの(旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るものに限る。)についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けに

ついては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)又は旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の旧郵便貯金法第六十八条の三第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権(以下この項において「特例資産」という。)については、機構法第二十八条第一項の規定にかかるわらず、機構法第十条に規定する郵便貯金資産を当該特例資産の保有のため貸付けに係る債権(以下この項において「特例資産」という。)について、

第七条 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、この法律の施行前に発行された払込証書に関する、旧公社に対する行為は、又は旧公社が行った処分、手續その他の行為は、この法律、郵政民営化法又は機構法(以下「整備法等」という。)に別段の定めがあるものを除き、附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により郵便貯金銀行に對して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に関する、旧公社に対する行為は、又は旧公社が行った処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあ

るものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便貯金法第六十九条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条の規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

(郵便為替法の廃止に伴う経過措置)

第八条 次に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの、同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものを除く。)については、旧郵便為替法

(第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条规定の郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十四条、第

二 この法律の施行前に為替金の受入れがされた電信為替(この法律の施行前に電信為替証書が発行された普通為替)を行いう。」とする。

一 この法律の施行前に普通為替証書が発行された普通為替

三 この法律の施行前に定額小為替証書が発行された定額小為替

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合に

おいて、旧郵便為替法第二条中「この法律の定めるところにより」とあるのは「この法律の定めるところにより、当分の間」と、旧郵便為替法第三十八条の八中「役員は、二十万円」とあるのは「取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円」とす

る。

第十一条 附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条

第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。)については、旧郵便為替法第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条规定の郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三

十三条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十四条から第三十五条规定の八を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合に

おいて、旧郵便為替法第二十一条中「郵便為替証書を再交付する」とあるのは「当該請求をした者に対し、為替金の額に相当する現金を払い渡すものとする。

3 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条

第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。)に関して、旧公社に対しても行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により機

する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第二号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合に

おいて、旧郵便為替法第二条中「この法律の定めるところにより」とあるのは「この法律の定めるところにより、当分の間」と、旧郵便為替法第三十八条の八中「役員は、二十万円」とあるのは「取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円」とす

る。

3 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

一 郵便為替証書の再交付又は為替金の払戻しとあるのは「為替金の払戻し」とする。

2 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

第三十二条	郵便為替証書を再交付する
第三十三条	郵便為替証書の再交付又は為替金の払戻し
第三十四条の二	同項に規定する電信為替証書を發行して
第三十五条の二	同項に規定する電信為替証書を發行して
第三十六条	郵便為替証書を發行して

第九条	国際郵便為替については、旧郵便為替法
第二条、第六条、第三十八条の四、第三十八条の七及び第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有するものとする」と、旧郵便為替法第二十二条中	2 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をし
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。	3 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

の他の行為とみなす。

(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 次に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第一条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの及び国際郵便振替に該当するものを除く。)については、旧郵便振替法第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二条から第二十三条の二まで、第三十一条、第四十二条、第六章及び第七十条を除く。)の規定は、な

おその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。))」とする。

第三十八条第二項第一号の方法によるものに限る。)の請求があつた払出し(この法律の施行前に払出証書が発行されたものに限る。)この法律の施行前に現金払(旧郵便振替法第三十八条第二項第二号又は第三号の方法によるものに限る。)の請求があつた払出し

六 旧郵便振替法第五十条の二に規定する簡易払に係る払出し(この法律の施行前に支払通知書が発行されたものに限る。)

七 旧郵便振替法の規定による国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。)の払出し(この法律の施行前に国税通則法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付があつたものに限る。)

八 旧郵便振替法の規定による国民年金の保険料(国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この号において同じ。)の払出し(この法律の施行前に保険料の納付の催告があつたものに限る。)

九 旧郵便振替法第三十七条の二に規定する定期継続振替に係るこの法律の施行前に旧郵便振替法第三十七条の三第一項の催告があつた旧郵便振替法の規定による振替

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

四条、第六条、第七条第一号及び第二号、第二十条第四項、第二章、第三章第二節から第三節の二まで、第三十八条第二項第一号、第三十九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第二百七十七条(第二号及び第三号に係る部分に限り)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これららの規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。))」とあり、及び「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第二百七十七条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)」とする。

地郵便振替貯金に係るものに限る。)の預り金については、旧郵便振替法(第一条、第三条、第四条、第六条、第七条第一号及び第二号、第二十条第四項、第二章、第三章第二節の二まで、第三十八条第二項第一号、第三十九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第二百七十七条(第二号及び第三号に係る部分に限り)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第二百七十七条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)」とする。

四条、第六条、第七条第一号及び第二号、第二十条第四項、第二章、第三章第二節から第三節の二まで、第三十八条第二項第一号、第三十九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第二百七十七条(第二号及び第三号に係る部分に限り)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第二百七十七条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)」とする。

前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、旧郵便振替法第二条中「この法律の定めるところにより、当分の間」と、旧郵便振替法第七十条中「役員は、二十万円」とあるのは「取締役、会計参与若しくはその職務を行なへべき社員、監査役又は執行役は、百万円」とする。

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座(旧軍事郵便貯金等特別処理法第一条第五号に規定する外)とされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四 この法律の施行前に現金払(旧郵便振替法第三十八条第二項第一号又は第三号に掲げる方法(同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。)の取消し)とすると、受取人に払出証書を再交付する

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第二項第一号又は第三号に掲げる方法(同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。)の取消し)とすると、受取人に払出証書を再交付する

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十条	払出証書の再交付又は払出の請求の取消	受取人に払出証書を再交付する	同項第三号に掲げる方法	第三十八条第二項第一号又は第三号に掲げる方法(同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。)の取消し	同項第三号に掲げる方法	第三十八条第二項第一号又は第三号に掲げる方法(同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。)の取消し
------	--------------------	----------------	-------------	---	-------------	---

第五十六条第二項	払出証書を発行し、その払出証書と引換えにこれに表示された金額の現金を払い渡す	受取人に	同項第三号に掲げる方法	第三十八条第二項第一号又は第三号に掲げる方法(同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。)の取消し	同項第三号に掲げる方法	第三十八条第二項第一号又は第三号に掲げる方法(同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。)の取消し
----------	--	------	-------------	---	-------------	---

3 附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替

(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)については、旧郵便振替法(第一条、第三条、二条、第六条、第二十二条から第二十三条の二まで、第三十一条、第三十八条の二、第四十二条、第六章及び第七十条を除く。)の規定は、

なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」といふ。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とす

る。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合に

おいて、旧郵便振替法第四十九条中「払出証書

を再交付する」とあるのは「当該請求をした者に

対し、払出金額に相当する現金を払い渡すものとする」と、旧郵便振替法第五十条中「払出証書の再交付又は払出の請求の取消」とあるのは「払

出の請求の取消し」とする。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

第十五条 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、附則第十二条第一項各号に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)の規定により、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に對して行い、又は手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、国際郵便振替に關して、旧公社に対してもう一つの表の下欄に掲げる字句とする。

3 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定

する規定により郵便貯金銀行に對して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第六十二条第一項

保険契約者

勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(第六十八条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約等」という。)である保険契約に係る保険契約者

行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に對して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第六十八条

保険契約の変更について

より、この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)の預り金又は

預り金又は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替

(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)の預り金又は

預り金又は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項又は

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により機

構に対して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により機

構に対して行い、又は機構が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

第七十八条第一項

勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(第六十八条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約等」という。)である保険契約に係る保険契約者

行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十三条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

保険契約の変更へ保険金額又は年金の額が増額されるもの(勤労者財産形成年金貯蓄契約等である保険契約に係るもの)を除く。)については

四 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第十号)附則第二項

和三十年法律第十八号の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項及び簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十七号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項及び簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十四号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

五 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第四十一号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

和四八年法律第四十一号の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

六 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第四十五号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

和二十七年法律第四十五号の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

七 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第四十五号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

和二十七年法律第四十五号の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

和五十二年法律第五十九号の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項及び第三項
七 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十二号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項
八 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十二号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第五項
九 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二条、第五条から第八条まで及び第九条第一項
十 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第五十四号)の施行前に効力が生じた同法による改正前の旧簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約又は疾病傷害特約
十一 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成五年法律第五十七号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項
十二 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成六年法律第五十九号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項
十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)
十四 旧公社法施行法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 旧公社法施行法附則第十二条
十五 前項(第九号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)の規定を適用する場合において、同法

第三項中「日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第号)」とする。
第三項第一項中「日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第号)」とする。
第三項第一項中「日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第号)」とする。
第三項第一項中「日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第号)」とする。
第三項第一項中「日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第号)」とする。

第十八条 この法律の施行前に旧簡易生命保険法第八十八条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの「旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。」についてのこの法律の施行後における地

方公共団体に対する貸付けについては、旧簡易生命保険法第八十八条及び第一百五条(旧簡易生命保険法第八十八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有する。この場合において、旧簡易生命保険法第八十八条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。
機構は、旧簡易生命保険法第八十八条(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる特約を含む。)又は旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権(以下この項において「特例資産」という。)については、機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産(機構法第十条に規定する簡易生命保険資産をいう。附則第四十七条において同じ。)を当該特例資産の保有のために運用することができる。
前項の返還に関する費用は、当該返還の請求をした者の負担とする。
第二十一条 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金(旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。)につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額(前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第二項の規定により返還した利子を除く。)とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条及び第六条第二項附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の金額の合計額(以下この項において「寄附金」という。)について、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一項に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を分配すべき団体(以下この項において「配分団体」という。)及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとす

第六条第二項	前項の規定により
第七条の二第一項	第四条第二項
同条第三項	
2 機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。	3 便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付しは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
2 機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の百 分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金(以下この項において「配分金」という。)の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。	2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間(当該期間内に施行日を含む場合には、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間)をいう。以下この条において同じ。)が守らなければならぬ事項を定めることができる。
第五条第一項	第五条第一項
配分金の全部	配分金の全部
2 郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。)の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体(前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。)が守らなければならぬ事項を定めることができる。	2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間(当該期間内に施行日を含む場合には、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間)をいう。以下この条において同じ。)が守らなければならぬ事項を定めることができる。
第五条第一項	第五条第一項
配分金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号。以下「整備法」という。)附則第二十二条第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。)の全部	配分金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号。以下「整備法」という。)附則第二十二条第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。)の全部
当該配分期間	当該配分期間
寄附金	寄附金
2 寄附金(前条第二項又は整備法附則第二十二条第一項に規定する寄附金をいう。以下同じ。)が守らなければならぬ事項を定めることができる。	2 寄附金(前条第二項又は整備法附則第二十二条第一項に規定する寄附金をいう。以下同じ。)が守らなければならぬ事項を定めることができる。
第六条第二項	前項の規定により
第七条の二第一項	第四条第二項
同条第三項	
3 機構は、配分団体が第一項に規定する守らなければならぬ事項に違反したときは、交付しは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。	3 機構は、配分団体が第一項に規定する守らなければならぬ事項に違反したときは、交付しは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
第二十四条 この法律の施行前に、旧郵便貯金利子寄附委託法の規定により、旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に関して、旧公社に対する行為で行い、又は旧公社が行った処分、手続その他行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の行為とみなす。	第二十三条 附則第二十二条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定について、旧公社は、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生保命保険管理機構」とする。
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第二十五条 旧郵便振替預り金寄附委託法第一条第一項の規定により定められた同項に規定する募集期間について、旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定がされていない場合においては、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。	第二十五条 旧郵便振替預り金寄附委託法第一条第一項の規定により定められた同項に規定する募集期間について、旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定がされていない場合においては、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定を適用する場合において、旧郵便振替預り金寄附委託法第六条の二、第七条及び第八条第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。	2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定を適用する場合において、旧郵便振替預り金寄附委託法第六条の二、第七条及び第八条第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。
第二十六条 機構は、配分金(旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項(前条の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)に規定する配分金をいう。以下同じ。)の全部	第二十六条 機構は、配分金(旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項(前条の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)に規定する配分金をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。)の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体(旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する配分金をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。)の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体(旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。)が守らなければならぬ事項を定めることができる。
当該配分期間	当該配分期間
3 旧公社の平成十九年四月一日から施行日の前日までの間ににおける寄附金(旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する寄附金をいう。)に関する経理状況の公表及び機構の施行日から施行日以後一年を経過する日までの間ににおける寄附金(附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する寄附金をいう。)に関する経理状況の公表については、な	3 旧公社の平成十九年四月一日から施行日の前日までの間ににおける寄附金(旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する寄附金をいう。)に関する経理状況の公表及び機構の施行日から施行日以後一年を経過する日までの間ににおける寄附金(附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する寄附金をいう。)に関する経理状況の公表については、な

お従前の例による。この場合において、旧郵便

振替預り金寄附委託法第六条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

4 機構は、次に掲げるものについては、施行日から起算して一年を経過した日以後、速やかに、機構の定めるところにより、旧郵便振替預り金寄附委託法第二条第二項の規定による委託を行った同項に規定する加入者に返還するものとする。この場合において、返還に関する費用は、当該加入者の負担とする。

一 旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定において配分金とならなかつた寄附金（同項に規定する寄附金をいう。第三号において同じ。）

二 交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が、返還され、又は交付できなくなつた場合における当該返還され、又は交付できなくなつた配分金

三 寄附金を運用した結果生じた利子その他の収入金

第二十八条 この法律の施行前に、旧郵便振替預り金寄附委託法の規定により、旧郵便振替預

金寄附委託法第三条第二項の決定に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十九条 この法律の施行前に、旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法第五条第二項の規定により適用があるものとされる保険業法（平成七年法律第二百五号）の規定により、旧公社に対

して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものとされる。

他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものとされる。又は郵便局株式会社が

を除き、保険業法の相当する規定により郵便局

株式会社に對して行い、又は郵便局株式会社が

を行つた処分、手続その他の行為とみなす。

（日本郵政公社法の廃止に伴う経過措置）

第三十条 施行日の前日において旧公社の役員である者の任期は、旧公社法第十三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

第三十一条 旧公社の平成十九年四月一日をその期間に含む旧公社法第二十四条第一項に規定する中期経営目標附則第三十三条において「最終定期経営目標」という。）及び中期経営計画は、同項の規定にかかわらず、同日から施行日の前日までの期間について定めるものとする。

第三十二条 旧公社の平成十九年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」という。）に係る業績についての旧公社法第二十六条第一項の規定による評価並びに同条第二項の規定による

当該評価の結果の通知及びその公表については、なお従前の例による。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「日本郵政株式会社」とする。

第三十三条 旧公社の最終中期経営目標に係る期間に係る旧公社法第二十七条第一項に規定する中期経営報告書の提出及びその公表について

は、日本郵政株式会社が従前の例により行うものとする。

第三十四条 旧公社法第二十七条第二項の規定による旧公社法第二十七条规定による旧公社の最終中期経営目標の達成状況についての評価並びに同条第三項の規定による当該評価の結果の通知及びその公表については、なお従前の例による。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「日本郵政株式会社」とする。

第三十五条 旧公社の最終事業年度に係る財務諸

表（旧公社法第三十条第一項に規定する財務諸表をいう。次条第二号において同じ。）及び事業報告書の作成等については、旧公社法第三十条

第三項及び第五項（監事の意見に係る部分に限る。）並びに第三十一条第一項（監事の監査に係る部分に限る。）に係る部分を除き、日本郵政株式会社が

審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。附則第四十八条第二項において同じ。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 附則第三十二条又は第三十三条第二項に規定する評価を行おうとするとき。

二 旧公社の最終事業年度に係る財務諸表を承認しようとするとき。

第三十七条 旧公社の最終事業年度に係る旧公社法第三十六条第一項又は第二項に規定する整理及び当該整理を行つた後旧公社法第三十七条に規定する基準額を超える積立金がある場合における同条の規定による国への納付については、日本郵政株式会社が従前の例により行うものとする。

第三十八条 郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第二百三号）第十二条の二第二項の規定による借入金についての財政融資資金法（昭和二十六年法律第二百号）第十条第一項の規定の適用については、郵便貯金銀行を同項第八号に規定する。

第三十九条 旧公社の役員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、な

く従前の例による。

第四十条 この法律の施行前に生じた旧公社の役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた旧公社の役員に対する福祉事業については、旧公社の職員による。

第四十一条 旧公社法第五十六条第一項に規定する運用職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、な

く従前の例による。

第四十二条 次に掲げる規定を適用する場合においては、旧公社法第五十八条、第六十一条、第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

一 附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金銀行法第二十七条及び第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）

二 附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金銀行法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）

三 附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）

四 附則第四十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法第十五条第二項から第四項まで

第五十五条第二項から第四項まで

第六十六条第二項において準用する旧公社法施

行法第十五条第二項から第四項まで

二 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法の規定中同一表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二類第七号 郵政民営化に関する特別委員会議録第二号 平成十七年十月六日

第五十八条第一項

この法律、郵便法、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法、簡易生命保険法、軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第百八号)、老年玉付郵便葉書等に関する法律、日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律、郵便振替の預り金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(第五条の規定に限る)、日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律、郵便切手類販売所等に関する法律、郵政窓口事務の委託に関する法律又は郵便物運送委託法

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)附則第四

十二条第一項各号に掲げる規定

第七十一条
公社の役員又は職員
二十万円
百万円

第七十二条
公社の役員又は職員
郵便貯金銀行の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役

第七十三条
公社の役員
六十万円
三十万円

第七十四条
郵便貯金銀行の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役

第五十八条第一項に規定する法律
業務方法書の変更その他必要な措置
必要的な措置

同項に規定する規定

第七十二条第十五号
第一項
第六十条第一項又は第六十一条第一項

第六十一条第一項
第七十三条
公社の役員
三十万円
三十万円

第四十三条 この法律の施行前に旧公社法第六十三条第三項に規定する司法警察員として職務を行ふ郵政監察官に対し供述をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより他人から加えられた身体又は生命に対する害については、その害を証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)第二条第二項に規定する捜査機関に対し供述をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより他人から加えられた身体又は生命に対する害とみなして同法の規定を適用する。

2 郵便貯金銀行が平成二十年三月三十一日までの間において郵便貯金預託金の払戻金を運用する場合については、旧公社法施行法第十五条第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十一条第一項

公社の事務所その他の事業所
若しくは検査を行つた場合又は第六十一条第一項の規定による報告を受けた場合

郵便貯金銀行
又は検査を行つた場合

第四十五条 旧公社の最終事業年度に係る旧公社法第六十四条第二項の規定による国会への報告については、同項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。(日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置)

第四十五条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第二項

公社

郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)

業務又は会計が法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書若しくは簡易生命保険責任準備金の算出方法書に違反し

業務が法令又はこれに基づく処分に違反し

第十五条第三項	公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金	郵便貯金銀行
第十五条第四項	公社	郵便貯金銀行
第四十六条 機構は、この法律の施行の際現に旧公社法施行法第十六条第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金(以下この条において「郵便振替預託金」という。)については、銀行法その他の法律の規定にかかわらず、当該郵便振替預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。	2 郵便貯金銀行が平成二十年三月三十一日までの間において郵便振替預託金の払戻金を運用する場合について、旧公社法施行法第十六条第二項において準用する旧公社法施行法第十五条第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。	3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第十六条第一項において準用する第十五条第二項に係る公社の二項	公社が	郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第二号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)
第十六条第二項において準用する第十五条第三項	公社が	郵便貯金銀行が
第十六条第二項において準用する第十五条第四項	郵便貯金銀行	郵便貯金銀行
第四十七条 機構は、この法律の施行の際現に旧公社法施行法第十七条の規定により保有のために運用されている資産(郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)第五条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第三条第一項第五号及び第十号に掲げる貸付けに係る債権に限る。以下この条において「特例資産」という。)については、機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。	4	5
第四十八条 旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の郵便貯金特別会計法第五条の二第一項に規定する郵便貯金資金又は旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保險特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第七条第一項に規定する積立金の貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となつたときは、総務大臣は、公共の利益のために必要があると認める場合に限り、機構に対し、その貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更を命ずることができる。	6	7

2

総務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、審議会等で政令で定めるものに沿ってしなければならない。

二 郵便保険 継した法！

法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後^{アフタ}の法人

第五十条 この法律の施行の際現に係属している旧公社法施行法第二十二条に規定する訴訟事件又は非訟事件であつて各承継会社等(郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社等をいう。以下同じ。)が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該承継会社等を国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十一年法律第百九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

四 郵便貯金銀行及び次に掲げる法人であつて
その行う事業の内容、人的構成その他の事情
を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

口 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併による設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承
継した法人

二 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる
法人(この号の規定により財務大臣が定める
もの)

法人の号の規定により賛助会員が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があつて場合これらを当該組織

の再編成があつた場合にはおける当該組織の
再編成後の法人

五 倒産保険会社及び次に掲げる法人であつて
その行う事業の内容、人的構成その他の事情
を勘定して財務大臣が定めるもの

を勘案して賄務大臣が定めるもの
イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲
り受け云々

□ 郵便保険会社との合併後存続する法人又
り受けた法人

八 会社分割により郵便保険会社の事業を承
は合併により設立された法人

第四十七条 機構はこの法律の施行の際現に旧公社法施行法第十七条の規定により保有のために運用されている資産(郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)第五条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第三条第一項第五号及び第十号に掲げる貸付けに係る債権に限る。以下この条において「特例資産」という。)については、機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。

郵便貯金法第五十七条第一項に規定する期間が経過するまでの間は、当該既契約の郵便貯金に係る超過額は、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第十一条第一項に規定する貯金総額に算入しない。

2 平成十四年改正前郵便貯金法第六十八条の六に規定する運用職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第五十三条 旧公社法施行法第百十条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号。以下この条において「平成十四年改正前予算職員責任法」という。）第二条第一項第九号に掲げる予算執行職員の旧公社法施行法の施行前にした行為については、平成十四年改正前予算職員責任法の規定は、なおその効力を有する。

第五十四条 旧公社法施行法第百十三条の規定による改正前の国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号。以下この条において「平成二十九年法律第三十六号」という。）第二条第一項第九号に掲げる予算執行職員の旧公社法施行法の施行前にした行為については、平成十四年改正前予算職員責任法の規定は、なおその効力を有する。

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役職員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第九十三条から第九十五条までにおいて「新国共済法」という。）の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 旧公社法施行法附則第三十六条の規定により児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において

て同じ。）の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）の認定があつたものとみなされた者が、施行日において引き続き当該認定に係る児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関する市町村長の認定があつたものとみなす。

第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の規定にかかるわらず、平成十九年十

月から始める。

（民法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条 この法律の施行前に旧公社において記入し、日付を記載した私署証書は、確定日付のある証書とみなす。（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一 無尽業法第十条第一号

二 商工組合中央金庫法第二十九条第一項第二号

三 政治資金正法第八条の三第一号、第九条第一項第三号イ及び第十二条第一項第三号ホ

四 自転車競技法第十二条の二十二第一号

五 国民生活金融公庫法第二十三条第一項第三号

八 航空機工業振興法第十七条第二項第二号

九 地方住宅供給公社法第三十四条第二号
十 地方道路公社法第三十一条第二号
十一 日本下水道事業団法第三十八条第二号
十二 公有地の拡大の推進に関する法律第十八条第二号

十三 老人保健法第七十四条第二号
十四 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十二条第二号（同法附則第十四条第四項及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十六条第四項において準用する場合を含む。）

十五 日本私立学校振興・共済事業団法第三十九条第一項第二号

十六 介護保険法第百七十条第二号
十七 独立行政法人通則法第四十七条第二号
十八 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第七十九条第一項第二号

十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十七条第一項第二号

二十 独立行政法人環境再生保全機構法第十五条第二項第二号

二十一 地方独立行政法人法第四十三条第二号
二十二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十条第二項第二号

二十三 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四条第一項第二号

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

二十一 地方独立行政法人法第四十三条第二号

二十二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十条第二項第二号

二十三 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四条第一項第二号

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

二十一 地方独立行政法人法第四十三条第二号

二十二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十条第二項第二号

二十三 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四条第一項第二号

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

二十一 地方独立行政法人法第四十三条第二号

二十二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十条第二項第二号

二十三 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四条第一項第二号

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

二十一 地方独立行政法人法第四十三条第二号

二十二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十条第二項第二号

二十三 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四条第一項第二号

2 施行日の前日から起算して七年を経過する日までの間における旧公社の職員であつた者に関する新法第百三条第二項の規定の適用については、同項中「又は特定独立行政法人」とあるのは、「特定独立行政法人又は郵政民営化法（平成十七年法律第号）第百六十六条规定による解散前の日本郵政公社」とする。

3 施行日の前日から起算して七年を経過する日の属する年までに人事院がした新法第百三条第二項の承認の処分（同条第一項の規定に係るもの）を除く。に閲する同条第九項の規定の適用については、同項中「又は特定独立行政法人」とあるのは、「特定独立行政法人又は郵政民営化法（平成十七年法律第号）第百六十六条规定による解散前の日本郵政公社」とする。

4 この法律の施行前にされた旧郵便法第二十三条の三第二項の規定による旧公社の求めに対し同項に規定する調査に必要な報告又は資料の提出がされていないものについては、新郵便法第二十四条第二項の規定による郵便事業株式会社の求めに対し同項に規定する調査に必要な報告又は資料の提出がされていないものとみなす。

5 旧郵便法第三十三条の規定により旧公社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、新郵便法第二十九条の規定により郵便事業株式会社が発行した郵便切手その他郵便に基づく規則を含むものとする。

関する料金を表す証票とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条

の二第一項の規定により認可を受けている郵便に関する料金であつて新郵便法第六十七条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の二第一項の規定により認可を受けている郵便

に関する料金であつて新郵便法第六十七条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

7 この法律の施行前に旧郵便法第七十五条の二

第三項の規定により届け出た郵便に関する料金（小包郵便物に係るものを除く。）は、新郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た料金とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条

の三第一項の規定により認可を受けている郵便約款（小包郵便物に係るもの除外。）は、新郵便法第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧公社法第二十三条

第一項の規定により認可を受けている業務方法書（旧郵便法第七十五条の六第一項各号に掲げる事項に限り、小包郵便物に係る部分を除く。）は、新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の七第一項の規定により旧公社から旧郵便法第二十三条第二項の承認の申請に係る定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備するかどうかの調査及び旧郵便法第二十三条の三第一項の調査に関する業務を委託している者は、この法律

の施行の時において、新郵便法第二十二条第二項の承認の求めに係る定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備するかどうかの調査及び新郵便法第二十四条第一項の調査に関する業務の委託について、新郵便法第七十二条第一項の認可を受けて委託された者とみなす。

11 前各項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧郵便法の規定により、旧公社に対し

新郵便法第五十九条の規定の例により、旧公社

の職員を郵便認証司として任命することができ

る。

12 総務大臣は、この法律の施行前においても、新郵便法第五十九条の規定の例により、旧公社の職員を郵便認証司として任命することができ

る。

13 旧郵便法第七十五条の七第一項の規定により

業務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係るその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条 この法律の施行前に第十六条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された旧公社を被告とする抗告訴訟・郵政

民営化法第一百六十六条规定により承継会社等が承継することとなる業務等（同法第六

条第三項に規定する業務等をいう。以下同じ。）

にかかるものに限る。）の管轄については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条 第十七条の規定による改正後の地方

財政法第四条の三第一項の規定は、平成二十年

度以後の年度における同項の規定による一般財

源の額の算定について適用し、平成十九年度ま

でにおける同項の規定による一般財源の額の算

定については、なお従前の例による。

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 この法律の施行前に旧公社又は日本

郵政株式会社が第二十三条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法

律（次項において「旧法」という。）の適用を受け

る旧公社の職員に係る労働組合に対してもした行為（日本郵政株式会社にあつては、郵政民営化法第七十五条第一項の規定による交渉及び承認労働協約の締結に係るものに限る。以下この項において同じ。）についての労働組合法第二十

七条第一項の申立てについては、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行前に旧公社又は日本郵政株式会社がした行為は、承継会社（郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社をいう。以下同じ。）がした行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧公社又は郵政民営化法第七十二条第一項の規定により公社とみなされる日本郵政株式会社と前項の労働組合などを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する旧法第三章（第十二条から第十六条までを除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。この場合においては、承継会社を特定独立行政法人等とみなす。

3 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、旧公社又は旧公社の職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二十五条の規定の適用については、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人若しくは国有林野事業を行つては、第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

4 第二項において準用する新法第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

5 第二項において準用する新法第二十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした公庫の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（郵便手類販売所等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十五条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の郵便切手類販売所等に關する

おいて「新法」という。）第十八条の二第一項の規定による場合のほか、新法第十八条第二号に掲げる業務のうち、この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて旧郵便貯金法第六十三条の二（同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により機関又は旧公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を機関に委託することができる。

2 前項の規定により公庫が機関に業務を委託する場合には、新法第十八条の二第二項、第二十八条第二項、第三十条及び第三十三条の二の規定を準用する。この場合において、新法第十八条の二第二項中「前項の規定により金融機関」とあるのは、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第六十四条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構として、「その金融機関」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と読み替えるものとする。

3 公庫は、第一項の規定により業務を委託した機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

4 第二項において準用する新法第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

5 第二項において準用する新法第二十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした公庫の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（郵便手類販売所等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十五条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の郵便切手類販売所等に關する

する法律(以下この条において「旧法」という。)第二条第一項から第三項までの規定により旧公社が総務大臣の認可を受けて定めている基準は、それぞれ第二十五条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律(第三項において「新法」という。)第二条第一項から第三項までの規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により旧公社から郵便切手その他の郵便に関する料金を表す証票及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証票に周知し、又は啓発を図るための物(以下この項において「郵便切手等」という。)の海外における販売に関する業務を委託されている者は、この法律の施行の時において、郵便切手等の海外における販売に関する業務の委託について、新郵便法第七十二条第一項の認可を受けて委託された者とみなす。

3 前二項に規定するものほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。(郵政窓口事務の委託に関する法律の一
に伴う経過措置)

第六十六条 日本郵政株式会社は、この法律の施行前に、第二十九条の規定による改正後の郵便窓口業務の委託等に関する法律(以下「新委託法」という。)第七条に規定する基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定によりした総務大臣の認可は、この法律の施行の時において、新委託法第七条の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

第六十七条 総務大臣は、郵政民営化法第八十四条に規定する場合であつて、かつ、郵便局株式会社が郵便窓口業務等受託者(施行日から引き続いて新委託法第七条に規定する再委託契約に

基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託契約により旧法第八条第一項の規定により郵便貯金銀行の代理店(銀行法第八条第一項に規定する代理店をいう。以下この条及び附則第十七条第一項第四号において同じ。)の業務を行わせる旨が承継計画(郵政民営化法第一百六条第一項に規定する承継計画をいう。以下この条及び附則第十七条第一項第四号において同じ。)において定められた場合において、郵便窓口業務等受託者が郵便局株式会社から再委託された郵便貯金銀行の代理店の業務を円滑に開始するために郵便局株式会社法第四条第五項の規定により読み替えて適用する銀行法第八条第三項前段の内閣府令の制定又は改正を求める必要があると認めるときは、同項の規定により、内閣総理大臣に対し、協議を求めるものとする。

第六十八条 郵便窓口業務等受託者に郵便貯金銀行を所属証券会社等(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)として証券仲介業(同法第二条第一項に規定する証券仲介業をいう。附則第七十四条第一項第五号において同じ。)を行なう旨が承継計画において定められている場合は、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属証券会社等として証券取引法第六十六条の二の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項中「外務員の職務」とあるのは、「外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)」とみなす。

第六十九条 郵便窓口業務等受託者に郵便保険会社等(保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険募集(同法第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。)を行なう旨が承継計画において定められている場合は、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便保険会社等として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用については、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用については、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用については、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

等に係る証券取引法第六十六条の二十三において「保険募集員」という。)が承継計画において定められていて保険業法第二百七十六条の登録を受けたものは、この法律の施行の時ににおいて、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、保険募集員とみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、証券取引法第六十六条の二十三において同項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとすり、内閣総理大臣に対し、協議を求めるものとする。

2 前条第二項の規定は、保険募集員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者に再委託をして運用関連業務(確定拠出年金法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務)とあるのは、「外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)」とみなす。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者に再委託をして運用関連業務(確定拠出年金法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務)とあるのは、「外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)」とみなす。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

等に係る証券取引法第六十六条の二十三において「保険募集員」という。)が承継計画において定められていて保険業法第二百七十六条の登録を受けたものは、この法律の施行の時ににおいて、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、保険募集員とみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、証券取引法第六十六条の二十三において同項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、保険募集員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者に再委託をして運用関連業務(確定拠出年金法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務)とあるのは、「外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)」とみなす。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者に再委託をして運用関連業務(確定拠出年金法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務)とあるのは、「外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)」とみなす。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合
(新委託法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。)は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第五号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則第六十八条第一項、第七十条第一項又は第七十二条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一 機構又は機構法第十五条第一項の規定による委託若しくは同条第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた機構法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務

二 機構又は機構法第十八条第一項の規定による委託若しくは同条第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた機構法第十四条第三項に規定する簡易生命保険管

三 郵便事業株式会社又はその委託を受けた貨物(小包郵便物に相当するものとして総務省令で定めるものに限る。)の運送の引受けに関する業務

四 郵便局株式会社から再委託を受けた郵便貯金銀行の代理店の業務

五 証券仲介業

六 保険募集

七 運用関連業務

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 前項の場合においては、新委託法第九条の規定を準用する。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五条 第三十条の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第一条第一項の規定により旧公社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、第三十条の規定による改正後の郵便葉書等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第一条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行したくじ引番号付

2 旧法第五条第一項の規定により旧公社が発行したくじ引番号付

3 旧法第六条の規定により旧公社に委託したものとされた寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。

4 前三项に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行った処分、手続その他の行為(外国為替及び外國貿易法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に旧法第十八条第二項の規定により郵便物の取集、運送及び配達を行う者が郵便局に対して行つた送付又は通知は、新法第十五条第二項の規定により郵便事業株式会社の事業所に対して行つた送付又は通知とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

4 前二項に規定する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法第三十一条の規定による改正前の外國為替及び外國貿易法(次項において「旧法」という。)の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

3 前二項に規定する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

4 前二項に規定する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

2 承継会社は、当該承継会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に、旧法の規定による改正前の郵便物運送委託法(以下この項において「旧法」という。)第三条第二項の規定による改正前の郵便物運送委託法(以下この条において「旧法」という。)第三条第二項の規定により旧公社が総務大臣の認可を受けて定めている基準は、第三十二条の規定による改正後の郵便物運送委託法(以下この条において「新法」という。)第三条第二項の規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十八条第二項の規定により郵便物の取集、運送及び配達を行う者が郵便局に対して行つた送付又は通知は、新法第十五条第二項の規定により郵便事業株式会社の事業所に対して行つた送付又は通知とみなす。

2 承継会社は、当該承継会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に、旧法の規定による改正前の簡易生命保険法(以下この項において「旧法」という。)第三条第二項の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

2 本郵政公社有資産所在都道府県納付金の金額についての端数計算については、なお従前の例によると、
 (退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十条 施行日の前日において旧公社の職員であつた者であつて引き続き施行日に第三十五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この条において「新法」という。)に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたものに対する新法第十一條の七第三項、第十二條第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)附則第十五項の規定の適用については、その者は、新法第十一條の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 この法律の施行前に旧公社がした第三十六条の規定による改正前の公職選挙法(次項において「旧法」という。)第百四十二条第五項の規定による表示は、第三十六条の規定による改正後の公職選挙法第百四十二条第五項の規定による表示とみなす。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 第四十条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二十年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。

2 平成十九年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第四十条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第一号)附則第九十条第二項の規定によ

りなお効力を有することとされる同法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十三条 国内に住所を有する個人で第七十八条の規定による改正前の所得税法(次項において「旧所得税法」という。)第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金(附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。)に係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが施

行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金(承継郵便貯金を除く。)で施行日前に支払を受けるべき当該郵便貯金の利子で施行日の前日を含む利子の計算期間に対応するものに係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

3 第四十二条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第五号の六に規定する土地に係る平成十四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成十五年一月一日前にされた同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(行政書士法の一部改正に伴う経過措置)

第八十四条 第四十二条の規定による改正後の行政書士法第二条の規定の適用については、同条

2 第四十二条の規定による改正前の行政書士法第二条第五号に規定する処分を受けた旧公社の役員又は職員については、同号の規定は、なおその効力を有する。

(日本労働者住宅協会法の一部改正に伴う経過措置)

第八十五条 旧郵便貯金は、第四十三条の規定による改正後の日本労働者住宅協会法第三十二条第二号の規定の適用については、同号の国土交

通大臣の指定する金融機関への預金とみなす。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第八十六条 この法律の施行前に発行された普通為替証書は、第四十六条の規定による改正後の土地収用法第百条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する小切手等とみなす。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第百六十七条の規定により引き続いて承継会社の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四九年法律第百六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに對しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当(これに相当する給付を含む。)を新退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給るものとする。

2 第四十二条の規定による改正前の行政書士法

第三条第一項の規定により旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知とみなす。

2 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知とみなす。

3 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により旧公社に発した通知は、当該施

行前受領郵便物について新法第七十七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

4 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七

十八条第一項の規定により旧公社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

2 第四十二条の規定による改正前の行政書士法第二条第五号に規定する処分を受けた旧公社の役員又は職員については、同号の規定は、なおその効力を有するものとしたならば旧退職手当法第十条第四項

又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができるものに對しては、その者が退職の際勤務していた旧公社の事務又は事業を国のみならず新退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当を支給する。

(税關法の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 この法律の施行前に旧公社が受け取った郵便物(この法律の施行前に発送され、又は名あて人に交付されていないものに限る。)以下この条において「施行前受領郵便物」といいう。)については、郵便事業株式会社が受け取ったものとみなして第五十六条の規定による改正後の税關法(以下この条において「新法」という。)第七十六条第三項の規定を適用する。この場合において、旧公社が当該施行前受領郵便物について第五十六条の規定による改正前の税關法(以下この条において「旧法」という。)第七十六条第三項の規定により通知を発しているときは、当該通知は、郵便事業株式会社が発したものとみなす。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した者に関する新退職手当法第十二条の二及び第十二条の規定の適用については、日本郵政株式会社を新退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各局の長等とみなす。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 この法律の施行前に旧公社が受け取った郵便物(この法律の施行前に発送され、又は名あて人に交付されていないものに限る。)以下この条において「施行前受領郵便物」といいう。)については、郵便事業株式会社が受け取ったものとみなして第五十六条の規定による改正後の税關法(以下この条において「新法」という。)第七十六条第三項の規定を適用する。この場合において、旧公社が当該施行前受領郵便物について第五十六条の規定による改正前の税關法(以下この条において「旧法」という。)第七十六条第三項の規定により通知を発しているときは、当該通知は、郵便事業株式会社が発したものとみなす。

4 この法律の施行前に旧公社を退職した者であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条第四項

て新法第七十八条第一項の規定により郵便事業株式会社に発した通知とみなす。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名めて人が受け取つていないもの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について第五十九条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「旧法」という。)第七条第一項の規定により税関長が旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について第五十九条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「新法」という。)第七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知とみなす。

2 受領前郵便物について旧法第七条第二項の規定により旧公社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 第六十一条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金(次項において「市町村交付金等」という。)について適用する。

2 第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定は、平成十九年度分までの市町村納付金及び次条において「市町村納付金等」という。)については、なおその効力を有する。

3 前項の規定により旧公社が納付すべきもの

とされる平成十九年度分までの市町村納付金等の納付義務は、日本郵政株式会社が負うものとする。

4 平成十九年度分までの市町村納付金等で日本郵政株式会社が前項の規定によりその納付義務を負うこととなるものについては、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定の例により、日本郵政株式会社が納付する。

5 前三項の場合における旧法第十三条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他の第六十一条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第六十二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第四条の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等であるものが、施行日以後に購入をする同項に規定する公債について適用し、施行日前に購入した旧公債について適用し、施行日前に購入した旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債については、なお従前の例による。

6 前二項に定めるもののほか、旧財産形成住宅貯蓄及び旧財産形成年金貯蓄に係る新租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子について適用し、当該非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替国債の利子については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで及び第三十七条の十二の二の規定は、個人が施行日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第六十七条の十七第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する外国法人が施行日以後に同項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額について適用し、当該外国法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる

該郵便貯金の利子で施行日の前日を含む利子の計算期間に對応するものについては、なお従前の例による。

第六十二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第四条の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等であるものが、施行日以後に購入をする同項に規定する公債について適用する。

4 新租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定は、施行日以後に締結する勤労者財産形成促進法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(次項において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(次項において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み(次項において「預入等」という。)をする新租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

5 新租税特別措置法第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する勤労者が、施行日前に旧公社と締結した勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等をした旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成年金貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの(以下この項及び次項において「旧財産形成住宅貯蓄」という。)又は旧租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの(以下この項及び次項において「旧財産形成年金貯蓄」という。)を有する場合には、当該旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄については、当該勤労者が、施行日において新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三に規定する要件に

従つて預入等をしたものとみなして、新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定を適用する。この場合において、郵政民営化法第七十五条第一項の規定により郵便貯金銀行と締結されたものとされた勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「五百五十万円」とあるのは、「三百八十五万円」とする。

6 前二項に定めるもののほか、旧財産形成住宅貯蓄及び旧財産形成年金貯蓄に係る新租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子について適用し、当該非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替国債の利子については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで及び第三十七条の十二の二の規定は、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第六十七条の十七第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する外国法人が施行日以後に同項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額について適用し、当該外国法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる

所得又は同条第二項に規定する損失額については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十九条の四の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得をする財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一改正に伴う経過措置)

第九十三条 日本郵政公社共済組合(第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「旧国共済法」という。))第三条第一項の規定により旧公社に属する職員(旧国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。)をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下の条及び次条において同じ。)は、施行日において、日本郵政共済組合(新国共済法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 日本郵政公社共済組合の代表者は、施行日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六条及び第十二条の規定により、施行日以後に係る日本郵政共済組合となるために必要な款定及び運営規則の変更をし、当該款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において日本郵政公社共済組合の組合員となつた者のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八条の三の規定による育児休業手当金又は介護休業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であるものに係るこれらの給付の支給については、新国共済法附則第二十条の三第四項及び二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において

日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付を支給すべき事由が生じた日が施行日から同法の規定によるこれらの給付の受給資格を取得するまでの間に係る新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定の適用については、郵便事業株式会社の営業所であつて附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中

〔第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四〕とあるのは、「附則第十四条の四」とする。

3 新国共済法第一百十九条に規定する船員組合員のうち日本郵政共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及び雇用保険法の規定を適用する。

4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行つてゐる同項第二号に掲げる事業(同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。)については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政公社共済組合が従前の例により行うものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなる

ものについては、新国共済法附則第二十条の三第二項に規定する郵政公社等が負担する。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第九十六条 この法律の施行前にされた第六十九条の規定による改正前の特許法第十九条の規定による郵便局への差出しほは、第六十九条の規定による改正後の特許法第十九条の規定の適用については、郵便事業株式会社の営業所であつて新委託法第二条に規定する郵便窓口業務を行うものと新委託法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は新委託法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)への差出しあつた。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 国内に住所を有する個人で第七十八条の規定による改正前の所得税法(以下この条において「旧所得税法」という。)第九条の二第二項に規定する障害者等であるものが、施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金(附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。)については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第九条の二第二項に規定する障害者等であるものが、施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金(承継郵便貯金を除く。)で施行日前に支払を受けるべき当該郵便貯金の利息で施行日の前日を含む利子の計算期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第七十八条の規定による改正後の所得税法第十条の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等であるものが、施行日以後に預入、信託又は購入(以下この項において「預入等」という。)をする同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券について適用し、施行日前に預入等をした旧所得税法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等社債等運用投資信託については、

なお従前の例による。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第九十八条 第八十二条の規定による改正前の社会保障労務士法第五条第八号に規定する処分を受けた旧公社の役員又は職員については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 第八十二条の規定による改正後の社会保険労務士法第八条の規定の適用については、同条第五号に規定する行政事務に相当する事務に従事した期間には、旧公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間を含むものとする。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項第五号に掲げる郵便貯金の預金者その他の政令で定める者であつて旧郵便貯金法第六十条(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により機構又は旧公社があつせんするものに対する第八十六条の規定による改正前の沖縄振興開発金融公庫法第十九条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第十一条の規定による改正後の所得税法第十条の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等であるものが、施行日以後に預入、信託又は購入(以下この項において「公庫」という。)は、第八十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法(以下この条において「新法」という。)第二十条第一項の規定による場合のほか、新法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者でのうち、この法律の申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関するものからの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を機関に委託することができる。

3 前項の規定により公庫が機関に業務を委託す

る場合には、新法第三十二条第二項の規定を準用する。

3 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第一項の規定により業務を委託した機関に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

4 第二項において準用する新法第三十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした公庫の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百一条 長期運用予定額として国会の議決を経たもの(旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るもの及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。)については、旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条において準用する旧財政融資資金及び簡易生命保険資金と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それそれ」とあるのは、効力を有する。この場合において、旧財政融資金長期運用特別措置法第五条中「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それそれ」とあるのは、「郵便貯金資金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七条)第二

四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。)及び簡易生命保険資金(同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。)」と、「これを翌年度において当該運用対象区分に従い」とあらるの「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、その運用しなかつた額について独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第号)第十条に規定する郵便貯金資金及び簡易生命保険資金を翌年度においてそれぞれ」とする。

2 旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法(同項において「新法」という。)の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便局においてした送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。次項において同じ。)においてした送達とみなす。

置法第二条第一項の規定により国会の議決を経た長期運用予定額(旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。)についての運用の実績の報告については、

なお従前の例による。

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百二条 第百一条の規定による改正後の政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第二条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三条 平成十八年一月一日から施行日の前日までの間ににおいて旧公社の職員であつたことのある者であつて平成十九年中に第百三条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七条第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、旧公社の職員であつた間は、同項第三号に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四条 この法律の施行前に第百五条の規定による改正前の民事訴訟法(次項において「旧法」という。)の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便局においてした送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。次項において同じ。)においてした送達とみなす。

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第一百五条 第百五条後段の規定による解散前の日本郵政公社ととする。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七条 第百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法(以下この条において「旧法」という。)の規定による解散前の日本郵政公社ととする。

(公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)の規定による解散前の日本郵政公社ととする。

(公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)の規定による解散前の日本郵政公社ととする。

(公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)の規定による解散前の日本郵政公社ととする。

(公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)の規定による解散前の日本郵政公社ととする。

(公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)の規定による解散前の日本郵政公社ととする。

(公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)の規定による解散前の日本郵政公社ととする。

2 この法律の施行前に郵便の業務に従事する者

が郵便局においてした旧法第六百六条第一項後段の規定による送達は、新法第四条第三項第二号の規定の適用については、郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所においてして新法第六百六条第一項後段の規定による送達とみなす。

(内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五条 第百七条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条、第三条第一項、第四条及び第七条第一号の規定は、施行日以後にされた國外送金等(以下この条において「國外送金等」という。)について適用し、施行日前にされた國外送金等については、なお従前の例による。

(独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置)

第一百六条 施行日の前日から起算して七年を経過するまでの間ににおける第百十一条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条第四項の規定の適用については、同項中「又は人事院規則で定める國の機關」とあるのは、「人事院規則で定める國の機關又は郵政民営化法(平成十七年法律第号)第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」とする。

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一條第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(以下この項において「新特労法」という。)第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百八条 郵便貯金銀行及び機関は、この法律の施行前に旧公社が政令で定める業務において収受した財産が犯罪収益等(第百十三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第四項に規定する犯罪収益等をいう。)若しくは薬物犯罪収益等(同条第七項に規定する薬物犯罪収益等をいう。)である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し同法第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であつた者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたこととされると新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上上の職員であつたこととみなす。

4 旧法第六条から第八条までの規定により郵政事業庁長官若しくは旧公社の総裁又はこれらの委任を受けた者に提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等に関する新法第九条の規定の適用については、日本郵政株式会社をこれらを受理した新法第六条第一項に規定する各省各府の長等又はその委任を受けた者とみなす。

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一條第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(以下この項において「新特労法」という。)第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百八条 郵便貯金銀行及び機関は、この法律の施行前に旧公社が政令で定める業務において収受した財産が犯罪収益等(第百十三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第四項に規定する犯罪収益等をいう。)若しくは薬物犯罪収益等(同条第七項に規定する薬物犯罪収益等をいう。)である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し同法第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

<p>四 旧郵便貯金利子寄附委託法の規定による業務</p> <p>五 旧郵便振替預り金寄附委託法の規定による業務</p> <p>六 旧簡易生命保険法の規定による業務</p> <p>2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対しても行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為(前項各号に掲げる業務に係るものに限る)は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三百五十五条 この法律の施行前に第三百二十九条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為(郵政民営化法第三百六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限る。)については、なお従前の例による。</p> <p>2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧公社が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する)。</p> <p>一 旧公社の役員又は職員であつた者</p> <p>二 旧公社から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者</p> <p>3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三百六十六条 この法律の施行前に、第三百四十二条の規定による改正前の偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為とみなす。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
<p>第五百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第一号に係る部分に限り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三百六十七条 この法律の施行前にした行為、この法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第一号に係る部分に限り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第五百七十三条 国は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、郵政事業の改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、郵政事業の改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(公社の責務)</p> <p>第四条 公社は、基本理念にのっとり、郵政事業の改革の実現のため必要な取組を行うよう努めるものとする。</p> <p>(第二章 郵政事業の改革の基本方針)</p> <p>第五条 郵便の業務並びに郵便貯金の業務(次条第三項の規定による見直しが行われた後のもの)をいう。)、郵便為替の業務及び郵便振替の業務については、すべての国民が等しくそれらの業務に係るサービスの提供を受けることができるよう、あまねく全国に設置された郵便局において行われるものとし、あわせて、その経営資源を活用し、地域を取り巻く環境の変化に伴う新たな需要を考慮した公的サービス等の拡充が図られるものとする。</p> <p>(郵便貯金の業務に関する見直し)</p>	<p>第二条 郵政事業の改革は、その事業のうちあまねく公平にそのサービスが提供されるべき業務その他民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある業務については国の責任においてこれを提供することにより、国民がその業務に係るサービスの提供を受けることができる権利を保障するとともに、これ以外の業務についてはその業務を廃止し、若しくは縮小し、又はその業務を株式会社に行わせることとして、郵政事業に係る資金が公的部門の資金と等により、国民に対するサービスの向上及び地域経済の活性化を図り、並びに国の財政の健全性の回復に資することを基本として行われるものとする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 国は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、郵政事業の改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、郵政事業の改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(公社の責務)</p> <p>第四条 公社は、基本理念にのっとり、郵政事業の改革の実現のため必要な取組を行うよう努めるものとする。</p> <p>(第二章 郵政事業の改革の基本方針)</p> <p>第五条 郵便の業務並びに郵便貯金の業務(次条第三項の規定による見直しが行われた後のもの)をいう。)、郵便為替の業務及び郵便振替の業務については、すべての国民が等しくそれらの業務に係るサービスの提供を受けることができるよう、あまねく全国に設置された郵便局において行われるものとし、あわせて、その経営資源を活用し、地域を取り巻く環境の変化に伴う新たな需要を考慮した公的サービス等の拡充が図られるものとする。</p> <p>(郵便貯金の業務に関する見直し)</p>
<p>第六条 公社の新たな子会社として郵便貯金(定款)の責務を明らかにするとともに、当面緊急に講ずべき措置等について定めることにより、郵政事業の改革を推進することを目的とする。</p>	<p>第六条 公社の新たな子会社として郵便貯金(定款)</p>

額郵便貯金・郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七条第一項第三号に規定する定額郵便貯金をいう。(以下同じ。)を除く。以下この項目において同じ。)の業務、郵便為替の業務及び郵便振替の業務を営む株式会社(以下「郵便貯金会社」という。)は、平成十九年九月三十日までに、設立されるものとし、公社の郵便貯金の業務、郵便為替の業務及び郵便振替の業務は、郵便貯金会社に、同年十月一日に引き継がれるものとする。

2 公社は、郵便貯金会社の発行済株式の総数を保有するものとする。

3 郵便貯金の業務については、次に掲げる方針に従い、見直しが行われるものとする。

一 郵便貯金のうち、定額郵便貯金を廃止するものとする。

二 平成十九年十月一日前に公社が受け入れた郵便貯金(定額郵便貯金を除く。以下この号において同じ。)は同日において郵便貯金会社が受け入れた郵便貯金となるものとし、同日前に公社との間で締結された定額郵便貯金(以下「旧定額郵便貯金」という。)に係る契約は引き続きその効力を有するものとする。

三 一の預金者との貯金総額の制限額は、住宅積立郵便貯金・郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金をいう。以下同じ。)及び同法第十条第二項に規定する郵便貯金に係るものを除き、五百万円とする。

四 公社は、旧定額郵便貯金の管理及び運用に関する業務を郵便貯金会社に委託するものとすること。

五 郵便貯金会社は、郵便貯金の預入及び払戻しに係る事務その他の窓口事務を公社に委託するものとすること。

(簡易生命保険の業務に関する見直し)

第七条 公社の新たな子会社として生命保険業を

営む株式会社(以下「郵政保険会社」という。)は、平成十九年九月三十日までに、二以上設立されるものとする。

2 郵政保険会社の設立に際して発行する株式の総数は公社が引き受けるものとし、公社は平成二十四年九月三十日までに郵政保険会社の株式の全部を処分しなければならないものとする。

3 公社は、郵政保険会社の株式の処分に当たつては、できる限り多額の収入が確保されるよう努めなければならないものとする。

4 公社は、郵政保険会社の株式の処分により得られた収入の一部を、過疎地域等の郵便局の維持に活用することができるものとする。

5 公社及び郵便貯金会社は、第二項の規定により公社が郵政保険会社の株式の全部を処分した後においては、郵政保険会社の株式を取得又は保有することができないものとする。

6 簡易生命保険の業務については、次に掲げる方針に従い、見直しが行われるものとする。

一 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)は、平成十九年十月一日に廃止するものとすること。ただし、同日前に公社との間で締結された簡易生命保険契約(以下「旧契約」という。)は引き続きその効力を有するものとすること。

二 公社は、旧契約に基づき公社が負う保険責任のすべてについて、各郵政保険会社との間で再保険契約を締結するものとすること。

三 郵政保険会社は、生命保険契約の締結の代理及び媒介並びに生命保険業に係る窓口事務を公社に委託することができるものとする。

(公社の役職員の身分等)

第八条 平成十九年十月一日以降、公社の役職員は、国家公務員の身分を有しないものとする。

2 公社の役職員には、職務上知ることのできた秘密を守る義務、法令に従い忠実にその職務を遂行する義務その他の義務を課するものとす。

(公社等の経営の健全化)

第九条 公社は、役職員数の削減並びに郵便貯金法第四条第一項の施設及び簡易生命保険法第一百一条第一項の施設の廃止等の経営の合理化その他により一層の経営の改善により、独立採算制の維持に努めるものとする。

2 郵便貯金会社は、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営に努めるものとし、公社は、その自律的な経営を損なわないよう配慮するものとする。

3 郵便貯金会社の株式の処分により得られた収入の一部を、過疎地域等の郵便局の維持に就くこと又は公社の役職員が離職後公社と密接に関係する法人の地位に就くことについて、制限を設けるものとする。

4 郵政事業に關係する国の機関等の職員が離職後公社若しくは公社と密接に關係する法人の地位に就くこと又は公社の役職員が離職後公社と密接に關係する法人の地位に就くことについて、制限を設けるものとする。

5 郵政事業に關係する国の機関等の職員が離職後公社若しくは公社と密接に關係する法人の地位に就くこと又は公社の役職員が離職後公社と密接に關係する法人の地位に就くことについて、制限を設けるものとする。

6 郵政事業に關係する国の機関等の職員が離職後公社若しくは公社と密接に關係する法人の地位に就くこと又は公社の役職員が離職後公社と密接に關係する法人の地位に就くことについて、制限を設けるものとする。

第七条 公社、郵便貯金会社及び郵政保険会社(公社が郵政保険会社の株式の全部を処分するまでの間に限る。次項において同じ。)は、財政融資資金債(財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第二百一号)第十一條第一項又は第十二条の規定により発行される公債をいう。以下同じ。)及び政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。以下同じ。)並びに財投機関債(独立行政法人及び特殊法人等が発行する債券であつて政府保証債以外のものをいう。)のうち債券市場による評価の低いものを取得すること等により、郵政事業に係る資金を運用してはならないものとする。

2 政府は、公社、郵便貯金会社及び郵政保険会社による前項の規定を遵守した資金の運用が可能になるよう、財政融資資金債をその他の公債と明確に区別して発行するものとする。

(当面緊急に講すべき措置)

第二章 当面緊急に講すべき措置等

第八条 平成十九年十月一日以降、公社の役職員は、国家公務員の身分を有しないものとする。

2 公社の役職員には、職務上知ることのできた秘密を守る義務、法令に従い忠実にその職務を遂行する義務その他の義務を課するものとす。

(公社の役職員の身分等)

第九条 公社は、役職員数の削減並びに郵便貯金法第四条第一項の施設及び簡易生命保険法第一百一条第一項の施設の廃止等の経営の合理化その他により一層の経営の改善により、独立採算制の維持に努めるものとする。

2 郵便貯金会社は、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営に努めるものとし、公社は、その自律的な経営を損なわないよう配慮するものとする。

3 郵便貯金会社の設立に際して発行する株式の総数は公社が引き受けるものとし、公社は平成二十四年九月三十日までに郵政保険会社の株式の全部を処分しなければならないものとする。

4 公社は、郵政保険会社の株式の処分により得られた収入の一部を、過疎地域等の郵便局の維持に活用することができるものとする。

5 公社及び郵便貯金会社は、第二項の規定により公社が郵政保険会社の株式の全部を処分した後においては、郵政保険会社の株式を取得又は保有することができないものとする。

6 簡易生命保険の業務については、次に掲げる方針に従い、見直しが行われるものとする。

一 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)は、平成十九年十月一日に廃止するものとすること。ただし、同日前に公社との間で締結された簡易生命保険契約(以下「旧契約」という。)は引き続きその効力を有するものとすること。

二 公社は、旧契約に基づき公社が負う保険責任のすべてについて、各郵政保険会社との間で再保険契約を締結するものとすること。

三 郵政保険会社は、生命保険契約の締結の代理及び媒介並びに生命保険業に係る窓口事務を公社に委託することができるものとする。

(特殊法人等の改革)

第十一条 政府は、多額の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金が独立行政法人及び特殊法人等の事業の用に供されている実態にかんがみ、郵政事業の改革に併せて、財政投融資制度に係る資金の調達及び運用の状況並びにこれらの法人の財務、業務及び組織の状況その他の経営内容に関する情報の公開を徹底するとともに、これららの改革を集中的に推進するものとする。

第十二条 政府は、前章に定める基本方針に基づく施策その他この法律に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第十三条 政府は、多額の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金が独立行政法人及び特殊法人等の事業の用に供されている実態にかんがみ、郵政事業の改革に併せて、財政投融資制度に係る資金の調達及び運用の状況並びにこれらの法人の財務、業務及び組織の状況その他の経営内容に関する情報の公開を徹底するとともに、これららの改革を集中的に推進するものとする。

第十四条 政府は、平成十九年九月三十日までの間に国民の利便性、民業補完の必要性、公社の経営に及ぼす影響等を総合的に勘案し、銀行業の代理業務、国際貨物運送(本邦と外国との間ににおいて行う貨物の運送をいう。)に関する業務その他の公社がその経営資源を活用して行う業務についての在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十九年九月三十日までの間に一般信書便事業(民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第五項に規定する一般信書便事業をいう。)への民間事業者の参入を促進するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年を目途とし

て、郵便貯金会社又は郵政保険会社の経営状況、郵政保険会社の株式の処分の状況等を勘案し、公社によるこれらの会社の株式の保有の在り方等に關し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中央省庁等改革基本法の一部改正)

第三条 中央省庁等改革基本法(平成十年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第六号を次のように改める。

六 削除

理由

郵政事業の改革に關し、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等により自由で活力ある経済社会を実現するため、その改革の基本理念及び基本方針を定め、国等の責務を明らかにするとともに、当面緊急に講すべき措置等について定めることにより、これを推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年十月十三日印刷

平成十七年十月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B